

第13回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	10
○広報広聴常任委員会委員の選任	18
○議会運営委員会委員の選任	18
○認定第4号及び報告第66号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第243号の上程、説明、討論、採決	29
○会議時間の延長	30
○議案第244号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第245号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第246号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第247号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第248号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第249号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○日程の追加	43

○事件の撤回について	4 3
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	4 4
○請願・陳情について	5 1
○散会の宣告	5 1

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3
○事務局職員出席者	5 3
○開議の宣告	5 4
○一般質問	5 4
角 田 真 美	5 4
込 山 靖 子	7 2
小 林 政 次	8 4
吉 田 孝 司	1 0 8
今 泉 文 克	1 3 4
○散会の宣告	1 4 5

第 3 号 (9月8日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 7
○事務局職員出席者	1 4 7
○開議の宣告	1 4 8
○一般質問	1 4 8
円 谷 寛	1 4 8
○休会について	1 6 4
○散会の宣告	1 6 4

第 4 号 (9月16日)

○議事日程	165
○本日の会議に付した事件	165
○出席議員	166
○欠席議員	166
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	166
○事務局職員出席者	166
○開議の宣告	167
○議会運営委員長報告	167
○議事日程の報告	167
○決算審査特別委員長報告(認定第4号)及び報告に対する質疑、討論、採決	167
○議案第250号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○議案第251号及び議案第252号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○議案第253号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○議案第254号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
○議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
○議案第256号及び議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
○産業厚生常任委員長報告(発議第8号)及び報告に対する質疑、討論、採決	186
○各委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	187
○総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	198
○産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	199
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	199
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	199
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
○日程の追加	204
○産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について	204
○鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出について	205
○意見書案第16号及び意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
○閉議の宣告	207
○町長挨拶	208
○閉会の宣告	208

○署名議員	209
-------	-----

鏡石町告示第46号

第13回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和4年9月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美	
5番	橋本喜一	6番	菊地洋	
7番	小林政次	9番	大河原正雄	
10番	今泉文克	11番	円谷寛	
12番	古川文雄			

不応招議員（なし）

第 1 号

3番 吉田孝司
5番 橋本喜一
7番 小林政次
10番 今泉文克
12番 古川文雄

4番 角田真美
6番 菊地洋
9番 大河原正雄
11番 円谷寛

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 農事務局長	圓谷康誠	農業委員会 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重	監査委員	根本次男

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主事 本田真子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまから第13回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） それでは、報告いたします。

第13回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和4年9月6日火曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第13回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、全国で感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症につきましては、我が町でも連日多くの陽性者が確認され、落ち着きは見せているものの高止まり傾向であります。行動制限がない中での感染予防は、衛生対策の基本であるアルコール消毒や手洗い、3密の回避であり、室内であれば換気の徹底であります。町といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種を含めまして万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましては、決算認定のほか、条例の一部改正、各会計補正予算など、合わせまして17件を提出するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、10番、今泉文克議員、11番、円谷寛議員、1番、畑幸一議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄） 日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議員の辞職についてご報告申し上げます。

令和4年8月23日付で渡辺定己議員から、健康上の理由により議長宛てに辞職願が提出されました。地方自治法第126条の規定に基づき、同日付で辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

お手元の3か月分の報告書を項目ごとにまとめて報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和4年5月分、令和4年6月分、令和4年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和4年5月分につきましては、令和4年6月27日月曜日、午前9時55分から午後2時50分まで、令和4年6月分につきましては、令和4年7月25日月曜日、午前9時54分から午前11時45分まで、令和4年7月分につきましては、令和4年8月25日木曜日、午前9時52分から午前11時50分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名、計4名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和4年5月分、令和4年6月分、令和4年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりです。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一） それでは、報告いたします。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

令和4年度第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会日程表。

議事日程第1号、令和4年7月11日月曜日、午前10時30分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第5号 高規格救急自動車購入契約締結について。

第5、議案第6号 災害対応特殊はしご付消防自動車（30m級）購入契約締結について。

第6、議案第7号 令和4年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）。

第7、報告第2号 令和3年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

上記の議案は全て可決承認されました。

以上、報告といたします。

○議長（古川文雄） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄 登壇〕

○9番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄） おはようございます。

令和4年6月、公立岩瀬病院企業団議会定例会の報告をいたします。

6月27日月曜、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。4番、5番、6番となっております。

第3、報告第1号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて。

第4、報告第2号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算継続費の逡次繰越しについて。

第5、議案第5号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

なお、報告2件、議案1件、全て可決承認されております。

以上で公立岩瀬病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（古川文雄） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） それでは、報告いたします。

令和4年9月6日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

議会運営委員会委員長、橋本喜一。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

令和4年7月5日から6日まで実施した所管事務調査の結果について、次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、本町の議会運営に資するために、議会運営委員会所管事務について、参考となる取り組みを行っている議会の活動状況を視察調査する。

2、調査先及び調査事項、（1）茨城県笠間市議会、ICTを活用した議会運営について、対面式議場（イギリス方式）について、（2）栃木県矢板市議会、ICTを活用した議会運営について。

3、参加者、議会運営委員6名、議長、議会事務局職員2名。

4、調査結果、別紙のとおりでございます。

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） 朗読省略の声がありますので、まとめに入らせていただきます。

まとめ。

今回の視察研修では、ICTを活用した議会運営をメインテーマとし、タブレットを活用した会議の方法や取り組みについて調査した。

笠間市議会では、紙で配付していた各種資料などを電子データ化し、基本的にペーパーレスで議会運営を行っていた。また、文書共有システムと相互連絡のためのコミュニケーションツールが導入されており、円滑な議会運営が行われていた。その他、改修された対面式議場の見学をしながら、バリアフリーや開かれた議会への取り組みについても活発な意見交換を行うことができた。

矢板市議会でも、個人情報が含まれる書類等以外については、原則ペーパーレスで会議資料が作成されていた。カレンダーアプリの共有やメールを使い、今まで郵送していた書類を電子データで共有することで、紙や印刷などのコストの削減につながっていた。

両市議会を視察し、議会においてタブレット端末を導入することで大幅な経費節減が図られると感じた。導入による管理経費を上回る経費節減を実証までは難しいものの、目に見えない効果や発展的利用により、その差額分を補填する効果は期待できる。

また、議会のみでなく、執行部においてもタブレット端末を導入することにより、より経費節減に効果が期待できる。特に人件費に関しては、雑務を省略することにより余裕ができ、その時間を発展的業務やほかの時間に充てることができる。新たな業務への挑戦や現業務の精度向上、長時間労働の抑制にもなる。

当町においても、議会のICT化を進めていくことが課題であり、タブレット端末の活用

により、より開かれた議会、町民の負託に応え得る議会の実現につながると感じた。今回、2日間にわたり調査した内容は、さらなる議会の活性化に向けて参考とすべき有意義なものであった。

最後に、茨城県笠間市議会及び栃木県矢板市議会の皆様に対し、コロナ禍の中、かつ多忙のところ、懇切丁寧に対応していただいたことに感謝申し上げます。あわせて、両市のさらなる発展を祈念し、議会運営委員会の調査報告といたします。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、私が町長に就任してから初の定例会でありますことから、初めに、これまでの思いを申し上げたいと思います。

6月24日に町長に就任して2か月余りがたちました。その間、全国田んぼアートサミットの開催や新型コロナウイルスの急速な拡大などへの対応など、常に重大な決断をしなければならない町長の職の重さを改めて感じているところであります。町民や議員の皆様のご意見や町職員の力を借りて問題解決を進める中で、やはり一人では問題解決に限界があり、みんなまで、ワンチームで問題に当たらないといい解決方法が見つからないことを改めて痛感いたしました。いろいろな意見や考え方がある中で、最初は意見の相違はあるものの、最後にはノーサイドになるような町政運営に努めていきたいと考えております。

町は、昭和37年8月1日の町制施行から本年で60年目を数えました。高度経済成長とともに産声を上げ、昭和、平成、令和の激動の時代を突き進み、現在に至っております。来月19日に鳥見山体育館で記念式典を挙げる予定であり、現在準備を進めているところであります。60周年を町全体で盛り上げていきたいと考えております。

2022全国田んぼアートサミット in かがみいしは、最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、7月28日に開催したところであります。サミットには、全国各地から15の団体をお迎えし、関係者合わせて約360名の参加がありました。このサミットの模様は、インターネットで配信されたほか、県内各テレビ局や新聞等で報道され、町の大きなPRに

なつたと考えております。

さらに、先月下旬には大変喜ばしいユースが飛び込んできました。鏡石中学校3年生の増子陽太さんが、見事に全国中学陸上選手権大会3,000メートルにおいて全国制覇を成し遂げました。増子さんは、この大会以前に、東北大会で中学歴代最高記録を達成しており、その重圧の中で、しかも大会新記録での優勝は、鏡石町民に明るい話題を提供してくれました。改めて優勝おめでとうと感謝を申し上げたいと思います。また、このほかにも、第39回全日本少年軟式野球大会に、鏡石中学校3年生、田中歩生さんと、同じく2年生、城戸拓都さんが須賀川選抜所属として横浜スタジアムで開催の全国大会に出場しました。

さらに、東京国際大学3年生の遠藤梨李さんは、今年12月にコロンビア共和国で開催される2022ウエトリフティング世界選手権大会の日本代表として選出されました。このような子供たちの活躍は、町の明るい未来を象徴しているようであり、町民が力づけられるものと確信いたします。今後ますますの活躍を期待しております。

さて、発生から4年目を迎える新型コロナウイルス感染症は、第7波と言われる中で、まさに感染爆発の様相を呈しております。全国はもとより、福島県でも町内でも多くの感染者が出ております。町内では、感染者の累計が1,000人を超えて、8月の1か月だけでも500人を超える感染者が出ております。国から行動制限がされていない中で、感染者の抑制は難しいものがありますが、基本的な対応策である手洗いやアルコール消毒、3密の回避などを徹底して励行していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、1、2回目は80%を超える接種率でしたが、3回目、4回目はそれほど高い接種率ではありません。ワクチン接種は、主に重症化予防を目的としていますので、感染が急速に拡大している中で、接種をしていない方々にはできるだけ早い時期に接種をお願いしたいと思います。特に5歳から11歳の子供への接種につきましては、予防接種の効果と副反応のリスク双方をご理解いただいた上で、各家庭において判断してくださるようお願いしたいと思います。

次に、今年の水稲の作況指数が全国で101の平年並みになるとの予測が発表されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて外食産業が休業して、業務用米の消費が大幅に落ち込んでおります。これにより、主食用米の供給過剰が懸念されており、予測どおりの作況指数になれば取引価格の下落が心配されます。

また、農作物の果樹については、6月2日発生以降の降ひょう被害があり、7月の臨時議会において、果樹農家に対する緊急対策事業に関連する補正予算を議決いただいたところであり、お盆前からの数日間、例年以上の降雨や低温によって水稲やそ菜の収穫量の減少と品質の低下が懸念されるところでありますが、今後の天候回復により、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、本年4月の住民説明会で概略設計が示されました。その後、説明会で出された意見等を踏まえ、最終的な遊水地の範囲や堤防の高さ等を確定するための説明会が7月下旬から3日間開催されました。内容は、代替地や付け替え道路、支川処理、内水検討について説明がありました。このうち、住宅移転用地の整備につきましては、自治体の協力の下、国が主体となって代替地を造成したいとの提案がありました。また、農地の買収価格の提示は、今月中旬頃になる予定だと示されました。これにより、移転候補地の選定作業を進めることとなります。町といたしましては、移転対象者の皆さんの意見を聞きながら、今後も地元協議会等と連携し、積極的に関与していきたいと思っております。

現在、駅東土地区画整理地内に建設中の健康福祉センターは、センター棟の鉄骨工事が最終段階となり、建物の骨組みの全体像が見えるようになりました。工事進捗率は25%で、完成に向け、工事の工程や安全管理等を推進してまいります。

本年4月末で本体工事が完成しました鏡石浄水場につきましては、設備の試験運転が終了しましたので、8月23日から給水を開始し、旭町浄水場との切替え作業を徐々に進めているところです。今月上旬には切替え作業が終了する予定でありますので、切替え作業終了後には、上下水道課の事務所を鏡石浄水場に移転し、鏡石浄水場の本格稼働に向けて準備を進めてまいります。

なお、鏡石浄水場の通水式につきましては、10月10日に開催を予定しております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、円安等による物価高が加わり、特に低所得者の皆さんには大きな影響を与えております。町としては、各種の支援事業を展開しており、よどみのない給付ができるように事務事業を進めてまいります。

子育て支援関連事業としてののびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しているもので、今年度は7月末までに17件の給付を行ったところです。

また、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的としたオリジナル結婚記念証についても、7月末までに8組のカップルに記念証とフォルダを発行したところです。

次に、本年度から始まる鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、町民の健康保持増進を進める健康づくりの支援における集団健診を9月5日から11日までの7日間実施しております。今年度の集団健診も、新型コロナウイルスの感染予防対策として会場を公民館のみとし、1日当たりの受診者の定員を設け、全て事前予約としたところです。また、医療機関での個別健診については、9月1日から来年1月31日まで実施し

ており、このコロナ禍におきましても、より多くの町民の皆さんに自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところであります。

郡山女子大学との連携事業として、町の健康課題である塩分摂取率の改善のため、減塩をテーマとした健康教室をこれまでに3回開催し、自分の適正体重や食事量、減塩調理のポイントなどについて学んだところです。

さらには、第二小学校の小学4年生から6年生の各学年において、子供が不足しやすい栄養素の鉄分について学ぶ特別事業を実施しました。今後も、第一小学校、中学校においても実施する予定となっております。

子育て支援母子手帳アプリは、妊娠中の健診記録や子供の予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせをお届けするスマートフォンアプリですが、現在、登録件数は242件となっており、町の情報をより身近に分かりやすく提供してまいります。

百歳賀寿事業につきましては、7月11日に笠石地区の面川孝さん、8月13日に笠石地区の大河原ミチさんに鏡石町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、面川さんは、好きな食べ物を食べること、大河原さんは、野球や相撲等のテレビ観戦を楽しんでいると話され、お二人ともお元気で、自宅にて家族とともに生活をされております。

敬老会につきましては、毎年9月に鳥見山体育館において開催しておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止等、皆様の安全・安心を最優先に考え、誠に残念ではありますが、昨年に引き続き開催を中止といたしました。

食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業である健幸食生活応援事業においては、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度は、これまで38件の高齢者宅の訪問を行ったところです。

産前産後ヘルパー派遣事業では、妊娠中や産後の体調不良などで家事や育児の支援を必要とするご家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをすることにより、子育て家庭の育児への不安や負担の軽減を図ってまいります。

子育て世代包括支援センター機能拡充事業としては、助産師を雇用し、不安や悩みなどを聞きながら、心と体のケアや育児サポートなど、産前産後訪問事業や相談支援事業を実施してまいります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、第二小学校施設整備として進めている照明LED化・内装改修工事は、第二小学校の協力の下、4工区に分け、仮設教室や仮設の職員室を設置し、夏休み期間を有効に活用し、改修工事を進めております。現在、第2工区まで順調に工事が進んでいる状況で、来年3月完了に向けて施工監理に努めてまいります。

学力向上支援事業は、児童・生徒の学力向上として、標準学力調査による個々の達成率か

ら弱点等を探し出し、分析し、その結果を基に教員の研修会等を実施し、資質の向上に努めております。また、中学生の学習意欲と学力向上につなげるため、鏡石中学校が行う各種検定の受検者を対象に、受検料の補助を行っております。

さらに、中学3年生を対象に、英・数学力向上講座を夏季休業と2学期の土曜日を活用し、実施しているところであります。

小・中学校町民プール利用事業は、各小・中学校の水泳授業を9月中旬までの間、各学校で計画的に実施する予定でございましたが、コロナ禍の影響で延期や中止せざるを得ない状況となってしまいました。延期した授業については、町民プールの指定管理者のご協力により期間を延長し、水泳授業ができるように努めているところであります。また、夏休み期間中の小学生の利用についても、この夏の猛暑の中、熱中症対策としても大変効果的であり、多くの子供たちに利用いただいたところであります。

元気キッズサポーター派遣事業は、児童の体力格差が課題となっているため、陸上指導のほか、ボール運動など幅広く取り入れ、児童の基礎体力向上を図るため、かがみいスポーツクラブに委託し、元気キッズサポーターを各小学校に派遣しております。

今月11日に、県営あづま球場で行われる福島県市町村対抗軟式野球大会に出場する本町のチームは、第2回大会から出場しておりますが、本年は町制施行60周年を記念し、ユニホームを新調、今大会がお披露目となります。優勝を目指して頑張っていたきたいと思います。

少年の主張鏡石町大会は、昨年同様に、コロナ対策として、発表者を各小学校の5年生と6年生各1名、中学校では各学年1名とし、聴衆者も限定して8月5日に第一小学校あやめホールで開催いたしました。発表では、町内施設への気づき、挨拶の大切さと言葉の重要性など、日頃感じたことや将来の夢についても、日頃から考えていることを丁寧にしっかりと発表されました。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、町制施行60周年を記念して各種の記念事業を行う予定であります。

第16回鏡石駅伝・ロードレース大会については、福島県内に住んでいる方1,500名に限定で11月6日に開催を計画しており、ゲストラランナーに鏡石町出身で、現在、小森コーポレーション陸上部に所属し、各種大会に出場している山本竜也選手を予定しており、現在、エントリーを募集しております。

文化講演会についても、12月2日に鳥見山体育館において開催を予定し、講師に劇作家・演出家・女優の渡辺えり氏をお迎えする予定です。

今後、開催に向けての準備を進め、多くの皆様をお迎えできるよう努めてまいります。

次に、新規事業である粗大ごみ戸別収集事業では、6月から受付を開始し、これまでに20件の利用がありました。粗大ごみを各地区の収集場まで運ぶことが困難な皆さんからは、運

搬手段もなく困っていたので大変助かるとの声が届いています。

墓地整備事業については、町民の皆様への墓地需要調査を無作為抽出により450名の方へ墓地の購入希望やその理由などについてお尋ねし、現在、集計作業を進めているところです。墓地の候補地選定では、地域との合意形成を図ることが必要であるとともに、技術的・経済的観点から検討を進め、事業の推進に努めてまいります。

天栄村との広域事業として取り組んでおります総合相談事業につきましては、遺産相続からインターネットでのトラブルなどの問題について、7月までに20件の相談が寄せられています。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、5年目を迎えますまちの駅「かんかてらす」につきましては、コロナ禍の中でもソーシャルディスタンスの確保や3密回避策などの感染症予防策などを十分考慮した上で、収穫祭などのイベントを実施して売上げの向上に努めてまいりたいと考えております。

イベント等における新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、8月上旬の鏡石ふるさと祭り、10月に3年ぶりの開催を予定しておりました鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りが中止となっております。町制施行60周年の目玉事業でもあり残念ではありますが、来年こそ実施できるように感染症防止策を工夫していきたいと考えております。

農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」に基づき、生産拡大に向けた栽培技術確立や機械化による労力軽減を図るために、実証展示圃場を設け、関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところであります。今年は、約8ヘクタールの栽培面積で約4トン程度の収量があり、これから搾油になりますが、約1,200キログラム程度の菜種油が見込まれます。これからは、昨年に引き続き、学校給食への活用やかんかてらすにおいて販売を予定しております。

高久田地区基盤整備事業では、6月19日に事業委員会の設立が総会で承認され、現在は実施計画の業務を進めている段階であり、今後も地権者の皆さんに進捗状況や圃場整備の課題などを随時お知らせして、事業に対するご理解とご協力をお願いしてまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として継続して施工中の久来石・行方・蓮池西線道路改良工事、鏡田111号線道路改良工事、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線外歩道新設工事を発注しました。

また、6月議会定例会において請負契約の締結について議決いただきました高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）につきましては、現場着手に向け関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の健康福祉センター建設地の周辺を整備しております。本年度予定している道路築造工事や造成工事を順次発注しております。6月議会定例会において請負契約の締結について議決いただきました鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事につきましても、順調に進捗しております。

公共下水道事業においては、社会資本整備総合交付金事業により、長寿命化対策としてマンホールポンプの交換工事を発注しております。

そのほか、農業集落排水事業では、農山漁村地域整備交付金により舗装本復旧工事を発注し、工事を進めております。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、社会保障・税番号制度につきましては、国において令和2年9月から開始された消費活性化策として、第一弾・第二弾のマイナポイント事業に合わせ、マイナンバーカードの取得向上を進めているところであります。町では、本年8月から、平日のみであったマイナンバーカードの受け取りを日曜窓口時にも実施するほか、申請者がマイナンバーカードの申請をスムーズにできるよう、職員が役場窓口で顔写真の撮影や暗証番号の設定を一緒に行うなどしてマイナンバーカードの円滑な交付に努めているところであります。

次に、令和3年度の各会計決算の概要につきまして申し上げます。

まず初めに、一般会計決算額は、歳入74億3,089万円、歳出72億7,861万9,000円で、形式収支では1億5,227万1,000円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では1億2,591万3,000円の黒字決算となりました。

主たる変動要因としては、令和2年度に行われた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策での特別定額給付金事業や令和元年東日本台風の災害復旧事業など、臨時的な補助事業費が大きく減少したことによるものであります。

また、普通会計の起債償還額は4億698万9,000円、前年比107.98%、年度末残高は62億6,628万3,000円、対前年比109.67%で、社会資本整備総合交付金事業のほか、健康福祉センター建設事業や令和3年福島県沖地震災害復旧事業に係る借入額の増が主な要因であります。

今後も駅東第1土地区画整理事業など、各種事業進展のための起債発行のほか、施設の老朽化対策に係る起債発行も見込まれることから、引き続き計画的な財政運営が迫られております。

令和3年度の上水道事業会計を除く全10会計の総決算は、歳入110億6,369万2,000円に対して、歳出108億8,715万1,000円となり、実質収支で1億4,552万円の剰余金が生じ、次年度繰越しを行うこととなりました。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で8.5%、前年度比0.4ポイント上昇し、さらに、将来負担比率についても40.9%、前年度比10.7ポイントの上昇となりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万2,018人、前年度比62人増、給水契約4,885件、前年度比29件増、年間給水量は124万3,376立方メートルで、前年度に比べ803立方メートルの増加となり、1日平均給水量は3,406立方メートルでした。

消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算額で2億6,561万2,000円、支出決算額が2億3,723万5,000円で、収支差額は2,837万7,000円の当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計、上水道企業会計を含めた11会計について、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものであります。

報告第66号 令和3年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、法律に基づいて、財政の健全化を判断する4指標並びに資本不足比率について監査委員の意見を付して報告し承認をいただくものであり、議案第243号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現職員の辞任により新たに任命するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第244号から議案第247号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきましては、町制施行60周年記念式典の際に表彰を行う予定の特別功労者について、条例に基づきまして議会の同意を求めるものであります。

議案第248号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業法の改正により、非常勤職員についても育児休業の取得要件が緩和されたことによる改正であり、議案第249号 令和3年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項による剰余金の処分について議決を求めるものであります。

議案第250号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な歳入として、令和3年度決算による繰越金9,500万円、歳出につきましては、積立てに4,800万円、令和3年度事業確定による福祉事業の国庫等の返還金1,321万8,000円、区画整理特別会計の繰り出しで5,400万円の増額などで総額1億5,806万4,000円の増額補正予算であります。

議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、令和3

年度決算による繰越金の整理であります。

議案第253号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第254号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、令和3年度決算による繰越金等の整理であります。

議案第255号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、区画整理地内の造成工事5,400万円を含む5,523万8,000円の増額補正予算であります。

議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度決算による繰越金の処理による増額補正予算となっております。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、同意、承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前11時02分

開議 午前11時08分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎広報広聴常任委員会委員の選任

○議長（古川文雄） 日程第5 広報広聴常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

現在欠員となっている広報広聴常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、広報広聴常任委員に、2番、込山靖子議員を指名いたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（古川文雄） 日程第6、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

現在欠員となっている議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規

定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員に、7番、小林政次議員を指名いたします。

◎認定第4号及び報告第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第7、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第8、報告第66号 令和3年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7及び日程第8の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

まず初めに、私ごとで大変恐縮でございますけれども、7月21日招集の第12回町議会臨時会におきまして、副町長の選任につきご同意をいただきましたことから、初の定例会でありますことから、これまでの役場職員としての経験を生かしながら、町発展のため頑張っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいま一括上程されました認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について並びに報告第66号 令和3年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

私からは、認定第4号につきましてご説明をいたしまして、報告第66号につきましては、総務課長よりご説明をいたします。

それでは、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1ページの総括表によりご説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、別冊決算書の1ページ、2ページをお開きください。

こちらは10会計の総括表でございます。まず1番が、一般会計で歳入が74億3,089万円、歳出が72億7,861万9,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億5,227万1,000円。

次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億2,591万3,000円。

次に、令和3年度実質収支から令和2年度の実質収支を差し引いた単年度収支が5,135万7,000円のマイナスとなっております。

次に、大きな2番、国民健康保険特別会計でございますけれども、歳入が12億9,922万3,000円、歳出が12億9,539万9,000円、形式収支並びに実質収支が382万4,000円、単年度収支が1億1,289万3,000円のマイナスとなっております。

次に、大きな3番、後期高齢者医療特別会計でございますけれども、歳入が1億2,161万8,000円、歳出が1億2,112万8,000円、形式収支並びに実質収支が49万円、単年度収支が22万9,000円のマイナスとなっております。

次に、大きな4番、介護保険特別会計でございますけれども、歳入が11億1,371万1,000円、歳出が11億499万5,000円、形式収支並びに実質収支が871万6,000円、単年度収支が590万9,000円の黒字となっております。

次に、5番、土地取得事業特別会計でございますけれども、歳入が9万3,000円、歳出はございません。形式収支並びに実質収支が9万3,000円、単年度収支が9,000円の黒字となっております。

次に、6番、工業団地事業特別会計でございますけれども、歳入が4,632万4,000円、歳出が4,580万2,000円、形式収支並びに実質収支が52万2,000円、単年度収支が29万2,000円の黒字となっております。

次に、7番、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が3億2,688万4,000円、歳出が3億2,164万5,000円、形式収支が523万9,000円、実質収支が123万9,000円、単年度収支が300万2,000円のマイナスとなっております。

次に、8番、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が299万3,000円、歳出が299万円、形式収支並びに実質収支が3,000円、単年度収支が1,000円の黒字となっております。

次に、9番、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が5億9,647万3,000円、歳出が5億9,319万3,000円、形式収支が328万円、実質収支が277万2,000円、単年度収支が23

万5,000円のマイナスとなっております。

次に、10番、農業集落排水事業特別会計でございますけれども、歳入が1億2,548万3,000円、歳出が1億2,338万円、形式収支が210万3,000円、実質収支が194万8,000円、単年度収支が100万7,000円の黒字となっております。

10会計の合計といたしまして、歳入が110億6,369万2,000円、歳出が108億8,715万1,000円、形式収支が1億7,654万1,000円、実質収支が1億4,552万円、単年度収支が1億6,049万8,000円のマイナスとなっております。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をご覧くださいと思います。

令和3年度鏡石町上水道事業決算書、こちらの1ページから3ページにつきましては総括事項でございます、令和3年度末の給水人口、年間給水量、そして、事業実績の概要についてまとめたものでございますので、ご覧いただければと思います。

それでは、決算の概要につきまして4ページからご説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

4ページにつきましては、令和3年度上水道事業決算報告で、(1)収益的収入及び支出でございます。

5ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましては、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせまして、水道事業収益につきまして決算額が4億3,940万3,050円となっております。

次に、支出につきましては、営業費用並びに営業外費用を合わせまして、水道事業費用につきましては、決算額が2億4,562万7,082円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

7ページをご覧くださいと思います。

収入につきましては、企業債、支出金並びに負担金及び補償金を合わせまして、資本的収入の決算額が16億5,605万4,969円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出の決算額が18億9,319万8,627円となりました。

次に、戻っていただいて、6ページの表の下をご覧くださいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,714万3,658円は、過年度分損益勘定留保資金の1億6,008万3,174円、建設改良積立金の6,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億6,541万3,073円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等の1億4,835万2,589円を除きました1,706万484円で補填をしたところでございます。

以上、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） 総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 続きまして、議案書2ページ、報告第66号 令和3年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率を、同法の第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊として、皆様のお手元に令和3年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付されておりますので、そちらのほうの1ページをお開きください。

右側の1ページに審査意見書としまして、1番として審査の概要がこちらのほうに書いてございます。2の審査結果、(1)の総合意見の一覧表の記載のとおり、令和3年度の4つの指標のうち、表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当しておりません。③の実質公債費比率につきましては、令和3年度が8.5%と、前年度比で0.4ポイント上昇しました。また、④の将来負担比率につきましても、令和3年度が40.9%と、前年比10.7ポイント上昇いたしました。

実質公債費比率につきましては、対前年比で0.4ポイント上昇し、単年度でも9.05852%となり、前年度と比べまして、単年度でも1%以上の上昇をいたしました。

その要因としましては、過去の公共事業債及び緊急防災・減災事業債等の元金償還が始まったこと、一部事務組合の設備投資による地方債が増加したことが挙げられます。

将来負担比率は、既発債におきます地方債残高、債務負担行為に基づく予定支出額、公債費や公営企業債等の繰入れ見込額など、将来負担軽減のある効果のある基金や基準財政需要額算入見込額を控除しまして、これを標準財政規模で除して算定されるものでございます。

今回の将来負担比率の上昇の要因としましては、財政調整基金の現在高が微増あったものの、やはり町債の残高の積み上げが多かったことによるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

こちらが令和3年度水道事業会計経営健全化審査意見書となっております。こちらにつきましては、令和3年におきまして、水道事業会計における資金の不足がなかったため、該当しておりません。

以上、監査委員の意見を付しまして、提案理由のご説明を申し上げ、ご報告申し上げます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第66号 令和3年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） 各審査の結果を報告申し上げます。

初めに、決算関連の審査結果を報告いたします。

令和3年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和3年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和3年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 令和3年度鏡石町決算附属書類
- (13) 令和3年度各基金の運用状況

2 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月10日まで。

ただし、上水道事業会計は令和4年5月25日に実施いたしました。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業ほかの決算概要及び意見は次のとおりであります。以下につきましては、細目にわたりますため、省略させていただきます。

決算関連については以上のとおりです。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和3年度鏡石町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は記載のとおりです。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

令和3年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は40.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果を申し上げます。

令和3年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は算出されません。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

令和3年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄） これより認定第4号に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、執行のほうからご説明いただきました認定第3号に関しての質問をさせていただきます。

この頂きました資料、議案書、そしてまた決算書、いっぱいあるわけですが、その中で私がちょっと今気になって角度を変えて見ていたのは、町のいわゆる借金、町債及び企業債についての記載がどこにあるのかななんて思って見ておりました。そういうふうな形で見ておりますと、決算書の中にも一部そういう記載があったり、一般会計特別会計の決算書にも書いてありました。また、水道のほうの決算書のほうにも、それこそ明細まで書いてあるわけですが、これから認定の議案については、決算審査特別委員会のほうに付託されて議案の審議されることになると思います。それに当たりまして、一目瞭然で分かるような町債の項目と金額、町債で企業債の金額を分かるような資料のほうも添付していただいて審議をさせていただきたいというふうに私は一議員として思うんですが、その辺の見解を聞きたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今の報告につきましては、法律に基づきました数値の報告でございまして、議員がおっしゃるような一目瞭然の資料につきましては、残念ながら今回の議案ではちょっと説明し切れない部分がございます。その資料につきましては、お手元に主要施策の成果及び予算執行実績報告書というのがございまして、こちらの5ページをお開きいただきますと、町債の残高が各年度別に記載されておりました、債務負担行為の残高もそちらに記載していると。あと、中身、例えば建設事業債がどのぐらいなのかということにつきましては、年度当初の予算書のほうに、見込みなので実額とちょっとぶれるところはございますが、目安としてそういうような形の見込みはそちらに記載されているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、総務課長から答弁あったとおり、そのとおりだと私も思っております。ただ、今私申し上げたのは、このようなちょっと膨大な資料、いっぱいあります。また、予算書を持ってきてそれを見てくれと言われても手元にはございません。ですから、決算審査特別委員会ときには持ってこようかなと思うんですが、それでもやはり、ちょっと言い方悪いんですけども、なかなか何がどこに書いてあるのか分からないという議員さんもいっぱいいると思うんですよ。そんなこと言ってしまうと失礼かもしれませんが、私は、今提案申し上げたんですが、その一覧表を作ってもらえないかと。要するに、議員の皆さんが、私も含めてですよ、そういった内容を理解して、そして、こういう状況なんだと、こういう状況の中でこの決算を認めるかどうかというものの一つの資料として上げてほしいとお願いをしているんです。これ多分全部読めば、どこに何が書いてあるのかなと今までの周りの資料を見ればそれは分かるんですよ。私も素人ながら見てみましたけれども、多分、こういうことじゃねえかな、こということじゃねえかなと思って分かるんです。ただ、今回このような形で決算審査に上げるわけですから、執行としてもぜひ、ちょっとなかなかこういう資料用意すんのは、そのために残業しろとも私どもは言えないものですから、ただ、その仕事の一つとして私はやってもらいたいと、お願いというか、そういった形でどういふふうなお考えなのかお聞きしたかったんです。

ちょっと先ほど総務課長から、町債の中のいろんな町債ありますよね、臨時財政対策、いろいろあります。その利率も違ったりとか、それをどういふふう償還するとか、どういふふうなメリットがあるんだというのもあるわけですよ。ですから、そういうのも、私はやっ

ぱり議員として知らない議員失格だなどと思っています。そういったものも知った上で、要するに表の予算と決算を分かって、なおかつ借りているお金もあるんだと。そういう中で、これからの10年、20年先の鏡石町というのを考えてやっていかないと、それこそ、見ると令和43年まで借りているじゃないですか、すごいお金を。ですから、そういったものの内容をしっかり考えた上であくまでも当年度の予算決算を、今回決算ですけれども、これを審議するということですから、ぜひともその辺の簡単な、本当、私も時間あればこれやりたいんですけども、そういうわけにはいきませんので、執行の方も大変恐縮だと思うんですけども、ぜひ町債、企業債、町債の中のどういう項目でどれだけ残高があるんだという一覧表は専門家の方々であればすぐ分かるわけですから、そういった一覧表を提示していただけないかという、そういうつもりがあるかということで改めてお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

町債残高、債務負担行為残高はこちらにあるのはご確認できたと思います。一覧表という形になりますと、結局、この主要な施策の成果及び予算執行の実績報告というのは、決算書の概要を大きくまとめたものがこちらになっております。ですから、さらにもっとという一覧表になりますと、何を一覧にしていかが私も今のご提案を受けましてどれがいいのかなどというのがぱっとお答えできませんので、そちらのほうは検討材料として持ち帰らせていただきたいと思います。すみません。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと質問と答弁がかみ合っていないような気がするんですよ。やはりこの町債には内訳があるんですよね。7事業に幾ら借りて、どれだけ払ったかというの。それを示してもらいたいというのが吉田議員の質問ではないかと思うんですが、その辺答弁がちょっとかみ合っていないような気がします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 大変失礼しました。その点につきましても、ちょっと検討材料とさせていただいて、決算の中でどれがどれだけ払っているという部分については、予算のとき

にちょっとつくっているのが現状、予算書のつくりとしてつくって、決算書の現状としましては、そういうところまでつくり込みは、今のところ予定をしていませんでした。ただ、おっしゃるとおり、予算書と同じような形で、普通事業債、災害復旧事業費、あと、その他という形のカテゴリーの中では作成することは可能ではないかなと思いますが、ここで断言できませんが、持ち帰りにしまして検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第4号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第66号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、込山靖子議員、3番、吉田孝司議員、4番、角田真美議員、5番、橋本喜一議員、6番、菊地洋議員、7番、小林政次議員、9番、大河原正雄議員、11番、円谷寛議員の9名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午前11時45分

開議 午前11時51分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

令和3年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に3番、吉田孝司議員、同副委員長に6番、菊地洋議員が選任されました。

◎議案第243号の上程、説明、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第9、議案第243号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） [第243号議案を朗読]

○議長（古川文雄） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第243号 鏡石町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります力丸次雄氏より、9月30日をもって退任する旨の辞職願が提出されました。そのため、後任として、鏡石町中町271番地1在住の鈴木健生氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

鈴木氏は、獨協大学外国語学部を卒業後、昭和57年4月に千葉県松戸市立金ヶ作中学校を初任校とし、昭和63年4月からは、須賀川市立第三中学校の教諭として、長年にわたり主に中学校の教諭として奉職され、その間、教育実践者として輝かしい実績を残し、令和2年3月に矢吹町立矢吹中学校校長を最後に退職されました。また、令和2年4月から本年3月まで矢吹町教育委員会教育長を歴任されました。人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有している同氏が教育委員会委員として最適任者でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑を省略し、意見を求めるため、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、菊地洋議員。

[6番 菊地 洋 登壇]

○6番（菊地 洋） ただいま上程されました議案第243号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

提案されました鈴木健生氏は、長年にわたり中学校の教諭として勤務され、退職後は、矢吹町において教育長としてご活躍されました。豊富なご経験を持ち、町の将来を担う子供たちを育む教育行政分野に精通されている鈴木氏の任命は、町にとって適任であろうと思われ

ます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の意見といたします。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄） ここで、お諮りいたします。

議事の都合上、あらかじめ時間を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第243号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採
決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前 11時57分

開議 午前 11時59分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第244号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第10、議案第244号 特別功労表彰につき同意を求めることについ

ての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一）〔第244号議案を朗読〕

○議長（古川文雄）次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏）皆さん、こんにちは。

ただいま上程されました議案第244号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

このたびの特別功労表彰につきましては、本町が昭和37年8月1日に町制を施行し、本年度で60周年を迎えました。このことによりまして、来月19日に鳥見山体育館におきまして記念式典を執り行う予定であります。その席上で鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しておりますので、条例第3条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

表彰予定者は、氏名が遠藤栄作氏、昭和25年12月9日生まれ、住所が東町50番地の方で、該当号数1号は、町長の職にありまして12年以上在職した方が該当するものであります。

以上、議案第244号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄）これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄）討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第244号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄） 起立多数であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

◎議案第245号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第11、議案第245号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、関係者、10番、今泉文克議員の退席を求めます。

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 1時04分

〔10番 今泉文克 退席〕

開議 午後 1時04分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） 〔第245号議案を朗読〕

○議長（古川文雄） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第245号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は5ページをお開きください。

このたびの特別功労表彰につきましては、来月19日に鳥見山体育館におきまして、町制施行60周年記念式典を執り行う際に、その席上におきまして、鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しております。そこで、条例第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

表彰予定者は、氏名が今泉文克氏、昭和22年10月25日生まれ、住所が鏡沼246番地の方で、該当号数2号につきましては、町議会議員の職にあつて16年以上在籍した方が該当するものでございます。

以上、議案第245号の提案理由を申し上げます。ご審議いただき、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 議案第245号について、私のほうから質疑をさせていただきます。

該当号、第2号ということで今泉文克議員が執行の推薦でこの表彰いただけるということになったという議案でございます。今泉さんは、本当にベテランの議員で、私もいろいろ教えていただいたり、怒られたりすることもあるんですが、本来であれば、私の1期目のときに、55周年記念のときに該当になっていたんじゃないかなと私は思うんです。そのときに、当時の町長に対して、今泉さんはなぜそのときにもらえなかったのかという話をしたんです。そのときに明確な答弁が得られなかったわけでありましてけれども、この第2号については、ご存じのように条例に定めたとおり、町議16年以上と、先ほど総務課長が説明したとおりですけれども、その16年以上という規定を前回55周年記念時に満たしていながら、その際に表彰されなかった理由、そしてまた、今回になって表彰される理由、その辺のことをご答弁を賜ればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

皆様の手元にはないんですが、表彰条例でございます。議員のおっしゃるように、表彰条例に基づきまして、執行部のほうで推薦というか、出しまして、最終的には同意の下、得て行くということでございます。5年前のことですし、ちょっと資料は遡って調べておりますが、基本的には、この条例の目的として、第1条に町政振興に寄与し、または町民の規範となるような行為があった個人、団体を表彰しというところと、あと、第3条、第4条、第5条でそれぞれ特別功労及び善行表彰というのございまして、その第1項に功績顕著なものにつき町長が議会の同意を行うと、特別功労表彰につきましてはというような規定がございまして、満たすもの、満たさないもの、ここに町長が出すかどうかということが執行側の判断によるものでございまして、中身につきましては、中の話ですのでここでは差し控えたいと思いますが、前回、5年前の判断の中ではこの要件を全て満たすものではなかったという判断でございまして、今回は全て満たしたということで上程させていただいたというのが内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 質問させていただきます。

議案になっております今泉文克議員は、その前段の功労賞ももらっていないということなんですよね。この功労賞については、遡及して表彰するという仕組みはないんですか。お尋ねします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

前の全員協議会の中で、もらっているか、もらっていないかという話がありまして、仮に、もらっていなかった場合に遡及して表彰できないという規定があるのかどうかという点におきましては、ここに遡及して行うというふうには載ってございません。できるかできないかという話になるとまた話は全然違うんですが、ただ、今回最高位の、町で一番の表彰をもらう上で次のやつも一緒にというのはちょっと逆に失礼に当たるのかなと思いますし、同時にという形は今のところ考えておりませんので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第245号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

ここで、10番、今泉文克議員の入室を求めます。

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 1時12分

〔10番 今泉文克 入室〕

開議 午後 1時13分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第246号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第12、議案第246号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） 〔第246号議案を朗読〕

○議長（古川文雄） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第246号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書6ページをお願いします。

このたびの特別功労表彰につきましては、来月19日に鳥見山体育館におきまして、町制施行60周年記念式典を執り行う際に、その席上におきまして、鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しているものでございます。条例第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

表彰予定者は、氏名が稲田幸吉氏、昭和30年11月20日生まれ。住所が蒲之沢町191番地の方で、該当号数6号につきましては、消防団員であって30年以上在職の方が該当するものでございます。

以上、議案第246号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第246号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決しました。

◎議案第247号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第13、議案第247号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） 〔第247号議案を朗読〕

○議長（古川文雄） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第247号 特別功労表彰につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いします。

このたびの特別功労表彰につきましては、来月19日に鳥見山体育館におきまして、町制施行60周年記念式典を執り行う際に、その席上におきまして、鏡石町表彰条例に基づき表彰を予定しております。条例第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

表彰予定者は、氏名が古川恵美子氏、昭和22年7月29日生まれ。住所が東町467番地の方で、該当号数7号は、この条例第3条の第1項で第1号から6号までのほか、功績顕著の方が対象でありまして、古川氏にあっては統計調査に47年ご尽力された方でございます。

以上、議案第247号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご同意賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 質疑をいたしますが、今、表彰条例の第3条5の規定により特別功労表彰の古川さんが名前が挙がったということで、統計調査に47年ですか、本当にすごいことだなと思いながら、こういう方がやはり特別功労表彰に該当するんだなというふうに思って私は話を聞いておりました。

この第7号につきましては、第1号から第6号については、明らかな役職と在職年数の明示がされているわけですが、第7号については、そのほか功績顕著なものと書いてあります。この条例の施行については、先ほど総務課長あったように内部のほうでという話がありましたが、いわゆる規則への委任が第4条でされていて、細々としたことは執行のほうでお決めになるということだと思っております。今回4名の方、立派な方々それぞれ上がってきたなど、私は全ての人たちに賛成をしたいというふうな気持ちでいるんですが、そのほか町内の方には、まだまだやっぱりこの特別功労表彰に該当する方が私はたくさんいると思うんです。そういう中で、実際には、先般から説明があったように、様々なこの役職について内部での調査をして、そして、最終的には町長判断で議案として上がってきて我々議会の同意を求めるという形で選ばれるんですが、この（7）第7号については、規則の中に定めてあるのかもしれませんが、もう少し明らかな形にしておかないと、我々はちょっと分からないと。要するに、言い方は悪いですが、そこから先は分からないんですよ、全く。しかし、条例としては、やはりこういう条例が定められていて、その定めている意味も問われてきますから、この（7）第7号について、町執行としてどのようにお考えになっているか、あるいは今後、この条例改正、あるいはその規則等を我々にしっかり明示するとか、そういう方法についてはどのようにお考えになっているか、今回の件というよりは、次の65周年記念の回の表彰に向けて、その辺の改善点等ありましたら、お答えいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、第3条につきましては、1号から6号まではこういう人というふうに明記されておりますので、その人の中からそのほかの要件というのが若干ありますので、決まってくると思います。(7)、なぜ各号のほかに功績顕著なものがあるかといいますと、1号から6号までですと、その職というか、行政職に限定されてしまいます。それとは別に各課、要するに行政の組織の中で福祉子ども課があつたり健康環境課があつたり教育課があつて、その分野の方々、そこでお世話なっているの方々、各種の委員、行政委員であつたり任意の団体であつたり、いろんな方がいらっしゃいます。その中で、やはりそれを羅列するのではなくて、この1号から6号に同等のお世話になっている、すごい頑張っているという方を一応この号で全部救うべきじゃないかということでこの7号が存在しておりますので、例えば1号であれば町長職について12年以上、2号であれば、町議会議員にあつて16年以上と同等と見られる活躍、活躍しなくても地道にやっている方がいらっしゃればこれと同じじゃないかということで、各区から推薦をいただいて、その中でだんだんセレクトして行って、審議会かけて特別功労表彰であれば皆様にご同意を申し上げるのに上程させていただいておりますので、基準をつくれれば目標としてという考え方もございますが、我々としてはそういうことではなくて、地道に町のためにやっていた方に対して全てやっていきたいというような形ですので、この各号につきましては、例えば今回この議案である古川氏にありましては47年ですが、内規によっては、やはり国勢調査とか重要な調査についてはポイント制を取っていて、そこはポイントが高いと。例えば、毎年統計調査、軽重はないんですが、毎年ちょこっとしたやつについてはポイントちょっと低いと。そのポイントの積み重ねで初めてここに上がってくるという形で、ほかの分野についてもそういうような形でやっておりますので、こちらにつきましてはこのような形で各課から上がってくるのを待つというような形で進めさせていただいております。

以上です。

○議長(古川文雄) ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) ちょっとお尋ねをいたします。ちょっと後学のために聞いておきたいんですが、多分、今議題になっているこの方は、商工会に勤務しておられた方ではないかと思うんですが、この統計調査というのは、商工会の業務等は別なもので47年を勤めているわけですか、それとも商工会の中でそういう業務に携わってきたということで賞賛されるのでしょうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(古川文雄) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

確かに商工会にいらっしゃって、我々のほうも商工会の方をお願いしております。ただ、業務として商工会の中でそれをやらなくちゃいけないということではございません。ただ、我々としてはいろんな統計、企業統計とかがありますので、そちらの場合はやっぱり商工会で顔が利く方が欲しいと。ただ、国勢調査にあつては、商工会はあまり関係ありませんので、一個人としてのお願いということでございます。重なっている分がゼロかという話になるとゼロではない部分ありますが、多くの場合重なっていない部分があるのかなと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第247号 特別功労表彰につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

◎議案第248号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第14、議案第248号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第248号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書につきましては、9ページをお願いします。

このたびの職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、上位法であります地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものでございます。

主な内容につきましては、非常勤公務員の育児休業の取得要件等の緩和でございます。改正条文につきましては主なもので説明させていただきますが、本条例第2条につきましては、この9ページの上にあります。この中身としましては、法令で育児休業を取得できない非常勤の職員を条例にて示すように書いてあります。条例では、規定している非常勤職員以外の職員について表記するものというふうな形ですので、逆説的にここに記載している非常勤職員が育児休業を取得できるものというふうになってございます。

まず、9ページの上段にあります、第2条第3号につきましては、改正条文2行目にあります同号アの(ア)が削除というふうに書いてありますので、これによりまして、ここに本来在職期間が1年以上というふうなものが(ア)にありましたので、こちらのほうが削られていることによりまして、その在職期間の要件が緩和されているというのが内容でございます。そのほかの文面につきましては、文言の整理と条項の組み直しによりまして、育児休業ができる非常勤職員を規定しております。

9ページの中段、第2条の3第3号を次のように改めるという改正につきましては、通常、非常勤の職員につきましては、子供が1歳になるまで育児休業が可能でございます。ただ、この第3号につきましては、下から言いますアから次ページ、10ページの中段までにエがございしますが、こちらのどれかの要件を満たせば1歳6か月までの育児休業が取得できることが可能となったというような改正でございます。

次ページをお願いします。10ページになります。

10ページ中段におきまして、第2条の4、各号列記以外の分を次のように改めるというように規定でございます。第2条の4につきましては、先ほどは1歳までだったのが1歳6か月まで。ここの第2条の第4号につきましては、最長で2歳まで育児休業が取得できるというようなことでございます。改正前の第1号第2及び第2号をそれぞれ第2号第3号として条項を変えまして、新たに第1号と第4号を加えるものとして、この10ページの下段のほうに(1)と(4)、1号と4号が列記しておりまして、第4号につきましては、子供が1歳6か月になった以降に一度もこの条例の条文の条件で育児休業できない場合でも取得が可能となったということでございます。

10ページの下段、下から3行目、第3条におきましては、育児休業の取得の改正に関する特別な事情を記したものでございますが、第5号につきましては、育児休業が終了した後に再度取得する場合において、3か月以上というような規定がございます。ただ、こちらのほうにありますように削除されてございますので、今回は経過期間が関係なく取得できるとい

うような内容でございます。

11ページをお願いします。

11ページの中段、第3条の2の規定でありまして、子供が生まれてから条例で定めた期間に取得した育児休業は、育児休業の取得回数にカウントされないこととなっております、その期間につきましては、出生から57日、要するに第8週を過ぎと規定したものでございます。中段、第15条につきましては、部分休業、今度は育児休業で丸々一日という期間じゃなくて、部分休業ということで、出勤の時間の中で育児に時間を充てるということで、こちらのほうにつきましても取得できない職員を想定したものであります。冒頭で説明しましたように、法令では取得できない要件を条例に記載した要件以外の方が取得できないということですので、逆説的にここに記載された要件が取得できる要件というふうになっております。

第19条につきましては、職員に対して育児休業の周知や該当する職員に対する不利益な取扱いを禁止する条文、第20条につきましては、育児休業に関する研修や相談などを行うというような規定となっております。

最後に、附則としまして、第1条で施行日を10月1日とすること、第2条で施行日前に既に実施している場合につきましては、従前によるものということを規定しております。

以上、議案第248号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第248号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第249号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第15、議案第249号 令和3年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第249号 令和3年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算における未処分利益剰余金の一部について、特定の目的に使用するための積立金への積立てをするもの、また、積立金を取り崩し、補填財源として利用したものを資本金として組み入れるものにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金、令和3年度末残高につきましては9,425万7,551円、議会の議決による処分額5,700万円。内訳になります。減債積立金の積立200万円、建設改良積立金の積立4,500万円、組入資本金の増加1,000万円、処分後残高3,725万7,551円であります。

以上、上程されました議案第249号の提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第249号 令和3年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時36分

開議 午後 1時37分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄） ここで、吉田孝司議員から提出されました日程第16、発議第7号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について、撤回したいとの申出があります。事件の撤回についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

事件の撤回についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎事件の撤回について

○議長（古川文雄） 追加日程第1、事件の撤回についての件を議題といたします。

提出者から撤回理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 3番議員、吉田孝司でございます。

このたび、発議第7号 鏡石町議会改革特別委員会設置についてということで議員提案をさせていただいておりましたが、この事件を撤回したいということでお願いを申し上げたいと思っているところでございます。

ただいま事務局長から皆様方にお配りいただいたとおり、私、内容ですが読み上げたいと

思いますので、ご確認いただければと思います。

令和4年9月6日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

事件撤回請求書。

令和4年9月6日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、鏡石町議会会議規則第18条の規定により請求します。

記。

件名：発議第7号 鏡石町議会改革特別委員会の設置について。

理由：他の議員の意見も尊重し、提出議案の内容や時期などについて再検討を要すると自ら判断したため。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これをもって撤回理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

追加日程第1、事件の撤回についての件を許可し、日程第16を削除することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、事件の撤回についての件を許可し、日程第16を削除することに決しました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第17、発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当

支給条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の資料、議員提出議案第3ページをお開きください。

発議第8号 令和4年9月6日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

賛成者、鏡石町議会議員、込山靖子。

鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、超高齢社会に突入した我が国の施策として、全国的に地域包括ケアシステムの構築が推進され、とりわけ、在宅医療や在宅介護の重要性が提唱されている。そのような中、一方では、それらの業務に携わる医療・介護従事者のマンパワー不足が顕著になってきている。さらには、在宅介護をするために離職を余儀なくされる若年の介護者や、いわゆる「ヤングケアラー」と呼ばれる未成年者の増加がとどまることがない。また、老老介護や認知介護などの言葉で象徴されるような過去には想定されることすらなかった介護形態が近年増加している。いずれにしても、在宅介護の主体としての家族等の介護者にかなり大きく依存することになっており、それによって生じる介護者への身体的・精神的・経済的負担がますます大きくなっていくのは自明のことである。

鏡石町においても、今後、地域包括ケアシステムの構築及び在宅医療・在宅介護を推進するに当たって、寝たきり高齢者等の介護者に対する手当を支給することにより、当該被介護者等の福祉の増進に資することを目的として、この条例を制定することを提案するものである。

次のページでございます。

条例案を申し上げます。

鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例。

目的。

第1条、この条例は、寝たきり高齢者、認知症高齢者及び重度心身障がい者（児）（以下「寝たきり高齢者等」という。）の介護者に対し、介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、寝たきり高齢者等の家庭のやすらぎと福祉の向上に寄与することを目的とする。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 寝たきり高齢者 居宅において、6か月以上にわたって（通算7日以上）の入院等は

除く。)、歩行、排せつ、食事、入浴、着脱衣等の日常生活を営むのに、家族等の介護なしでは困難である65歳以上の者で、介護保険要介護認定において要介護度4又は要介護度5に認定されたものをいう。

(2) 認知症高齢者 居宅において、6か月以上にわたって(通算7日以上入院等を除く。)、老化が主要な原因で知的機能の低下がみられ、日常生活を営むのに家族等の常時介護を必要とする65歳以上の者で、介護保険要介護認定において要介護度4又は要介護度5に認定されたものをいう。

(3) 重度心身障がい者(児) 居宅において、6か月以上にわたって(通算7日以上入院等は除く。)、身体の機能の障がい又は精神の障がいにより、日常生活を営むのに家族等の常時介護を必要とする前2号と同程度以上のものをいう。

(認定)

第3条、手当の支給を受けようとする者は、受給資格について町長の認定を受けなければならない。

(手当の支給)

第4条2、手当は、寝たきり高齢者等1人につき月額15,000円とする。

2、手当は、町内に居住している寝たきり高齢者等と同居する家族で、6か月以上にわたって主としてこれを介護する者又は町長が特に必要と認める者に対し支給する。

3、手当の支給は、認定を受けた日の属する月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

4、施設等(医療機関を含む。)への入所及び入院等により、在宅での介護が20日未満となった月においては手当の支給は行わず、20日以上在宅での介護が認められた月から再び手当の支給を行う。

5、手当は、7月、10月、1月、4月の四半期ごとにそれぞれ前月までの分を支給する。

(手当の返還)

第5条、町長は、偽りその他不正の行為により、手当の支給を受けた者があるときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(届出)

第6条、手当を受給している者が、支給要件を欠くことになったとき(入院・入所、死亡、転出等)は、直ちにその旨を届けなければならない。

(委任)

第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に規則で定める。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明及び議案の内容をご説明申し上げました。議員の皆様方、ぜひとも慎重審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいま吉田議員のほうから説明いただきましたけれども、私もそれに関してちょっと調べさせていただきました。その中で1つ質問したいところがありますのは、これらの諸手当の支給条例の中に、収入に関して、例えば町県民税無料といますか、払っていない方々、要するに低所得者です。そういったことがここにはうたわれていないんですが、その辺はどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま角田議員から質疑あった点についてご答弁申し上げたいと思います。

ただいま私の提出させていただいた議案の中で、いわゆる低所得者に対する規定がないのはどんなものかと。また、私が聞き間違ったらあれですが、町に対して払うべきものを払わない方々、そういった方々も含まれるのかどうかという趣旨のご質疑だったというふうに思います。そういった点につきましては、確かに税金、あるいはその他、いわゆる保険料関係、そういったものを含まない方については、もしかしたら除外する可能性もないわけではないだろうと。それにつきましては、私は、この第7条の委任の中で、この議案が通りましたら執行のほうで考えていただいてもいいんじゃないかなと。ただ、私の発案させていただいた理由には、なるべく多くの方々、介護を受けるべき人をしっかり介護している方々に対して町としてもしっかりと、いわゆる本当に介護を一生懸命やるんだと、在宅介護を推進、支援していくんだという姿勢がこの条例をつくり、しかも、この条例をやっていくことによって町民の方々が理解していただけるその一端になると思って私は発言させていただきました。重ね重ねになりますが、さらに対象者を絞ったり、あるいは、いわゆる認定ということになりますが、それにつきましては、私は、この第3条の認定については、受給資格については町長の認定を受けるということになっていきますし、さらに認定の条件については、第7条の規則ということで細かいことは決めていただくということでもよろしいんじゃないのかなと。ですから、ある意味、大綱的な大きな意味での議案になっているということをご了解いただき

たいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員の再質疑を認めます。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私も吉田議員の提出したこの内容、この考え方、賛同しないわけではありませんが、一つ危惧するところがございます。といいますのは、町の現在の要介護4、5が、現在は93名の82名ですから、そういった人数になっています。ところが、あと10数年後には、それが3割ほど増えると。そういった予想が立っております。そういった中で、財源不足がもし生じた場合にどうなるのかなということを思って先ほど質問したわけでありませう。というのは、言葉足らずでありましたけれども、低所得者の方々にだけであれば人数が大分抑えられるんですけれども、先ほどの吉田議員の話によりますと、未納の方とかそういったことではなくて、低所得者の話を私はしたわけでありませう。それで、例えばよくこの議会の中でも討議されますけれども、町の子供たちの給食の無償化はどうだと度々そのお話がございます。そういった場合に、まだまだ資金不足で鏡石はそれが実施できないという返答もいただいております。そういった中で、非常にいい案ではあるんですけれども、将来資金不足が生じた場合、これから人数も増えていくことが判断されておりますので、そういった中で、もう少し議論が必要なんじゃないのかなと私は思いましたので、おおむね賛成なんですけれども、細部にわたって町長にお任せするばかりじゃなくて我々でもう一度討議していったらいいのかなと思っておりますので、そういったことを懸念して申し上げました。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する答弁を求めませう。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま角田議員から質疑ありました点、お答え申し上げたいと思ひませう。

さきの質疑の中で、私がちょっと的の外れた答弁をしていましたらば、その点ご容赦いただきたいと思ひませうし、改めまして私からお答えを申し上げたいと思ひませう。

確かに角田議員おっしゃったように、この条例を施行した場合に、かなりの予算が必要になるであろうと。幾ら町長にこのお考えでどこまでの方々に支給するのかということであったとしても、それなりのかなりの予算額が必要であるという懸念は、私も十分理解できております。そしてまた、今後の超高齢社会において、いわゆる要介護4、5の方々がこれから3倍とおっしゃいましたように、どんどん増えていくことも容易に想定されると思ひませう。しかし、そこでまずちょっとお答え申し上げたいと思ひるのは、低所得者を対象にするかどうか

かということ、確かに低所得者に限ってこの条例を制定すれば、予算額は少なくても済むわけですし、その点も我々も一つの方法論として考えていかなければならないのかなというふうに思います。ですから、この条例をつくったとしても、実質的にはそういうところからスタートしてやっていくという方法もあると思いますし、その辺はこれから議論していく課題かなというふうに思っております。

また、要介護4・5がこれから増えていくだろうという予想、これは確かなんですが、一つ私は、増えていく理由に問題があると思っています。というのは、我々が健康寿命の割には平均寿命が延びて、いわゆる要介護期間がどんどん延びると。要するに、大体要介護期間というのは10年程度というふうに男女とも言われていますけれども、これがどんどん延びることによって、その中で、いわゆる要介護度が上がっていく方が増えるんじゃないかというふうに想定されるんですが、その原因の一つに、私は、家族のやはり介護の在り方に問題があるんじゃないかなというふうに懸念しております。というのは、様々な行政、民間の介護へのサービスが充実したとしても、私は、やはり家族の在り方がその介護を受ける方、いわゆる被介護者の行く末に一番影響があるんじゃないかと。そういう意味で、昔のように家族の方が、若い世代がしっかりと高齢者の方々を面倒見て支えていけるような、まして今、核家族が進む中でなかなか難しい状況ではあるんですが、家族の関わりというものをしっかりと深めることが、私はむしろ要介護者を減らし、なおかつ要介護度のアップを抑えることができるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、あくまでもこの条例の施行はその一端、ほんの僅かな部分を補う部分しかないかもしれませんが、そういったことによって、角田議員懸念されているように要介護度が上がったとか要介護度が高い方々が増えるということを少しでも抑制できる、家族ベースへの町からの支援であると。もちろん行政として、町として被介護者に対する介護のサービスとか、その他様々にやっていかなければならないことはたくさんあるのは分かっておりますし、どれが一番いいのか分からないんですが、ただ、これまで家族へのサービス、家族への支援、要介護者を介護している家族への支援ということが目に見える形でなかったものから、そういった形で一つこの議論の発端になるような、そういうふうな条例案ということでさせていただいております。もちろんこれから産業厚生常任委員会のほうで付託されての議案になると思いますので、そういった中、そしてまた、本会議でもこれから皆さん方の討論、議論いただきながら、果たしてこれが妥当かどうか、そしてまた、これが議会で決議されたとしても、執行に送付されたとしても、執行にはまたこれが現実的に予算をつけて実行可能かと、いわゆるサインをする権限がございます。そういう中でもう一回議会のほうに戻されるケースもありますので、そういった中でいわゆる議論をまたさせていただければ、さらによいものになるんじゃないかなというふうに思っております。答弁になっているかど

うか分かりませんが、私からの答えとさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 文言についてお尋ねいたします。

第4条の4項です。施設等（医療機関を含む。）への入所及び入院等とありますけれども、この施設等はどういうものがあるか。それから、生活介護施設等がありますけれども、これの通所も該当するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま小林議員からご質疑いただきました点についてお答え申し上げます。

少し後半のほうちょっと聞き取りにくかったんですが、まず前半の質疑をお答え申し上げたいと思います。

4ページの第4条第4項の施設等（医療機関を含む。）ということでございますが、これについては、いわゆる宿泊機能を持ったような、言い方は悪いんですが、家では生活できない状況。要するに、例えばショートステイであるとか、ショートステイは最長30日間ですか、言われますけれども、そういったものも含めて、家で宿泊を伴わない状況、要するに家での宿泊を伴わない状況を想定しております。さらに、いわゆる入所、本当の入所、例えば特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所した場合には、こういったものは該当しないと。あるいは、病院への入院も該当しないということを考えております。

いずれにしても、この辺の細かな施設等の名称についても、私は規則の中でということを考えておりますが、ただ、意図したいのは、要するに、家にいないということ、それに対しては支給はできないだろうと。家にない。要するに、これは面倒見ていないということ、家族が関わっていないということになりますから、支給できないであろうと。それを20日で取りあえず線引きさせていただいたというのがこの条項でございます。

後半の……

〔「通所施設は入っているか、入っていないか」の声あり〕

○3番（吉田孝司） 通所施設につきましては、失礼しました、通って戻ってきて、家で宿泊、あるいは食事等いろいろ普通の生活も含まれておりますので、ですから、そういった点では逆に、通所もご存じのように送り出しとか、帰ってきての面倒も全部家族がその日するわけですから、やはりこれもその点は逆に支援していかなければならない部分だと思っております

ので、ですから、その辺の入所と通所、そういったところの規定はなかなかちょっと難しい部分もないわけではないんですが、とにかく今、小林議員からいただきました質疑については、宿泊を伴うか伴わないか、そういった点をまず一つの基準として考えていいんじゃないのかなということでご答弁申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第18号から第25号までの陳情6件は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会及び成田地区遊水地整備事業調査特別委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情6件については、所管の常任委員会及び特別委員会に付託して審議することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

第 2 号

令和4年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年9月7日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一	2番	込山 靖子
3番	吉田 孝司	4番	角田 真美
5番	橋本 喜一	6番	菊地 洋
7番	小林 政次	9番	大河原 正雄
10番	今泉 文克	11番	円谷 寛
12番	古川 文雄		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	橋 本 喜 宏
税務町民課長	倉 田 知 典	福 祉 こ ど も 課 長	柳 沼 和 吉
健康環境課長	大 木 寿 実	産 業 課 長	菊 地 勝 弘
上下水道課長	大 河 原 正 義	都 市 建 設 課 長	吉 田 竹 雄
教 育 課 長	根 本 博	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	圓 谷 康 誠	農 業 委 員 会 農 業 委 員 長	菊 地 栄 助
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川 憲一 主 事 本田 真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 角 田 真 美

○議長（古川文雄） 初めに、4番、角田真美議員の一般質問の発言を許します。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 4番議員、角田真美でございます。

本日の一般質問に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

木賊新町長が町民の期待を一身に受けての新しい執行体制がスタートいたしました。安心で安全に暮らせるまち、ずっと住みたくなる魅力のあるまち、美しさと快適性のあるまち、この3つのテーマを基に、今後4年間、木賊町長の行政経験の豊富なキャリアがあれば、斬新なアイデアと、その行動力と、手腕に大いに期待するものであります。

私は、議員として二元代表制の重要性を認識し、執行に対し真摯に対峙し、率直な議論を展開いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和元年3月に、日本国内で最初の新型コロナウイルスの感染者が発生いたしました。これまで国内での感染者の総数は1,960万人に上ります。また、これは国民の16%になると言われております。県内でも16万人以上が感染いたしまして、我が町でも、これまで千百数十名が感染者となっております。今後とも、個人とも、感染対策徹底行動を取ることが求められることでございます。

日々、新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合っている全ての医療従事者の皆様、また、町職員や学校の先生の方々を含め、社会インフラを支える全ての皆様に、心から感謝申し上げます。

海外では、ロシアがウクライナに侵攻し半年が過ぎ、一刻も早い終息を願うばかりでござ

います。また、7月8日には、安倍元首相が奈良市内で銃撃されるという事件が起きました。世間を震撼させる出来事で、国内外とも可及的速やかに平和な日常が訪れることを願わずにはおられません。

また、この夏、この暑さを吹き飛ばす町民にうれしいビッグニュースが届きました。既に6月の東北中学校陸上競技大会において日本中学新記録を達成していました鏡中の増子陽太君が、8月には、福島県営あづま陸上競技場で行われた第49回全国中学校陸上競技大会においても、3000メートルで8分18秒49の大会新記録で優勝を果たしました。中学、高校時代には、我が町の鳥見山陸上競技場を走っていた5,000メートルの日本記録保持者の遠藤日向や相澤晃、田母神一喜、阿部弘輝など、須賀川・郡山市の日本代表のトップクラスのランナーの上を行く増子君には、将来はオリンピックを期待してしまうのは当然かと思っております。

次に、7月28日に行われました「全国田んぼアートサミット in かがみいし」、これはコロナ禍にもかかわらず、北海道から鹿児島まで、全国から多くの方々が来町いたしました。鶴の恩返しを見学の後、須賀川の文化センターにおいて、パネルディスカッションや岩瀬農業高校の学生による事例発表など、盛況の中、大成功に終了いたしました。かがみいし田んぼアート実行委員会の皆様をはじめ、事務局を担当されました産業課の皆さん、そして、多くの町民の関係者の皆様に感謝申し上げます。

私は、令和元年の町議選立候補のときに、1つの提案をいたしました。今後、新しい技術や製品やサービスなどの開発を行う対応策として、産官学連携や産業クラスターを組み入れるべきと提唱してまいりました。その一つとして、令和2年度には、岩瀬農業高校と東京の八芳園との間で産学連携協定が交わされ、町のふるさと納税返礼品でもある「無添加糎あまざけ」が、全国の高校・大学の中から農林水産省の生産局長賞を受賞したのは、記憶に新しいところでございます。

その後、2021年3月、鏡石町と八芳園は、持続可能な農業の維持・推進及び鏡石町のブランドの推進・発信を目的として連携協定を締結しております。その取り組みとして、八芳園と学校法人郡山開成学園が連携して、鏡石町のブランドイチゴ「鏡石いちご」を使用した2つの商品、「いちごバター」、「いちごミルクのもと」が開発されております。今年2月に、八芳園が運営する東京白金台の「MuSuBu」で6日間の即売会が行われ、私は個人の視察としてこの会場を訪れました。このことは、3月の一般質問でも発表させていただきました。

そこで、福島駅に隣接する福島県観光物産館「コラッセ」は、福島県内のお酒、名産、特産品、民芸品などを扱っており、全国から福島県を訪問する方々のお土産選びに最適な物産館で、県内全域のお土産を扱っております。しかしながら、我が町の展示販売は、町内で製

造しているお菓子1点のみであります。我が町が独自の納税返礼品でもある「無添加糰あまざけ」、また、イチゴ製品、また、「なたねの雫」の菜種油など、我が町の特産品の商品展示がありません。

この場所は、先ほど申しましたが、県内の名産を発表する、販売する大きな空間であります。将来、町の特産品が展示され、我が町が全国に情報される日を、私は楽しみにしております。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

最初の質問の要旨としては、先ほど申し上げましたとおり、町長は長年の行政キャリアを持っております。しかしながら、このことが、一長一短があると私は考えております。

長所としては、今までの長期にわたる行政経験が、幅広い見地から行政を捉えることで、大いに価値のあるものだと考えます。

反面、つまり短所については、長期にわたり町長と同僚であった町職員との関係であります。そこには、ややもすれば緊張感の薄れや、なれ合いによる職員の士気の低下、マンネリ問題など生じないか、僭越ではございますが、危惧を抱いてしまいます。

これらの諸問題を提起し、詳細について論じたいと思います。

7月21日招集の第12回議会臨時会の町長の所信表明の中で、42年間の町職員の立場から、町民の代表として町民の思いに寄り添い、職責を全うしたいと述べられました。

そこで、1番といたしまして、町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

町長の基本的な政治姿勢として、どのようなお考えで町政に臨むのか、質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めに、行政経験というふうなことでのお話がありましたので、若干お話をさせていただきますが、私も昭和50年から奉職させていただいて、42年間、鏡石町職員として勤めさせていただきました。その経験を基にこの要職に就かせていただいたというふうなことでございますが、職員とは全く違った景色を今見ているというふうなことでございまして、その間、この職に就くまで、地元の行政区長を務めさせていただいた経験もございまして、厚生労働省のほうの勤務もさせていただきました。

そんな経験を踏まえて、今回このような立場に就かせていただきましたことを、まず、ご報告申し上げ、今ご提示いただきました一長一短の話、そちらも肝に銘じながら務めていきたいというふうに思っております。

それでは、ただいまご質問いただいた政策運営に当たっての基本姿勢というふうなことでございますけれども、私は、「スマイル」、「スピード」、「シンプル」の頭文字である3

つの「S」で行政運営に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

1つ目の「S」は「スマイル」でございます。笑顔というふうなことでございまして、行政職員も町民の皆さんと一緒に、笑顔の持てる町政運営を進めていきたいというふうなことでございます。日々笑顔で暮らせる生活が大切であると考えております。

2つ目の「S」は「スピード」でございます。迅速です。常にスピード感を持つことが大事であり、行政と住民の信頼づくりにつながるものだと考えております。

そして、3つ目は簡潔、「シンプル」の「S」であります。基本は分かりやすさであり、難しいことを理解されるよう、住民の皆さんの立場に寄り添って考えていくことというふうなことでございます。

その基本に信頼される行政があり、政策と事業の見える化と情報発信力の向上に取り組み、住民生活に根差した地域づくりを、皆さんと共に汗を流していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 2011年3月、東日本大震災が起き、令和元年10月の台風による阿武隈川の堤防決壊・泥水被害、福島県沖地震が令和3年2月、本年3月と、震度5強により、我が町にも大きな被害をもたらしました。そして、令和元年から現在第7波のコロナウイルス感染と、出口の見えない状況が続いております。今後も災害がいつ起こるか分からない災害に備え、日頃の心がけが大切と思います。

そこで、町長が、「安全で安心して暮らせる町」を掲げておりますが、その具体的な内容について説明を求めます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

安全・安心な町づくりといたしましては、地震や異常気象などによる浸水被害など度重なる自然災害により、私たちの生活環境は大きくさま変わりしてきております。こうした現状を踏まえ、より自然災害に対応した地域防災計画に基づき、危機管理対策の充実を図る必要がございます。

具体的には、地域の自主防災組織の強化として、消防団や消防団OBによる消防活動支援隊への支援や、地域コミュニティーづくりを推進していく必要があります。また、度重なる自然災害の脅威を未然に防ぐために、国土強靱化地域計画に基づき、防災・減災に向けた道路網の整備をはじめとした防災・減災に向けての安全・安心な町民の生活環境づくりが必要です。さらには、これから隣接市町村との連携・協調が重要な政策になるものと考え

ており、広域連携による「共につなぎ結ぶ政策」に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 後からまた別の項目から、このことについては質問したいと思います。

少子高齢化の原因として、その一つは、未婚率の増加であります。つまり男性の5人に1人が、そして女性の6人に1人が生涯結婚いたしません。

少子高齢化のうちの少子化が進んでいる原因は、未婚率の増加ということになってしまいます。また、晩婚化の加速があり、現在は男女共に30歳以上になっており、晩婚化も加速しております。結婚に対する価値観の変化で、男女共に結婚しない選択をする方も増えております。

現在、我が町15歳未満の子供の割合は福島県内で一番高く、喜ばしいことだと、そういった状況を考えております。しかし、出生率は県平均で、1,000人当たりですけれども、7.3人です。我が町は6.9人であり、残念ながら県平均を下回っている状況で、現在のコロナ禍の中で、さらに低水準で推移していくものと考えられます。参考に申し上げます、1人の女性が一生に子供を産む合計特殊出生率は、福島県は1.49人で、全国7位であることも記憶しておかなければなりません。これらの現状を踏まえた上で、どのような対策があるのかを示してほしいと思います。

そこで、3番、少子高齢化対策と子育て支援の具体的な内容について、町の考え方の説明を求めます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

少子高齢化対策と子育て支援の具体的な内容について説明を求めることにつきまして、ご答弁を申し上げます。

町でも少子高齢化が進行しておりますので、町の魅力を向上させて、町外の若者や子育て世代の方に移住していただけるよう魅力ある町にするとともに、安心して子供を産み、育てることができる町づくりを進めていきたいと思っております。

まず、少子高齢化対策の具体的な内容といたしましては、少子化対策は、来て「かがみいし」移住・定住促進・情報発信事業として、町外からの定住及び移住するために取得した住宅に対して補助金を交付する住宅取得支援事業補助や、若者定住者J R通勤補助、そして移住・定住PR活動、4点目には、婚活支援事業等を推進しております。

高齢化対策は、健康で生き生き暮らすことができるよう、地域でのサロン活動や在宅生活を支援するサービスの充実等を推進しております。

子育て支援の具体的な内容としましては、子育てと仕事の両立支援として、ゼロ歳からの保育所・認定こども園事業を推進しております。また、保育所等を利用しない乳幼児につきましては、家庭における子育て支援といたしまして、親子の交流や育児相談の場として「つどいの広場」を開設しております。

少子高齢化対策と子育て支援につきましては、国の大きな課題でもあり、今後も国・県の動向を注視しながら、保育施設等とも連携を図り、支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいま、町長からいろいろ説明いただきました。この件に関しては、我々も承知しております。

ただ、これだけ見ますと、種類がすごく多いんですね。それぞれの方にそれぞれの援助があると思います。この情報発信をどういうふうに伝えるか、その当事者に。そういったことをもう一度考え直していただきたいと、こう考えます。

それでは、次に移ります。

地方では、人口減少や少子高齢化、その影響で生産年齢人口、15歳から64歳までですが、減っているために地域経済が衰退しております。人手が足りずに労働力不足になると、進出していた企業や店舗は撤退を余儀なくされ、後継者不在を理由に休廃業する中小企業は増加いたします。我が町でも、それらが懸念されるところでございます。

若者が働く場所がなくなると、さらに都市圏に流出するなどの悪循環を生み、企業活動が一層停滞することで、この地方経済は縮小してしまいます。また、後継者不足は、全国で61.5%が後継者がいないというような状況になっておりますし、また、さらに農業では特に深刻で、5年以内の後継者が1つの経営体では71%に上っているということでもあります。

そこで、工業団地の開発と企業誘致に関して、町側の企業誘致政策をしっかりと計画しなければなりません。その時々を経済情勢やその推移といった企業立地の需要を十分に反映した現状も踏まえ、造成された土地が売れ残りが無いような開発を計画的に進めていくのが、肝要であると私は考えております。

開発の手続がいろいろございます。環境アセスメント、農地法、都市計画法において、支障がないことを確認して、企業誘致政策と工業団地政策の進め方が必要になるかと私は考えております。

そこで、工業団地開発と企業誘致の町の今後の進め方を具体的な説明を求めます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

工業団地開発と企業誘致の進め方の具体的な説明をというふうなことでございますが、基本的には、工業団地開発を進めるに当たっては、まず、工場適地としての場所の選定を行い、その後、地権者調査や基本計画の策定、そして都市計画や農振関係など、各種法手続などが必要となります。

現在の状況から、場所につきましては、駅東第1土地区画整理事業区域内の第4・第5工区の用途が準工業地域であることから、区画整理事業の進捗や工業団地としての現実性を踏まえつつ、町内にほかに適地がないかなどの調査を進める必要があると考えてございます。

また、企業誘致の進め方につきましては、県企業誘致推進協議会県東京事務所や県名古屋事務所、賛助会員となっております一般財団法人日本立地センターなどと連携した企業誘致活動、進出を検討している企業への物件の紹介や情報の提供、さらには企業立地セミナーへ参加し企業誘致をする必要があります。

今後、工業団地開発の必要性につきましては、十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 山形県米沢市と福島市、この2つに大きな差が最近できました。それは、高速道路ができて、中央からの工業団地の進出が、米沢地区は非常に多く、福島ではその団地をつくっておかなかった。工業団地が、要するに余分な土地がなかったということで、全てとは言いませんが、米沢地区に行きまして、米沢は大繁盛しているという状況にあります。福島は焦っているということを聞きました。

そこで、町長が申しましたように、今後とも鏡石町にもそういった、広い土地を今後開発していかないと、将来的になかなか厳しい状況になるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、私は現在、防災士の資格を所持しております。また、講習を受けましたのが、認知症のヘルパーです。そういったものを持っておりますし、現在、私は町の消防団のOBといまして支援隊に加盟しております。

そこで、質問の前に、災害時に被害を最小限に食い止めるためには何があるかということ、簡単に申し上げます。

住民が防災知識に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。まずは、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民との連携がなければ困難であります。

そのことを住民一人一人が理解できれば、災害に強い町に一步近づくのではないかと考えられます。また、家庭内では、こういった対策を大事に、大切な家族を救うことでありますので、家族間での話し合い、そういった準備も必要かと思われまます。

そこで、町の防災対策と対応についてお尋ねいたします。

まず、1番としまして、平常時の防災対策、備蓄・無線の整備・広報・啓発等の対応について、町として、これらについて今後どのような対応を取るのか質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） おはようございます。4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平常時の防災対策として、第一小学校体育館備蓄倉庫、鳥見山防災備蓄倉庫の2か所に食料、毛布セット、日用品、段ボールベッドなど災害用備品を備えているところでございます。

また、無線につきましては、通常時使っています従来の固定系の防災行政無線、移動系の無線の車載型及び携帯型無線のほか、今年度より、汎用性と広域性の高いI P無線機を38台ほど導入しまして、通信の多重化を図っているところでございます。

啓発活動につきましては、防災無線による呼びかけ、あとは定期的にありますJアラートなどの試験放送を通じまして、住民の防災意識の向上を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私もこういった今述べられたようなことを常に考えておりますが、正直申しまして、以前にも申し上げたんですが、相馬市が非常にこれに関しては先進地区であると考えられます。その後、私も行ってまいりました。やっぱり訓練が行き届いているという感じを受けて帰ってまいりました。

次に、防災には、災害時に最も配慮すべき対処として災害弱者、災害時要支援者、要配慮者といった方がいらっしゃいます。その対象といたしましては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人を指します。これらは、災害が起こった場合のハンディがあり、その影響を受けやすいかどうか根拠になっております。性別、年齢、障がいの有無、小さな子供や要介護の家族の有無、住んでいる地域の安全性、家族構成、経済力、家庭、社会など、言えば切りがありません。国籍、人種、宗教など、そういった生活状況には違いがあります。それを前提に、災害対策や救助・救援に取り組む必要があります。人々が災害で受ける影響

の傾向、特徴を把握し、そのため配慮・対策を実施することを重視するという考え方であります。

そこで、多様性への配慮といたしまして、ただいま申し上げました要配慮者、女性、外国人等への対応についての町の考えを質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害対応におきます多様性の配慮についてでございますが、近年多発する災害時におきまして、女性や子供、また、高齢者をはじめとした要配慮者に対する支援の充実が急がれているところでございます。

防災計画におきましては、それぞれの方々に対応する計画が記載されているところもあれば、まだ抜けているところ、また、包括的にやっているところもございます。

町でも、備蓄品としまして、子供用のおむつや粉ミルク、また、生理用品を準備しまして、高齢者や要配慮者が安心して避難できるよう、段ボールベッドやパーティションの配備を進めているところでございます。外国人を含めました全ての方を対象に、避難場所や災害に対する情報を単純化した図柄で表示しますピクトグラム化を進めているところでございます。

今後も被災者の方々のニーズや国・県の動向を踏まえまして、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいまの総務課長のお話、よく理解できました。よろしく願いいたします。

次に、東日本大震災のような大地震から自分の家族や命を守るため、様々な災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかなければなりません。しかし、一たび起きますと、災害の拡大を防ぐのは個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難が伴うものであります。このようなとき、毎日、顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、お互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが必要だと、私は考えております。

災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが自主防災組織です。先ほど町長さんもおっしゃられました。また、実際に地震が発生した際には、初期消防活動や被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を持っております。

そこで、3番といたしまして、自主防災組織の結成と防災リーダーの育成について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきます自主防災組織としては、各行政区単位を自主防災組織として位置づけさせていただいているところでございます。

これまでは、模擬火災訓練等によりまして、地区の消防団と一緒に毎年行政区持ち回りによります訓練を実施しているところでございます。ただ、ご質問のとおり、自主防災組織個別の活動を支援するといった取り組みは、現在のところ実施しておりません。

自主防災組織につきましては、災害対応におきます公助・共助・自助の3つの助け合いの中で、共助を担う組織として、今後、組織の強化・充実を図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災リーダーの育成としまして、まず、消防団員の方々を地域の防災を担う人材として位置づけておりまして、今年度から防災士取得の取り組みを始めております。

今後も、地域におきます防災力強化を図るために、積極的に防災に係る人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいまの答弁の中から、防災士についても一度お話が出ました。消防団の分団長経験者は、一般の防災士の試験講習より非常に便利に資格が取れるという状況にもあります。全国で20万人ほどおられるということですので、私もその1人なんですけれども、今後、消防団員のOBの方々は鏡石町にたくさんいらっしゃいます、その中から、そういったトップをやった方々にぜひお願いして、面倒であっても資格、その申請、講習、ぜひやっていただきたいと考えております。

次に、平常時の活動は、防災知識の普及・啓蒙・啓発、防災点検の実施、防災マップづくり、住まいづくり、町づくり、要援護者の支援対策、防災訓練など、様々な活動があります。成田地区なら阿武隈川、仁井田地区なら釈迦堂川など、地域の実情に応じた取り組みが必要でありまして、その活動計画を作ることも必要かと思えます。また、自主防災組織の、先ほどおっしゃられました班編成なども必要であり、その防災計画を作らなければならないと私は考えておりますが、4番といたしまして、平常時における行政区の防災訓練の実施を進めるべきと考えますが、町としての考え方を質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平常時におきます行政区ごとの防災訓練の実施につきましては、直近の2年間は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できておりません。例年、9月の第3週を目途に模擬火災訓練として、消防団と合同で、各行政区持ち回りで実施をしているところでございます。

今年度につきましては、福島県の県中地方総合防災訓練のほうで、当町で住民参加により実施予定でしたが、こちらも急増する第7波の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、残念ながら、一般の住民の方々や民間の団体の方々の参加を見送って、消防団や警察など公的な機関のみで、規模を縮小して実施する予定でございます。

来年度以降につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、行政区と協力しながら訓練を実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私は先ほど行政区と申しました。例えば、行政区の自分の家から自分の避難場所まで、子供さんとかお年寄りの方と一緒に歩くのも、これは非常に必要なことかと思っておりますので、そういった小さなことから提案していただきたいと私は考えております。

次に、災害時の給水場所についてお尋ねいたします。

第一小学校の東側の駐車場の地下には、応急給水槽が設置されて、常に新しい水が確保されております。地震になって寸断されても、あそこには必ず水が残るようになっております。

そういった、町内に給水ステーションですね、これが何か所、どの辺にあるかお知らせいただきたいと、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害時における応急給水活動につきましては、町地域防災計画及び災害発生時の職員初動マニュアルに基づきまして、災害対策本部の指示の下、実施されることとなります。

災害発生時の給水場所につきましては、お話しのありました耐震性貯水槽が埋設されております第一小学校の駐車場、もう一つ、今回鏡石町浄水場設置されておりますが、こちらのほうに応急給水施設も整備されておりますので、以上、2か所が拠点給水の場所となっております。

また、そのほか、その拠点給水のほかに、必要に応じまして、避難所への給水も行います給水タンクでの運搬給水も想定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 2か所であるということも、新しい浄水場の中にあるということも、これを町の防災マップとか、いろいろ書いてありますけれども、果たしてそれが、情報として皆さんに行き届いているかと申しますと、なかなかそのようには行っていないように考えられますので、今後ともそういった情報を発信しておかないと、いずれまたこういったことが起きるかもしれませんので、その辺をよろしくお願いします。

次に、新浄水場完成による利用者への対応としまして質問させていただきます。

水道の現状や課題について、理解を深めていただくよう、水道事業の取り組みについての情報発信、また、小中学校への出前講座など、実施しているかとは思われますけれども、授業の一環として、浄水場の見学を実施したり、水道をより身近に感じられるような計画が必要かと思われまして、また、水道料を支払う一般の利用者、要するに町民ですね、この方々を新しい浄水場に案内するというのも、代表だけじゃなくて、誰でもそういった状況を一度でいいから伺えるということ、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、1番といたしまして、利用者や生徒・児童の新浄水場の見学の予定はあるのかどうか質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新浄水場の鏡石町浄水場につきましては、先月、8月23日から給水を開始しまして、現在は、旭町浄水場との入替え作業も終了しておりますので、設備の最終調整を行っております。

浄水場の見学につきましては、先ほどありましたが、生涯学習事業の出前講座、そういったものや、小学校などの社会科見学など、事前に予約をいただきながら浄水場の本稼働となります10月以降に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） それであれば、先ほど私が申し上げましたように、もっともっと一般の方々に、水道料金のお客様でございますので、今後いろいろ質問いたしますけれども、そういった状況も踏まえながら、皆さんに見ていただく。それが、ややもすれば料金改正のとき

に理解いただけるのかなと私は考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、この新浄水場なんですけれども、鳥見山公園の隣に存在しております。鳥見山公園は、多目的でサッカー、野球、陸上競技、プール、テニスなど同時に開催されるすばらしい環境にもあります。しかし、駐車場の混雑時には、駐車場のスペースが懸念されます。現実には、そういうことがもう起きておりました。

そこで、隣接する新浄水場の駐車場の使用を、緊急時だけではなく、より町民に寄り添った形で、新浄水場の南側駐車場の開放を検討すべきではないか、質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町浄水場の南側にごございます駐車場につきましては、平成23年の東日本大震災での教訓を生かしまして、災害時に混雑なく安全に給水ができる場所として、車が約100台止められる応急給水施設を整備いたしました。

浄水場につきましては、ご存じのとおり、安心・安全な水を作るための施設となりますので、関係者以外の出入りというのを制限しているところでございます。

応急給水施設の駐車場につきましても、浄水場内の施設となりますので、常時開放することではなく、鳥見山公園、また、その多目的広場などでのイベント時に、主催者側からの事前申請により開放していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ぜひ、100台のスペース、なかなか駐車場ありませんので、現実には、現在、あの場所でいろんな方々が、子供さんも含めて、町外からも毎週集まってやっております。そういった中で、父兄の方々からそういった話もございましたので、申し上げました。よろしく願いいたします。

次に、水道事業は、公営企業として水道料金収入を主たる財源とし、独立採算の事業経営を行っています。人口減少社会を迎えて、水需要の減少に伴い、使用水量が減り収入が減少するなど、また、施設は老朽化しておりましたが、今回新しく更新し、そのために維持していくための費用が増えることが見込まれます。社会情勢や経営状況を鑑みながら、水道料金の見直しが必要になってくるわけであります。

今後、累積欠損金など、どういった調整を検討していくのか。水道事業を運営していく必要がありますが、将来の適正な料金水準についても、慎重に検討する必要があると私は思います。

しかし、私が調査したところによりますと、鏡石町の水道料金の基本料金は、福島県で3番目に安いんです。そこをまず町民の方々にお知らせするべきだと思います。その反面、20立方メートル以上は、県内でもトップクラスに高いんですね。一般の家庭、20立方メートル以上使います。そういったことも考えながらやって、水道料金の改定をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、まず、水道料金について、料金改定やその内容について、また、時期が分かれば、その時期を示してほしいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の料金体系につきましては、平成28年度から平成31年度の4年間の料金算定期間とし、平成28年度に改定したものになります。この時点では、第5次拡張事業に係る総事業費50億円とし、料金改定を実施いたしました。

この総事業費につきましては、平成29年度には59億9,000万円と見直しをしてございますが、令和3年度決算時点での仕上りの事業費は約55億円との見込みで、全体事業費の圧縮に努めておりますが、収入増加は必須であるというふうを考え、料金改定は避けられないというふう認識はしてございます。

当然のことでございますが、料金改定による収入増額につきましては、最後の手段として認識しておりまして、今後1年間の供用実績に基づく収支状況に加え、交付税措置を活用しました一般会計繰出金の繰入れなどを加え、明確な算定根拠をお示した上で、利用実態を十分に踏まえながら改定内容を検討し、その時点での社会経済情勢等も勘案し、料金改定をしていくといったところを考えてございます。

交付税の算定根拠が前々年度決算額になるとの見込みであることなどを踏まえますと、令和7年度以降の決算額を根拠にした検討、諮問、周知、適用といった手順を進めていくものと想定しておりますので、料金改定の検討作業着手につきましても、令和7年度以降になるものと想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 以前、今出たのがありました。なくなりました。その減額はありません。そうしますと、今後、阿武隈川、釈迦堂川、鏡石町はもともと湿地帯だと言われております。そういったことも、伏流水はいろいろ難しいことがあると思いますけれども、その辺もクリアしながらやっていかないと、50年後にまた50億円かかるんですよ。そういったことをよく考えまして、50年か分かりませんが、約50年後にそういった状況が来る可能性が

十二分にありますので、その辺も配慮していただきたいと思っております。

次に、災害時の断水に強い水道管や基幹管路、配水管、ポリエチレン管、ダクタイル、鋳鉄管、これら耐震管の更新や計画的な耐震化が必要であります。日本の上水道漏水率は、10%以上の自治体もありますが、全国的には約5%であります。

そういった中で、特に重要になるのは、大規模災害時等の応急対策や維持管理の基礎となる水道施設の配置が分かる図面から必要とされる情報が把握できると言われております。

そこで、台帳の整備が必要かと思っておりますので、4番目の大規模災害時の応急対策として、水道施設台帳の整備の必要性について質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水道施設台帳の整備につきましては、平成30年12月に水道法が改正されまして、本年の9月30日までに水道施設台帳を整備することとなっております。

これを受けまして、町では、平成30年度に水道管路管理システムを導入いたしまして、それまで紙で管理してございました水道管路の台帳を電子データに移行してございます。また、それに併せまして、水道施設台帳につきましても、それぞれ紙で管理していただいたデータにおきまして、同じシステムに電子データとして移行しており、水道施設台帳の整備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私から言うのもなんですが、今はビックデータを取れます。AI化が進んでおります。そういったことも、もちろん管理上やっているんだと思いますけれども、その辺を整備していただきたいと思っております。

次に、工業団地の開発と企業誘致に関して、水の確保が最重要課題と、私は考えております。水がなければ企業誘致もできないわけでありまして、そういった、5番といたしまして、新たな進出企業の水源確保を、町としてどういった対応が可能なのか、確認をしたいと思っております。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新たな進出企業の水源確保の対応につきましては、水源としては、井戸の掘削が必要であります。井戸の掘削には多額の費用がかかることになり、そのほかポンプなどの電気設備、

導水管などの設備も必要になってございます。

現状では、水道事業の経営状況が厳しくなるといったことが想定されております中で、新たな進出企業の水源確保を水道事業で対応していくことは難しいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私も難しいのかなと思いますけれども、もしこういった対応ができるのであれば、よろしく願いいたします。

次に、第12回臨時議会の町長の所信表明の中で、鳥見山陸上競技場の大規模改修を視野に入れていと述べておりました。

現在の日本陸上界のトップ選手が、中学・高校時代には、鳥見山陸上競技場を走っていたことは、さきにも述べました。鳥見山陸上競技場のRC（鉄筋コンクリート）造りは、耐用年数が47年であります。強度は高いコンクリートなのですが、度重なる地震、また、屋上の防水の劣化などによりまして雨漏りが起こっている可能性があります。そうしますと、非常に劣化が早く、劣化が促進されてしまいますので、そこで早めの対策が建物の寿命を伸ばすのではないかと、私は考えております。

そこで、耐用年数の半分を経過した時期に定期的なメンテナンスを実施すれば、約半分の工事費用で安全が確保されることが、私もこういった実証の協議会に参加してまいりましたが、実証されております。平成6年に完成してから28年以上経過し、老朽化した競技場は大規模改修が必要であります。

4番といたしまして、鳥見山陸上競技場の再整備、現在の競技場の改修の予定があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

陸上競技場につきましては、本体、さらにはトラックという形で分けておりまして、陸上競技場のトラックにつきましては、昨年、令和3年度にトラックの改修の設計を行ったところでございます。この設計に当たっては、陸上競技場の利用状況を精査し、利用者が安全に今後も利用できるように、さらに改修にかかる費用や時間も考慮し、実績のある工法として耐久性、改修費用、施工実績の観点から総合的に判断し、改修方法を、トラック舗装路を3ミリメートル切削し、新舗装材を3ミリメートル舗装する切削オーバーレイ工法により、改修する方向で進めているところでございます。

トラックにつきましては、実施設計が完了したことから、今後財源の確保を進め、令和5年度以降の早い時期に改修を進めてまいりたいと考えています。

また、ご質問のあったように、陸上競技場管理事務所あるいはメインスタンドについても、公園施設長寿命化計画によりまして、社会資本整備総合交付金を活用し、今後、改修実施設計を行い、改修工事を進めていく計画となっております。

なお、管理事務所、さらにはメインスタンドの改修の際には、当然ながら陸上競技場のトラックの利用者の影響にならないように進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） こういった改修のときでも、TOTOや、宝くじですね、そういったところから援助もあります。最高1億円ありますので、そういったことも視野に入れて予算のほうを組めるのではないかなと、私は考えております。

そこで、日本陸上競技連盟による公認の陸上競技場は1種、2種、3種、4種、5種あります。そういった中で、鏡石の陸上競技場、これは先ほど申しましたように、都道府県の対抗競技会などを開ける状況にあります。現在の状況では、あの競技場の記録は一切記録になっておりません。競技場の中を雨のときでも走りますと、靴が真っ赤になるような状況であります。先ほどおっしゃられましたように、オーバーレイ工法でやっていたら安上がりで、いいものができるんだと、私は思っております。

そういったことで、今後、日本陸上競技連盟の公認3種以上の更新はあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

陸上競技場の公認につきましては、日本陸上競技連盟の定め諸規定に基づきまして、第1種から第4種のライトまで5種類ございます。走路の規格や舗装の材、用器具の完備状況等の使用項目により分かれている状況でございます。

検定を受け認定を受けますと、有効期間5年間となりまして、また、更新する場合は、施設の経年劣化に対する対応や、競技規定の変更等に合わせてその都度改修を進めるということでありまして、多額の費用が必要となります。

鳥見山陸上競技場につきましては、平成6年10月に第1種公認の陸上競技場として開設し、平成16年まで第2種として活用し、その後、平成22年まで第3種で公認を受けていたところでございますが、公認の継続のためには、諸費用や大会の実績などを勘案し、現在は公認

を取得していない状況になっています。

今後の改修につきましては、公認を必要とする競技の開催が少ないことや、公認取得及び継続に係る施設整備費用が相当な金額となることが想定されますが、公認の取得につきましては、様々なご意見を参考に、最善の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） そのとおりであります。ただ、直さないでおくのも、もちろん宝の持ち腐れでありますし、実は、費用の件もお話しされましたが、登録費用はそんなに、私が出せるような金額であります。ということは、高くありません。これも費用はかかりますけれども、今後とも3種競技、この辺で3種と言いますと、郡山の開成山陸上競技場、これが3種になっておりますし、田村の陸上競技場が3種になっております。1種は、福島県で1か所だけで、あづまだけです。ということを考えますと、ぜひ鏡石もこれに倣って、ぜひとも3種の施設を造っていただきたいと考えております。

鳥見山陸上競技場の西側には、各施設のほかに松林など、遊歩道やウォーキングコース、あずまや、池など、良好な環境が整備されています。

県では、森林環境税を活用した6つの取り組みを実施しています。

市町村に対しては、県民一人一人が参画する森づくりの推進を実施しています。町民や小さい子供の森づくりへの参画促進が図られます。近隣の自治体では、この木々を基に公園整備をしており、私も訪れるたびに、そういった整備の環境を確認しております。

そこで、3番といたしまして、経費節減を図るために、森林環境基金などを利用した鳥見山公園整備の検討が必要だと私は考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問にある森林環境基金につきましては、福島県が、豊かな森林を守り、それで次世代へ引き継ぐため、平成18年度から森林環境基金の取り組みがスタートしたところでございます。主に森林環境の保全や森づくりの意識を熟成する事業に活用されておりまして、教育委員会では、森林環境学習授業などに活用しております。

ご指摘のとおり、森林環境基金につきましても、公園の整備については、木製テーブルやベンチ、木製看板、木製系チップを活用した舗装路・歩道などが考えられます。

町民の方々に身近な森林の現状や森林の役割、重要性、県産材の良さを伝えるきっかけ等にもなること、さらには、木材を活用することで、森林の整備につながり、自然災害の防止

や地球温暖化対策、さらには、SDGsにも貢献されることから、基金の活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 質問はこれで終わらせていただきますが、私、先ほどから、町長の政治姿勢や町の防災対策、また、新浄水場の利用者の関係、鳥見山陸上競技場の再整備についてお伺いしましたが、これら全て実施できることを私は願っておりますので、町のほうでも、よろしく検討していただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため、5分間休議いたします。

休議 午前11時07分

再開 午前11時12分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 込山靖子

○議長（古川文雄） 次に、2番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 2番の込山靖子です。議員となり3か月が過ぎ、2回目の定例議会出席となりました。その間、新型コロナウイルスが猛威を振るい、どのような議員活動をすればいいのか、一人思い悩みながら現在に至っています。

さて、7月21日と昨日の木賊町長の所信説明を受け、町政運営に当たっての町長の方針と意図を理解することができました。

私も町民を代表する議員として、町長の思いを尊重し、よりよい町づくりのために木賊町政を支え、協力を惜しまない所存でございます。

議員となって気づいたことがあります。それは、小規模の地方自治体が置かれている厳しい現実です。国が自治体に努力義務を課している行政計画作成は、年間500以上もあり、ほかにも報告等の義務も含めて、職員の業務を圧迫し、大きな負担となっている現状を知りました。また、先日には、このコロナ禍でも子供たちが楽しんでくれるように、キッチンカーのイベントを手配し、休日返上で尽力してくださっている役場の職員の姿を拝見し、頭が下

がる思いがしました。陰で町民のために頑張ってくださいっている職員の皆様、本当にありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に、初めての一般質問に当たり、言い訳になりますが、このコロナ禍で行動制限や自粛ムードの中、実態調査などが厳しい現状での限られた情報による質問となりますことを、どうかお許しください。

質問に移ります。

1、学校給食について。

学校給食は、子供の心身の健全な発達のために大切な食事です。鮮度がよく、安心して提供できる食材の調達が重要ですが、物価高騰の影響を受けて、予算内の確保は、今後ますます厳しくなってくると思われます。

6月に提出された補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金260万円は、小中学校給食費負担軽減補助金に使用されたようですが、いつまでも交付金頼りでもいられません。五、六年前、私の息子が中学生のとき、乳製品が急騰したことがあり、学校では、もやしで対応していたということが後で分かりました。学校給食の質や栄養価は、なるべく落としてほしくないと思われます。

鏡石町第6次総合計画4-1では、農産物の地産地消推進事業の中に、輸送コストのかからない地域内自給を進め、学校給食での利用や食育を通じて、地産地消を推進すると記載されています。

これは、地元農業者の安定経営、地域内経済循環などの効果も期待され、また、学校を通じて地元農業の生態的価値を知り、農業の大切さを学ぶ機会にもなります。そして、行く行くは後継者育成にもつながります。

そこで質問です。

学校給食における地産地消活用状況は、現状として平均で何%ですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の小中学校の学校給食につきましては、野菜や果物については、町内の小売業者からの仕入れとなっております。米やパンなどの主食については学校給食会、その他の食材については、取扱業者から仕入れして、校内で調理して子供たちに提供しております。

地産地消のものとしましては、福島県内産を含めまして、町内の小中学校の平均については、約45%となっております。なお、米飯の米については、全て県内産米を使用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

学校給食において、地場産物がさらに利用拡大できる方策を、どのように検討していますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご答弁申し上げます。

地場産物につきましては、使うのが本当に望ましいわけですが、気候の変動などによりまして、安定した供給、品質の確保、それから1,000名を超える子供たちがおりますので、量の確保、価格などの面で、いろいろな課題があるというのが現状であります。ですが、季節食材では、町内にも生産者が多くいることもありますので、できるだけ地場産物を利用していきたいと考えております。

しかしながら、学校給食費の予算の範囲内で子供たちへの栄養バランスを考慮して、安価で安定した量を確保できる食材を利用するために、やむを得ず地場産物でないものも利用しているというのが現状です。

現在、町内の農産物としましては、菜種油、それからキクラゲなどを利用して献立に取り入れております。

地場産物につきましては、生産者と現場のニーズの調整を図りまして、先ほど申しましたような課題を解決していくことが必要になります。そのため、農家の皆さんや関係機関の方々と連携を図りまして、県内産はもちろん、町内や周辺市町村の食材を積極的に活用していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございました。

次の質問に移ります。

学校における食育・食学について。

第6次総合計画1-3では、「健康長寿のまちづくり」として、学校における食育の実施、学校での食育教室事業を挙げています。最近では、食育だけではなく、食学という健康を促す食の知恵を学ぶことも推奨されています。伝統食や郷土料理を通して、食の大切さ、健康維持の大切さを学ぶ機会を学校教育にも取り入れる必要があります。

令和3年度は、食育推進事業、食育教育事業、その中で、郡山女子大学と連携事業ということで、保健衛生費のほうから予算を取って、第一小、第二小とかで、何回かは郡山女子大との食育教室があったようですが、令和4年度の、町としては、学校における食育・食学は、具体的にどのような計画で、どのように実施していきますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご答弁申し上げます。

小中学校それぞれの学校で、食育全体計画というものを作成しておりまして、それぞれの学校の実態に合わせて、計画的に年間計画に位置づけて実施しております。また、町としましても、先ほど議員もおっしゃいましたように、郡山女子大学連携協定事業として、各学校での食育事業と、町の管理栄養士による食育事業を実施しております。

これらは、町の第6次総合計画で町民の健康づくりの主要事業として実施するものでありまして、正しい食習慣の形成と食欲の向上、また、親世代への食育の発展を目的ともしております。各学校では、先ほど申しましたように、年間計画に基づきましてテーマを決め、事業を実施しております。

今年度は、「鉄欠乏性貧血予防」をテーマとしまして、鉄摂取量の知識習得を目指し、両親に向けて、その成果を発表することによって、親世代の貧血予防の食育にも発展させることを、重要な狙いとして進めております。

また、町の管理栄養士による食育事業としましては、町の目標として、心身ともに健康な子供たちの育成を目指して、「はやね はやおき あさごはん」をスローガンとして事業を実施していただいております。

食育につきましては、学校だけでは不十分な部分もありまして、家庭との連携が重要になります。ワークシートなどを家庭に持ち帰り、保護者からコメントをもらったりするなどして、家庭でもバランスのよい食事をしていただくように努めております。

今後も、関係機関や町の福祉関係、そして郡山女子大との連携を図りまして、食育に関する事業を展開してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

3、ゴミの減量化・リサイクル計画について。

第6次総合計画5-5には、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」の項目の中に、一

般廃棄物への処理、リサイクルに関して、人口や土地利用の変化に対応した適切な処理を継続して、さらなるごみの減量化やリサイクルなどに努めていくと書いてあります。

持続可能な社会づくりのために、さらなる 町民一人一人への意識づけが必要です。令和4年のじんかい処理費予算は1億1,700万円となり、膨大なものになっています。少しでも減らしていく努力が必要です。ごみ減量化、リサイクルの実際の成果が出ているかどうかを判断できるように可視化をし、また、住民に啓発するためにも、具体的な数値目標を立てて推進したほうが分かりやすいです。

矢吹町では、ごみ減量化推進計画を作成し、令和6年度までごみ排出量5%削減、1人1日24グラムのごみ減量、リサイクル率を15%アップと、目標を設定しています。

我が町には、「ゴミ減量化推進計画」という名の計画がないようですが、「ゴミ排出量何%削減」、「一人一日何g減量」、「リサイクル率は何%アップ」などの具体的数値目標を設定することは可能でしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の家庭から出るごみは、鏡石町一般廃棄物基本計画に基づき、ごみ処理を行っております。

ごみ処理施設は、須賀川市にあります須賀川地方保健環境組合須賀川衛生センターで行っており、構成市町村は、鏡石町、須賀川市、天栄村の3市町村になっております。町民の皆様には、日々のごみ出し・分別へのご協力をいただきながら、処理施設では、ごみ減量化を図りながら処理を行っているところでございます。ごみの減量は、地球温暖化や環境対策の一環として重要な取り組みであると考えております。

町には、ごみ減量化推進計画はありませんが、町では、一般廃棄物処理計画の中で、ごみ減量、再生利用に関する目標を設定しており、令和5年度を最終目標年度とした計画値は、ごみ排出量1人1日当たりの目標値を818グラム、リサイクル率を20%とする目標値を設定し、対策事業といたしまして、資源ごみの分別回収や集団資源回収事業などを推進し、取り組んでいるところでございます。

今後は、数値目標の達成に向けて、ごみの減量啓発、さらには推進を分かりやすく行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

4、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集について。

不適正な処理のため、世界全体で年間数100万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは、30年後に魚の重量を上回るプラスチックが海洋に流出されると予想されています。マイクロプラスチックは、既に食べ物や飲料水にも含まれていて、人体まで汚染される危険があります。

国は、今年、プラスチック資源循環促進新法を施行し、プラスチック使用廃棄物全体に対する3Rの促進を促しています。プラスチックの令和4年の新制度は、分別ルールを見直し、分かりやすくすることで、プラスチック資源回収の拡大を図るところを目指しています。

プラスチック関係の法律は、ややこしく難しいので、主婦の目線では理解しがたいところもあります。しかし、家庭ごみを分別して出すのは、主に主婦の仕事ですので、もっと分かりやすく分別方法を説明し、少しでもプラスチックごみが減るように、町として住民に啓蒙していく必要があるのではないのでしょうか。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に関して、令和4年施行のプラスチック新法に合わせた町としての取り組みは、どのように具体的に実施しているのでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年、国内におけるプラスチック資源循環を推進する重要性が高まっていることから、令和3年6月に、プラスチック使用製品の資源循環させる取り組みを推進するためのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、令和4年4月1日に施行されました。

これによりまして、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を定め、町民の皆様様に周知するとともに、分別へのご協力をお願いすることとなります。

現在、町は、須賀川地方保健環境組合やその構成市町村と共に、予定では令和6年度からプラスチック使用製品の収集開始に向けまして、分別基準の策定や収集品の再資源化する体制などの検討を進めているところでございます。

今後は、分別の回収方法などが決まりましたら、広報紙やごみ収集カレンダー等でお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございました。

次の質問に移ります。

5、中学校運動部活動の地域移行について。

スポーツ庁が打ち出した地域部活推進事業は、令和5年度から段階的に、休日の中学校部活動を地域移行する計画です。我が町には、鏡石スポーツクラブがあり、その役割は大きく、先月には、鏡石中学3年生の増子陽太選手が、陸上で日本中学新記録を打ち立て優勝しました。本人の努力はもちろんですが、学校部活動とスポーツクラブの連携によるすばらしい成果です。また、町には体育協会とスポーツ推進委員会など、町民主体のスポーツ組織があり、スポーツに関する町民の意識も高いです。しかし、少子化による部活動も減り、中体連も学校単位で競う形が難しくなっていると言います。

部活動の地域移行には、懸念される課題があります。特定の種目に限らず、幅広いスポーツ種目で対応することをどう考えていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和2年9月に、文部科学省及びスポーツ庁等から出されました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、休日に教師が部活動の指導に関わる必要がない環境の構築、また、休日における地域スポーツ・文化活動を実施できる環境整備をしていくことも、改革の方向性として示され、具体的な方策としましては、休日の部活動の段階的な地域移行、令和5年度以降3年間で段階的に実施と、合理的で効率的な部活動の推進が挙げられています。

段階的とは、条件、準備ができたところから順次という意味でありまして、決して一斉に地域移行というものではありません。休日の部活動のスムーズな地域移行に向けて、まずは、現状や課題を把握した上で、教育委員会、スポーツクラブ、中学校、スポ少等の代表者による地域運動部活動の運営に係る検討会議の開催に向けて、今、準備を進めております。

その中で、対象とする種目につきましては、現在の鏡石中学校の部活動をベースに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

先ほども言いましたが、部活動の地域移行は随時ということ、急ではないんですが、スムーズに移行できる準備段階で、それで今懸念される問題として、もう一つ挙げます。

技術力のあるスポーツ指導者の人材確保はどう考えていますか。

○議長（古川文雄） 込山議員、着席願います。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご答弁申し上げます。

議員のご心配のとおりでありまして、この地域移行に関しましては、指導者、そしてこの後質問されるかと思えますけれども、財源、そういったものが非常に大きな問題でありまして、大都市はそれなりに指導者の確保等も進むかと思えますが、なかなか中小の町村にとっては、非常にハードルが高いという現状もございます。町村の教育長会でも、県のほうに、国への支援の申入れ等をお願いしているところであります。

そこで、この指導者の確保につきましては、全ての部活動が地域移行できるというものではありませんので、地域移行のできる部活動について、学校と町のスポーツクラブや関係機関などと相談して、できるだけ多様な人材の確保に努めていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 中学の場合、高校進学評価のため、部活動というのは大きな、中学生にとっては大事なこともあります。財源確保、また、保護者への経済的負担の支援など、その辺をまとめて、どのようにしていく考えなのか教えてください。

○議長（古川文雄） 込山議員、まとめては質問できませんので、5の（1）の③ということよろしいでしょうか。

○2番（込山靖子） はい。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご質問にご答弁申し上げます。

財源確保につきましては、部活動の指導者がボランティアなのか、スポーツクラブなどに委託して実施していくのかなど、どのような方法で進めていくのかということ、まず検討していかなければならないと考えます。

先ほど申しましたように、都会では人材も豊富であり、ボランティアということもあり得るかと思えますが、町村部におきましては、人材確保自体が困難であるという状況も十分考えられますので、スポーツクラブなどへの団体への委託ということも検討しなければならないと思います。

全国の動向を見ながら、必要な財源については考えていかなければなりませんけれども、先ほど申しましたように、県を通して国へしっかりと要望をしていかなければならないと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問です。

保護者への経済的負担の支援などは、どのように考えていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご答弁申し上げます。

保護者への経済的負担の支援ということでございますけれども、現時点は、中学校の部活動でございますので、保護者からの負担は原則ありません。しかし、今後、地域移行に伴い、先ほど申しましたような委託等が行えるようになれば、当然、保護者への負担が発生することも考えられます。

そうした今後の動向に注目しながら、子供たちがスポーツを継続的にできる機会を確保して、経済的な負担の軽減が図られるように、先ほど申しましたように、鏡石町だけではなくにもならない部分も多くありますので、町村の教育長会や、あるいは町、岩瀬地区、そういったあらゆる形で関係機関に働きかけて、全国で全ての子供たちが、平等で同じような活動ができるということが実現できるように働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

子どものマスク着用について。

新型コロナウイルス陽性者が激増し、我が町も1,100人を超し、10人に1人の感染率になっています。しかし、子供たちの重症化は低く、回復は早いです。最近、子供たちのマスク着用について、医療専門家の中でも懸念する声が出ています。

1、自分が吐いた息に含まれる二酸化炭素を高濃度で吸収してしまい、高炭酸ガス症を引き起こしてしまう。

2、熱中症、酸素欠乏症の危険。特に脳は酸素の消費量が多いため、影響を受けやすく、脳の発達にも影響します。

3、皮膚疾患。マスクの摩擦などで肌のバリア機能が低下すると、雑菌が繁殖しやすくな

り、炎症が生じます。

4、汗、呼気、唾液で湿り、体温で温められると、雑菌繁殖の温床となり、常に口・鼻に付着していると危険です。

5、鼻呼吸は口呼吸より筋力が必要なので、息苦しいと口呼吸になってしまう。それが原因で、虫歯、歯周病、口臭、表情筋の衰退、アデノイド顔貌などを引き起こしてしまいます。

6、子供の精神発達への影響。子供は相手の表情からたくさんの情報を得、少しずつ相手の感情や思考を理解していきますが、マスクが原因でできなくなっています。

マスク着用の影響が、子供たちの健全な成長の妨げになっていることは否めません。子供たちの感染対策も重要ですが、海外のマスク解除の実情を踏まえながら、もっと柔軟な対応も見直すべきではないでしょうか。

多摩市では、今年4月、教育長が、学校生活でのマスク着用自由化について、全国で初めて言及し、マスクをしない、できない子への配慮をしています。ほかの自治体でもそういう動きが出ています。

子供のマスク着用の弊害を考慮に入れながら、子供のマスク着用の対応を、今後どのようにしていったらいいのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ご質問にご答弁申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク着用をお願いしているところです。

子供たちのマスク着用については、様々なご意見があり、ただいま議員のほうからご指摘いただきましたような、健康面、情報面の問題はもちろん、夏場の屋外での運動時では熱中症を引き起こす等々の様々な弊害があることが懸念されております。

また、マスク着用から2年以上が経過しまして、逆にマスクを外すことで、顔を見られるのが恥ずかしいというような心情を持つ子供も出ているというのが、実情であります。

配慮を必要とする児童の場合は、マスクの着用が困難な場合もあり、個に応じた対応が必要なことは言うまでもありません。

ただ、鏡石町では現在、新型コロナウイルスへの感染者が、毎日多く報告されております。10歳未満、10代の子供たちの感染が多く報告されているのが現状です。

引き続き、家庭や学校、関係機関との連携を図り、感染防止対策を徹底できるように努めております。

町内の小中学校へのマスク着用については、屋外での活動においては、状況を把握し、熱中症へのリスクを確認して、マスクを外すなどの対応を指示しております。また、屋内においても、一人一人の距離が確保できる場合は、マスクを外すなど、状況を見極めて教育活動

を進めてほしいと言っているところです。

また、マスクの着用ができない子供たちに対しても、無理に着用させるのではなく、個に応じた配慮を実施して、感染防止を徹底しているところでもあります。

マスクにつきましては、議員ご指摘のとおり、いろいろな問題もございますが、今後も国・県の動向、コロナの感染状況等を注視しながら、子供の命を守る、子供の健やかな成長を守るという観点から、順次検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

先ほどを含めまして、このマスク着用というのは、マイクロプラスチックの吸入という問題、ホルムアルデヒドの吸入という問題で、大人も結構いろいろ問題があるのではと指摘されています。世界各国でマスク着用は、もう解除されているんですけども、日本だけがまだマスクを外せないという現状で、それは郷に入れば郷に従うという日本人単一民族が同じことをしなければいけないような、そういうものがあって、私はちょっと納得ができませんけれども、致し方ない現状だと思っております。

次の質問に移ります。

女性が輝く町づくりについて。

国が設置した「すべての女性が輝く社会づくり本部」の目的は、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である女性の力が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるとあります。町としても、地域や家庭をよりよくするために、女性がもっと意思決定に参加する必要があるとあり、政治、企業、地域などの様々なフィールドで活躍できる女性の育成と意識改革を推進すべきです。

明石市では、地域の課題解決のために発言できる女性育成のためのトレーニングやセミナーを開催して、議論の仕方、自分の意見の伝え方、みんなの巻き込み方などを、専門講師陣から実践的に学んでいます。

我が町も、女性が視野を広げ、知識、関心の向上を促すための教室を開催し、行政や社会に積極的に女性が参加できるような環境づくりが必要なのではないのでしょうか。

私個人では、女性から見た町づくり研究会を立ち上げ、勉強会を開催しています。しかし、個人の方では限界があり、ぜひ町としても取り組んでいただきたいところです。

1、国が推進する女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会、女性が輝く町づくりを、鏡石としてはどのような方針で、具体的にどのように取り組んでいきますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、その後、新たな課題への取り組みが次々と進められ、女性の採用、登用、能力開発のための行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法が、平成28年4月に制定されました。

当町においても、令和2年10月に、男女共同参画社会の推進に向けた鏡石町男女共同参画プランが策定されたところです。福島県においては、ふくしま女性活躍応援会議主催のセミナーなど6回程度開催しており、町としても、公民館事業の生涯学習講座などを通じて、男女共同参画を意識した学習の場を設け、ジョイフルライフ講座などあらゆる機会を通じて、個性と能力を発揮できる社会の推進を目指しております。また、様々な分野における意思決定過程への女性の参画と活躍を目指すために、地域や自治体の委員における女性委員の登用推進をしております。

今後も、女性が輝き活躍できる町づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

生理の貧困について。

明石市では、生理の貧困に対応するため、生理用品サポート事業を立ち上げ、購入困難な女性に、相談窓口、無料配布を実施しています。また、小中学校の女子トイレや保健室に無料配布しています、生理の貧困の背景にある問題全般を解消する取り組みもしています。国としては、地域女性活躍推進交付金、地域子供の未来応援交付金など、生理用品提供を支援する交付金も設置しています。

我が町の「生理の貧困」について、どのような方策と具体的な対策を考えていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

生理の貧困につきましては、報道などを通して、昨年からの社会的な問題として意識されるようになっております。

先ほど議員さんおっしゃられたとおり、国におきましては、地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金といった交付金で、生理用品の支給を行うことができる制度が創設されたところでございます。

本年度において、福島県が交付金を利用して生理用品を調達し、市町村に配分する予定であることから、本町におきましても、そちらを困窮者へ配布する事業を検討しております。

事業の詳細につきましては、今後関係課と連携し、必要な方に適切に配布できるよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） この生理の貧困におきましては、女性にとってはとてもデリケートな問題でございます。ただ配布すればそれでいいという問題ではなく、やはりその生理の貧困にまでなってしまったという背景が、まずありますよね。その相談窓口、あるいは小中学校の女子がそういうものに陥ってしまっているという背景、その問題について、やはりそれを受け止める、そういう体制も必要ですし、精神的にも女性のデリケートな問題ですので、それをサポートするという、その気持ち的にも応援しているという形で、そういうのがあれば、女性も精神的にも力をもらえるんじゃないかと思っております。

そこで、女性に限らず男性もやはり、じゃ、男性はどうするのかというの、ちょっと見方があって、男性もひげそりはどうするんだとかいろいろそういうのがありますが、でも、今の状況では、女性がやはりちょっと経済的にも厳しい現状だということで、あえて女性の立場で質問させていただきました。どうもありがとうございました。

時間がまだ早いですけれども、以上で私の質問は終わりになります。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次

○議長（古川文雄） 次に、7番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） マスクを外させて質問させていただきます。

皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます7番、小林政次でございます。

さて、4年度も6か月目に入り、予算の執行も本格的になる時期かと思われまます。経済活性化のためにも、公共事業等の早期着工を望むものであります。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1. 久来石行方蓮池西線（笠石南町地内町道の幅員狭小、急勾配の坂道、急カーブの箇所）の道路改良事業についてでございますが、これは以前にも何回か質問しております。

当道路改良工事につきましては、約20年前から計画され一部着工されておりましたが、途中中断されたままでした。その後、工事を再開し、現在は橋本畜産手前までと南側の東北旭紙業から北側の舗装道約60メートルを施工したところであります。改良された道路は、幅員も広く、車両の交差もスムーズで豪雨等の土砂流出の心配もなく、安心して通行できると、地区民一同大変感謝申し上げます。

しかしながら、橋本畜産から南側は急勾配な坂道であり、直線道路ではありますが、道幅が狭く交互交通が困難であり、片側通行の状態であります。さらに、上り切ったところは急カーブとなっており見通しが悪く、数件の自損事故が起きている大変危険な箇所でもあります。

地域の方々は、その危険箇所の工事が早期に着工するのを大変期待していたところであります。

しかし、その期待を裏切られ、現在は中飛びの状態で施工されております。地区民は大変残念がり、橋本畜産手前までの快適な運転と、その先の凸凹な直線道路と危険なカーブのギャップに非常に戸惑いながら、不便な思いをして通行しております。

つきましては、確認の意味を含めまして（1）今年度の工事区間、工事内容はどのようなものか。また、いつ着工するのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

今年度の工事区間ですが、昨年度の完了区間、旭紙業側から、こちらからまた北のほうに延伸施工いたします。既に繰越事業分として道路改良舗装工事により施工延長170メートルで発注しており、今月から現場着手する予定です。

今後、現年度分の事業分として2回目の工事発注を準備していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の話にはありませんでしたけれども、聞くところによりますと、大体頂上までの施工延長ですか、そういうことも聞いております。

それで、頂上までだとすれば、現在の道路との高低差はどのようになるのかお尋ねいたします。以前も聞いたんですけれども、以前は20センチくらいというのも聞いております。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 再質問にご答弁を申し上げます。

南側から施工して行って、頂上付近を目指して今年度は進めていきます。

全体計画としましては、まだ頂上付近のどこまでつながるかは確定はしてございませんが、以前申し上げたとおり、20センチくらい頂上付近で当初の90センチ下げる分よりは浅い高さでの施工になると思われまます。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 道路の線形でございますが、これは当初とは変わりはないですか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 再々質問にご答弁を申し上げます。

基本的には今、現在ある現道を生かしながらの施工ということでございます。

ですので、それに沿った線形でございます。若干の見直しで東側にちょっと振れるところがございますが、もともとの線形とはさほど変わるところはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 素人考えなんですけれども、橋本畜産から南側の道路、今ある道路、それを生かして側道を通しまして、その東側へ若干ずれて新たな道路を造れば元の高低差これはなくなり急勾配も解消できると思われまますが、その辺は考えてはいないですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 質問にご答弁を申し上げます。

ルートとしましては、現道を生かしたルートで、大きくバイパス的なルートでの整備ということは考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

[7番 小林政次 登壇]

○7番(小林政次) しつこいんですけれども、今の現道を残して、そこから左側はかなり低いんです、こちら側から行くと。だから、今の現道を生かすとすればかなり盛土が必要なんです。盛土が必要だということは、法面も多くなるということです。だから、その辺を本当はもっと前に言えばよかったんですけれども、側道を生かして一段下げて、そして、新たな道路を造れば、そんなに盛土も要らないし、そして、急な傾斜それも解消できると素人考えでは思うんですけれども、なぜそういうふうを考えなかったんですかね。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 質問にご答弁を申し上げます。

道路の線形の設計につきましては、担当課と専門の測量設計会社のほう、コンサルタント等協議をしまして、一番経済的や施工性、その他いろいろな条件を加味しながら決定に至ったというふうにご考えてございますので、理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 7番、小林政次議員。

[7番 小林政次 登壇]

○7番(小林政次) いろいろ考えて設計をしたということですが、現道には多分、流域下水道かな、入っていますよね。それで、それを生かしてやるということは、下水道もかなり古くなっていますので、それを直すときにはまた壊して改修というか、下水道直さなければならぬんです。

それで、今回これ改良する場合に、多分今回やれば三十年、四十年は改良できないので、だから、専門の職員とか設計屋がそこまで考えなかったのか、非常に疑問なんです。

その辺を伺います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 質問にご答弁を申し上げます。

確かに久来石行方蓮池西線の南町区内の道路部分につきましては、流域下水道の本管が入っております。それを避けるルートというのは、この工事が始まる平成19年当時ですか、その当時にどのルートを通ってやるべきかというようなことは、十分議論されて今のルートに決定されたのかなというふうなことは思っております。

確かに、流域下水道の修繕ということは行く行くは出てくるとは思いますが、そういうものも考慮しながらの線形を策定したというふうにご考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 同じことを何回言っても答弁も同じでしょうから、この辺でやめますけれども、次に、（2）橋本畜産から南側の凸凹な直線道路と急勾配で狭小な坂道は、いつ頃施工するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

今年度工事では、旭紙業側から橋本畜産南側の坂道頂上付近までを施工予定しております。坂道につきましては、来年度施工を目指し、引き続き社会資本整備総合交付金事業で県に要望してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 常々、道路の改良の際には、北から南に施工すると再三言っていたわけですが、今まで、それで、なぜか道幅が狭く交互交通が困難であり片側通行状態なところ、もっと南側です、それが地区民が一番改良してほしいと思っております。私もたまに通りますので、何でこの一番ひどいところをやらないものかと思っておりますが、それらを最後に実施する理由はなぜでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 再質問にご答弁を申し上げます。

この工事につきましては、社総金という補助金を使って平成19年の頃より施工してまいりました。

ご質問の坂道でございますが、今のこれまでの社総金の内示の状況がかなり厳しいような状況でございました。北側から整備した場合、坂の途中や坂の頂上付近で止まってしまい、坂を上り切ったときにその先の道路が整備されず、逆に危険な状況が考えられるということで、南側から攻めていき、最後の一番難関な頂上付近を接続させようというふうに考えて施工を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょっと今の答弁分かりづらいんですけども、最後に頂上付近の急な

ところが残るから南側からやったということですよ。北側からやっても同じじゃないですか。どこが変わるんですか。北側からやったからそこだけ残る、南側からやればスムーズだというちょっと理由が分からないんですけども、いかがですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 質問にご答弁を申し上げます。

北側ですと勾配がきつく、その勾配を上るときに車のスピードが出てしまう、上り切ってその先にそのスピードで通れるところの道路が繋がっていない場合、非常に危険であるだろうという、そういう理由で今回の施工のやり方とさせていただいたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、ここは通学道路でもあり、子供たちの安全確保の面からも早急な全面改修改良工事が待たれております。

今までも最初の工事から二十数年と工事期間が非常に長く、地区民、ましてや高齢者は早期竣工を悲願としております。つきましては、地区民の悲願に応えるためにも、全線の改良工事を早急に進めなければなりません。

つきましては、期待を込めまして、（3）全線の改良工事はいつ頃完成する予定か、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

昨年度同様の質問で、令和6年度の完成を目指すと答弁したところでございますが、早期完成を目指すため、来年度完成できる社総金の配分額を県に要望しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） それでは、その申請が申請どおり通ることを祈っております。

私をはじめ、自分が生きている間に全線が改良された道路の姿を見たいという地区民の強い悲願がありますので、地区民一同早期竣工を強く望むものであります。

次に、2番、農村婦人の家（農産加工室を含む）の復旧等の見通しについてでございますが、福島県沖地震により大きな被害を受けた農村婦人の家は、いまだ復旧の見通しが立たな

いのか、約1年半も閉鎖されたままになっております。今まで地区の集会場として利用されてきましたが、大変不便であると地域の方々より伺っております。

さらに、農村婦人の地位向上と6次化産品を推進すべく農産加工室が併設されております。主に、みそ、こうじ、三五八等を加工しておりました。前回の一般質問で今後の整備等笠石区長、それから役員等々と話合いをしているとのことでありました。つきましては、(1)笠石区長等との話合いの結論は出たのか。さらに、農村婦人の家の復旧はいつになるのか。また、復旧が困難である場合、その理由と今後どのように対処するのか。また、何でこの1年半も期間がかかっているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

農村婦人の家は、ただいまご質問ございましたとおり、昨年2月13日の福島県沖地震により大きく被災したところであり、農産物加工施設等の利用者にご迷惑をおかけしたところでございます。

小林議員からは、昨年12月の定例会で一般質問をいただき、内容につきましては会議録で確認をさせていただきました。その思いが私にも伝わってまいりました。

農村婦人の家の再建につきましては、ただいまご質問の中にもありましたが、笠石区長、笠石上組総代、土地の地権者と協議を重ねてまいりました。笠石区長、笠石上組総代からは、令和4年2月20日付で陳情書をいただいたところでありましたので、陳情内容に応えられるよう調整を重ねてまいりました。

町といたしましては、集会施設に限定して既存施設内部の耐震化などにより、復旧する方向で現在進めてまいりたいと考えてございます。

今後、詳細につきましては、笠石区、上組、そして、地権者と協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） これは課長に答弁なのかな、先ほども言いましたけれども、約1年半も閉鎖したまま、私らから見れば放置されていたと思っております。

それで、その間の賃借料、これは幾ら支払っていたのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員の質問に答弁申し上げます。

農村婦人の家の賃借料でございますが、地権者が3名ございます。1名の方が面積171.22平米、もう一方が124.69平米、一番大きい面積3番目の方601.64平米、いずれも単価は平米800円でございます。合計金額、3名の方合計しまして71万40円ということで、こちらは支払いを継続しているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょっと答弁の中で、この1年半、そのままにしておいたという、その答弁なかったと思うんですけども。

それで、1年に71万何がし払っています。これ、地区の人は全然使っていないんです。利用できないんですから。何でこの1年半も時間をかけて、賃借料は払わなきゃならないでしょうけれども、こういう状態になったのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） この施設に関しましては、先ほど答弁しましたとおり、福島県沖地震により被災をしたと。その際、建築士のほうに被災状況確認していただいて、約2,000万ぐらい復旧するのにかかるというような判定をいただいたところでございます。

町としましても、復旧するに当たって、あの場所にもう一度建物を復旧したらいいのか、さらには別な土地を設けまして復旧をしていくべきか、いろんな方々の意見を聞いてよりよい方向に進めてまいりたいというふうな思いでございました。

そういったことから申し訳ございませんが、時間がたってしまったということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、3番、駅に降りてみたくなる事業（鏡石駅東口整備事業）についてでございますが、駅に降りてみたくなる事業として、昨年5月に鏡石駅東口整備事業及び基本構想平面図の説明がありました。駐輪場、駐車場、パーゴラ等を含め、総合的に整備をしたいとのことでありました。その後、実施計画の予算も確保され、委託が終了したと思われれます。

つきましては、（1）駅東口整備事業の実施計画は完了したのか。完了した内容はどういうものかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点におきまして、鏡石駅東口整備計画としては、基本計画の段階で止まっておりますので、実施計画的なものは今のところありません。その基本計画の中で、議員がおっしゃるように、東口の公園の周辺を整備する中で送迎利用の可能となるロータリーや駐車場、駐輪場の整備、あと公園等広場等の設置を計画しているということでございます。

ただ、実際にこの実施計画を策定する場合には、やはりどういうものが実質的なものなのかを加味しますので、このとおりに全部が全部整備するかどうかというのは、また実施計画の中でちょっと考えていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 詳しくは後でまた出てきますのでお聞きしますが、

次に、砂利敷ではありますが、駐車場用地として整備されている敷地がありますが、（2）前回の一般質問で駐車場用地は今年度からイベント等に臨時的に供用開始するとのことでありました。4月頃からだとか言っていました。その利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東口からの臨時駐車場の利用につきましては、ご質問のとおり、イベント等の開催の際に臨時駐車場としての利用を想定しておりました。ただ、新型コロナウイルス感染症の第7波によりまして、各種のイベント等が中止または規模縮小を余儀なくされているのが現状でございます。

利用実績としましては、7月に開催されました全国田んぼアートサミットの際に全国の田んぼアートの関係者に利用していただいたときに開放しておりましたが、また、4月の田植祭りの際は、実質的にイベントとしては中止となってしまいましたが、関係者による田植作業の際にも、こちらのほうを利用していたのが実績でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょうどコロナ禍があって、2回とも何とも言えない状況なんであれなんですけれども、次に、駐輪場の件ですが、以前に質問したとおり、駐輪場からあふれている自転車相当数あり環境を阻害している状態であります。鏡石駅東口整備事業で早急に取

り組む必要がありますが、私もこれを早くやってもらいたかったから、前にも一般質問しました。（３）駐輪場の整備はいつ頃予定し、どのような形態になるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東口の自転車置場、駐輪場につきましては、議員がおっしゃるとおり、駐輪場の屋根付のところからはみ出して東口を覆うような形になっているのが現状でございます、私も確認しております。

それによりまして、今年につきましてはそちらの自転車置場のほうにつきましては、北側、公園の花壇があるところ、あそこのほうに増設をする予定でございます。今年度中に施工する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、北側へ増設するというので、今年度中と言いましたか。

それで、具体的にいつ着工していつ頃終わるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） もちろん、今はまだ着工というか発注もしておりませんので、今後発注する予定でございます。当然年度内には終わるような形でやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） それでは、早期に着工して早期に完了するようにお願いします。

次に、コロナ禍の今日であります、7月には田んぼアートサミットが開催され一般の観覧者も増加傾向にあります。「かんかんてらす」への誘客等にも影響が考えられますので、速やかな整備が必要と思われま。

つきましては、（４）今後の工事は、何をいつ着手するのか、いつ頃完了予定か、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたように、現段階では基本計画の段階ですので、実際的にいろんな工事自体が施工の整備工事につきましては現段階で未定でございます。申し訳ございません。

今年度の工事としましては、先ほど説明しました臨時の駐車場のところの南側の土地です、まだ整備されていない土地があると思うんですが、そちらのほうにJR用地との境界を明確にするため、擁壁とフェンスを設置する工事を予定しております。

また、北側の取得しました畑等につきましては、雑木などがあることから、伐根等の整地をする予定でございます。

また、現在先ほどの質問のとおり駐輪場のほうが手狭ですので、こちらのほうの増設と、あと、近年東側に住民の方が多くなって、あそこにJR利用者の方の車が送迎で混雑しているような状況がございますので、今言った臨時駐車場の一部をそちらのほうの待合というか、そういうような形で開放しまして、その混雑を解消していきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 基本計画の段階で、まだ実施計画ではないということですが、前に説明ありました計画の内容、大変すばらしくて非常に大きな工事になるかと思っておりました。

それで、それに対しまして私の考えは、それほど大きいものが必要なのかという考えもありましたので、費用効果を考えるとき過大投資ではないのか、それほどの施設が必要なのか、もう少し規模を縮小すべきでないのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

基本構想の中で、流れとしては詰め込むだけ詰め込んだというようなのが基本構想でございますので、実績におきましては、やはり議員がおっしゃるように本当にそれが必要なのかどうかという点は当然出てくると思いますので、そちらのほうは議会のほうに丁寧な説明をしながら、よりよい計画になるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） それに関連しますけれども、土地を購入しましたよね。それで、それは

平米当たり幾らだったのか。総面積と総購入金額は幾らか。また、基本計画策定前からの先行投資、実施計画かな、策定前からの先行投資は本当に必要だったのか、お尋ねいたします。

必要だったかというのは、その土地を購入すべきであったのかどうかです。今、そちら答弁あったように縮小するということですよ。そうすると、前の説明でグリーンロードの曲がり切りまでの計画で、そして、場所も買ったはずで、あの辺の。だから、その辺の先行投資が本当に妥当だったのかどうか。それをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

購入した面積及び単価、金額につきましては、平成30年度に6筆ほどJRの用地として購入しまして、単価につきましては、雑種地で6,500円、購入金額総額で533万円です。面積につきましては820平米。

次に、令和2年度におきまして民地を買収しております、合計で4筆、畑と原野と、あと市街化区域に触れている原野もございます。4筆のうち3筆が調整区域でございます、こちらのほうにつきましては、5,700円の単価でございます。

市街化区域のほうにつきましては、1万2,200円の単価で購入しております。面積につきましては、市街化区域が1,001平米、調整区域につきましては1,171平米。両方合わせまして1,888万6,900円です。先ほどの平成30年度合わせますと、2,421万6,900円の総購入でございます。

先行投資が必要だったかどうかという点につきましては、先ほどちょっと私の言い方が間違ったところがありまして、要件的に上物的なところが縮小するかもしれないということなので、面積的には必ず駅東、これから区画整備が進めば人口が増えていきますので、駅の東口の整備というのは必要なものになってくると思います。

それは、たとえ五年たっても十年たってもそこは変わらないと思われま。それは、当然東側に人口が張りつくという前提でございますが、今のところ区画整理によるところは順調に売れているという観点からしても、先行投資は現時点では誤っていないというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） これから実施計画やるんでしょうけれども、その建物、パーゴラだとかかな、どれを縮小するか分からないんですけども、縮小になると。それで、その面積に関しまして、私は大き過ぎると思うんです、そこまでの先行投資するのは。

2,400万でしたか。逆に言うと、今、田んぼアートやっていますから何とも言えませんけれども、そっちのほう買収して、そっちのほうを整備しなければ、あんな細いところを整備しても、そんなにはメリットはないと思うんです。

もう一度お聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

面積要件につきましては、今現在も先ほど申し上げましたようにJR利用者の送迎の関係で我々が思っている以上にあそこに結構止まっているケースが多くなっています。東側に移っている方もいらっしゃいますので、東側にあそこぐるっとロータリーがありますから、西側ですか、西側のロータリーを利用されている方もいらっしゃると思いますので、西側にはやはりロータリーなり駐車場なりを整備しなくちゃいけないかなというふうに考えております。

量的な問題としては、西側にあるような有料駐車場ぐらいまでは必要ないかもしれませんが、その半分以上の部分は将来的には必要ではないかなというふうに考えております。基本計画の中では、二十台未満ぐらいの台数だったと思いますが、それほど大きくない須賀川のちょうどJRの前にあるような駐車場スペースぐらいだったと記憶しておりますが、そちらのほうよりも駐車場は必要ではないかなという観点から、用地につきましてはこの程度が必要かなというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、必要性、説明ありましたけれども、本当に必要ならば駐輪場、一番困っている駐輪場、それから駐車場、それを早くやるべきだと思うんですけれども、何でそれはあまり進まないんですか、進めないんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、先ほどの用地の中でもご説明しましたように、あの場所につきましては調整区域になっておりまして、調整区域ではなく市街化区域に何とか持っていきたいなというふうに考えております。市街化区域になりますと、整備費の中で都市再生だかちょっと名前忘れましたが、計画を立てれば補助金が出るような形もございますので、そちらをできるだけ使いたいというのが、財政サイドも含めました本音でございます。そちらのほうを活用できる

までの間はちょっと暫定的な運用になるかなというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） しつこいようですけども、今、言った市街化区域と。その市街化区域にやる場合には、県に手続とか必要ですよ。それは今、やっているんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 市街化区域につきましては、来年度、県のほうで決めるということで、その流れには残念ながら今回はちょっと乗れませんでした。

ですから、今、調整をしてその次、5年後になってしまいますが、5年後のやつには何とか乗れるような段取りを今、組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょっとおかしいですよ。本当に必要ならば、今回というか来年かな、それに本当は間に合わせるように手続はしなきゃならなかったんじゃないですか。この説明というのは、何年か前にありました、こういうのやりますよと。では、それはやる気がなかったんじゃないですか。それはいいです。

次に、阿武隈川上流遊水地郡（第1遊水地鏡石町）の整備事業についてでございますが、第1遊水地区である成田地区の皆様の苦悩は計り知れないものがあり、心が痛むばかりであります。台風被害者が今後の経緯を考えると、補償内容が決まらなないと移転等を含め何も決めることができないと言っております。補償額の提示を待っている状態であります。さきの特別委員会で、移転先は役場に協力してもらい整備すると福島河川国道事務所の回答がありました。玉川村では既に用地が決定しております。当初のアンケートで移転希望者を把握しておりますが、大分時間がたちましたので最新の調査が必要と思われま。また、移転先の候補地選定も早急に取り組む必要があります。つきましては、町の対応についてお伺いいたします。

（1）移転希望者を把握するための最新のアンケート調査と移転先の用地調査並びに選定は、どこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

7月下旬から8月上旬にかけて成田地区で行われました住民説明会で宅地や施設園芸の移転先の代替地については、国が主体となって造成することが国から住民に対し説明がありました。

これを受けて、現在本町におきましても、移転先の希望地について、候補箇所の選定を進めており、先週の金曜日にも地元協議会の方々から意見を求める場を設けまして、候補地の絞り込みを進めている状況であります。

最新のアンケート調査につきましては、国においてこれらの移転先はどこがいいか、どれだけの面積が必要かなどの調査項目に含めまして、早ければ今月末頃から実施する予定であります。

町もこの意向調査について協力し、今後も引き続き地域住民の皆様のご意見や要望をよくお聞きして、寄り添った対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今月末からアンケート調査等をして決めたいということでございますが、玉川村の話を聞きますと、何か地権者が協議会か何か分かりませんが、そこが主体となって土地を選定して、こことここをということで、かなり早い段階でやっているんです。

それで、鏡石は非常に遅いと思うんです。向こうはもう決まっているんですから。だから、速やかにやっていただきたいと思うんです。それで、成田の本町地区ですか、その移転だつて、候補地が決まらないとそこに行くかどうか分からないです。その辺ももう一度お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

先ほど申しあげました地元の説明会、これらの資料の中にも、玉川村の移転の予定地というようところが示されておりました。

玉川村につきましては、この遊水地計画が出る前から竜崎地区については何度も水害に遭っているところということで、遊水地に関係なくその前から高いところに移転しようという住民自らの皆様計画があったそうでございまして、今回、その前々からあったところかどうかというようなことで進めているというふう聞いております。そのように玉川村のほうは進めているというようなことでございます。

本町におきましても、先ほど申しあげましたように、先週金曜日に集まっていたかまして、成田の地区で以前から聞いておりました8か所ぐらいの候補地があったんですが、それをさ

らにその半分ぐらいに絞ったというふうなところで、そこまで進んでおります。

さらに、その土地の条件でありますとか、さらに候補地を持っている方の意向と、これらをこれも調査しまして、最終的にはもう少し具体的な候補地、さらに面積を決定していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、5番、上水道第5次拡張事業に関わる収支計画についてでございますが、鏡石浄水場建設に当たり多額の起債の返済が予想されます。今後の財政計画として、償還額と収支計画について綿密な精査が必要と思われま。

つきましては、（1）現在の償還額と今後の年度別の償還額はどのように推移するのか。令和10年度まで示せについて伺います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

年度別の起債、償還額につきましては、令和3年度末時点でまず令和4年度元金では7,665万1,000円でございます。利子につきましては3,900万2,000円でございます。合計で1億1,565万3,000円でございます。

令和5年度合計につきましては、1億4,232万9,000円でございます。令和6年度合計で1億4,891万6,000円でございます。令和7年度合計で1億4,891万6,000円でございます。令和8年度合計で1億6,545万4,000円でございます。令和9年度合計で2億321万9,000円でございます。令和10年度合計で2億145万1,000円でございます。

鏡石浄水場建設事業に係る起債の償還における元金の据置期間が終了します令和9年度の償還額がピークだというふうな予定になってございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、（2）収支のバランスが取れるのは何年度までか。支出が上回るのはいつ頃か、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3条予算、収支上の収支バランスで申し上げますと、鏡石浄水場の減価償却が本格的に始

まります令和5年度に収入不足、いわゆる赤字となる見込みではございますが、この3条予算、収益的収支の赤字には、支出におきまして減価償却費という実際には現金支出が伴わない費用を含んだ収支計算となります。この減価償却費は損益勘定留保資金として内部留保され最終的には起債、元金償還に伴う4条予算資本的収支の不足に対する補填財源となります。

そういったところを総合的に勘案した上で、支出超過の時期といたしましては、今後、石綿セメント管更新事業等など取り組み状況にも左右されるところではございますが、鏡石浄水場建設工事に係る起債の元金償還が始まる令和7年度以降になるものと想定してございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今までの答弁で令和9年、これが償還額が一番大きくなると。それから、今後も多分起債は増えると思うんです。だから、この2億何がしよりはもっと増えるということで、現在が1億1,000あるならば約2倍ぐらいになります、2億2,000万とか。

それで、前に4番の角田議員への答弁で、令和7年度以降料金改定に着手するんだということでしたが、実際上は令和5年に赤字。ただそれを補填する財源があるかということですけども、令和7年度ではちょっと遅いんじゃないですか。着手というか検討が。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この料金改定の検討につきましては、実際的にこの鏡石浄水場の今後1年間の運営状況、要は管理費用等を含めまして、まだまだちょっと数値がもちろん減価償却費も含めまして、数字全くが固まらない状況でございます。そういったものの固まった以降に、今後の財政計画等を考えまして、料金改定の作業を進めていきたいといったところを考慮して、そういった数字がそろそろ令和7年度というふうなところで考えて、着手の時期としてもその頃を見込んでいるといったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、（3）水道料金の改定は何年度と予想されるのか。また、一般会計からの繰入れを考えているのか、お尋ねいたしますでございますが、先ほど来、令和7年度から改定の検討、着手ということで、それからすれば、令和7年度前には改定はないとい

うことでよろしいでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、令和7年度以降この料金改定の着手を進めていくというふうにお話ししましたので、令和7年度前に改定をするといったところは、現在のところこちらのほうでは想定はしてございません。

一般会計からの繰入れでございますが、現状では、年間3,000万を繰入れしてございます。今後も継続して繰入れを受け入れたいというふうに考えているところでございます。

料金改定の検討段階におきましても、この上昇率抑制のための増額を要求することも想定してございますが、一般会計における財源が町単独費となりますことから、今後国・県に対しまして財政支援策等の拡充、創設を要望してまいりたいとも考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今までの答弁で、令和7年以降、改定を考えるということなんで、（4）改定する場合、改定率はどのぐらいなのか、一般家庭では現在の料金と比較しどのように変わるのかお尋ねいたしますとあります。これはもう、今のところは全然分からないですか。全然検討していないということですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

料金改定する場合の改定率とか、あとは金額的にどれぐらい変わるのかといったところにつきましても、令和7年度以降のある程度それ以前の数字的なところが固まった段階で、改定内容というものが決まっていくかと思えます。

現在のところ、ですので、幾ら変わるといった数字的なところは答えることはできませんが、今までの改定してきた状況などを含めながら、あとは社会的経済状況なども含めながら、そういった内容に関しまして検討を進めていくというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 水道の料金の改定につきましては前にやりましたけれども、それでかなり各家庭、かなり上がったということで結構大変なんです。それで、今回また上がるとなる

とまた大変なんで、その辺をなるべく縮小されて改定をお願いしたいと思います。

次に、6番、笠石・鏡田線舗装修繕工事についてでございますが、この件につきましては、当初予算の説明で、昨年度施工した南側の中町から笠石にかけ実施することと説明がありました。

つきましては、確認を含めて伺いたします。(1)今年度の工事は当初予定であった昨年度施工した南側の中町から笠石にかけて施工するのか。具体的には笠石のどこまで延長施工されるのかお尋ねいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

今年度工事ですが、昨年度施工した中町の南側から以南、笠石方面に向けて延伸して施工します。施工延長として415メートルを考えてございます。大体、久来石行方蓮池西線の接続する交差点、あそこら辺までと考えていただいてよろしいかと思っております。両側車線の舗装の打ち替え工事を実施します。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) ここで換気のため、5分間休議いたします。

休議 午後 2時00分

開議 午後 2時06分

○議長(古川文雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番(小林政次) 久来石行方線というと、婦人の家のところまでという解釈でよろしいでしょうか。

それと、次に入ります。(2)の4年度も6か月目に入り予算の執行も本格的になる時期かと思われまます。つきましては、着工はいつになるのか、完了予定はいつ頃か、お尋ねいたします。両方お答え願います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、南側がどこまでかというようなことでございます。

久来石行方蓮池西線の接続交差点と言いますと、藤島良彦さんの裏、あそこら辺までと考えていただいてよろしいかというふうに思います。

(2)の質問でございます。この工事につきましては、既に発注しております。現場着手は10月に予定しております。なお、完了は11月30日までの工期で現在進めております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、7番、重度心身障害者医療費助成制度についてでございますが、本件につきましては、平成27年11月25日に根本公二氏より、償還払いから現物給付へ制度変更してほしい旨の請願書が提出されました。平成28年3月10日の産業厚生常任委員会で再審議されて、3月定例議会で不採択となった経緯がございます。

当時の担当課長の説明では、27年12月現在で償還払い59市町村中51市町村であり現物給付は7市町村。実施していないところが1市町村とのことでありました。また、現物払いを実施している7市町村は、地域の医師会の協力を得た上で実施できているが、管内の市町村、須賀川市、天栄村等では医師会の理解を得るのに相応の時間を要するとのことで、現時点では実施が難しいとのことでありました。

しかし、市町村からの要望、質疑等も多数あり、国保連合会のほうでは県全体で実施できないか、検討を始めているともありました。

そのことに加え、現物給付を実現するため、今後は県に対して積極的に働きかけを行うとの力強い答弁をいただいたところでもあります。私の考えも管内の医師会を超えた医療機関の給付の取扱いが難しいこと、県全体で国保連合会を通して現物給付を行ったほうが県全体の給付が統一され、よりベターな給付ができるとの期待感を持ったところでもあります。

しかしながら、国保連合会との対応がなかなか難しいとのことで、一向に現物給付移行への進展は見られず、償還払いのままです。

現物給付へ改正された場合、助成を受ける方、弱い方の手数（受診医療機関からの助成申請書への証明を受けることや、役場への申請書を提出と、及び役場の事務、申請者への決定通知、月別集計表等の事務）が軽減されまして、本人の時間的・交通的軽減はもちろん、役場の事務的軽減等にも大きく寄与すると思われまます。

そこで、(1)59市町村中償還払い、現物給付の件数は幾らか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県内の償還払い、現物支給の件数はどのぐらいかというご質問ですが、重度心身障がい者医療制度につきましては、障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費の一部を助成するものでございます。

対象者は身体障害者手帳等をお持ちの方でございまして、医療機関において保険診療に係る費用のうち個人負担分を一度支払い、助成申請により、町より対象者に自己負担分を支払うものでございます。

県内の実施状況につきましては、償還払いにつきましては35市町村、現物支給につきましては20市町村でございます。平成27年頃からこの現物支給につきましては、陳情等いろいろ話があるということでお聞きはしております。国保連や社保の関係、それと地元医師会、ここですと県中地区におきまして、それぞれ皆さんの合意が取れないと、この制度に移行できませんので、引き続き、国保連やそれぞれ関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ただいま償還払いが35、現物給付が20ということで、前聞いた時ではかなり19件ですか、現物給付が増えています。それで、この辺の実態調査というか研修というのはやっておりますか。それとも、担当者会議とかありますよね、そういうところでも聞いておりますか、やっている市町村に。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

県における担当者会議や国保連に直接問合せしたりとか、あと、現在実施している市町村への問合せ等実施しまして、当地区においても移行できないか、いろいろ検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、さきに述べたように、障がい者等弱い方にとって医療機関や役場へ何度も足を運ぶのは本当に大変な負担であります。また、介助している家族にとっても大きな負担となっております。

そのように本人、家族への負担が非常に大きい（2）現在の助成制度に対し、対象者への負担軽減をどのようにすべきと思うか。また、負担軽減のため、もっと積極的に県等への要望活動を継続しようとは思いませんか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現制度での対象者のご負担でございますが、一度自己負担をしていただいたり、あと、申請に伴いまして医療機関への証明書をいただいて、町のほうに提出する、そういった事務手続がございますが、それぞれご負担になっていることは承知をしております。

一部医療機関におきましては、その辺を十分考慮していただいて、医療機関から直接町のほうに申請書を郵送していただいているところもございます。いろいろ工夫しながら、現時点ではなるべくご負担をかけないように実施しているところでございますが、移行に当たって一つ懸念されることがありまして、現物支給にしますと、国保の医療費の国の負担分が減額されてしまうという、ちょっと大きな問題がございます。

それは一般会計なり何なり保険料なりで補填すれば済むとは思いますが、これも改めて十分関係機関と協議しながら、問題解決をしていかなければならない点でございます。

今後、県に対しましても、早期に移行できるように情報交換しながら、要望や協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ちょっと今の聞き取れない部分がありまして、町に対する補助金か何かちょっと分からないのですけれども、それが減額されるということをごらんと聞いたんですけれども、それは具体的にはどういうことですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現物支給を行った場合におきましては、国では医療機関への通院が増えるというようなことで仮定をしております。いわゆる現物支給にした場合のペナルティーを国は課しますよというようなアナウンスを、現在しております。

具体的に数字も示されておきまして、試算ではございますが、国から町へ国保に関する医療費の給付費が、これはあくまでも試算でございますが、600万ほど減額されてしまうというようなことでございます。これがこの制度を続けている上では、ずっとこの減額なり何なりの別枠の負担が増えるというようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今回のペナルティー、600万円の件なんですけれども、これ、私初めて聞

いたんですけれども、今まではこの説明はなかったと思われま

それで、国保の場合は、近いうちに県のほうでやるということでした。その場合に、この600万、社保も入るんでしょうけれども、これは関係なくはないですか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（倉田知典） ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。

県のほうに全て移行するという事で移行されるのが、令和11年になります。そのとき、今年度の6月の議会の中でもご説明をいたしました。鏡石のほうの国保税が今、非常に低いというところで、合わせていくということで毎年ちょっとご負担も調整しながらやっていくということだったんですが、これも今度普通交付金というものなんですが、これがあくまでも、これは今、国保の話だけをしているんですが、国保に入っていきますと、この分の財源も確保しなければならないと。原則は国保特会のほうで例えば調整をして上げていくということも考えて、またさらに上げていくということも検討は必要になってくるのかなというところがございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の件で、20市町村がやっていますので、よくその辺のところ、内容もよく聞いておいて検討していただきたいと思います。

ということは、20市町村それぞれ減っているということなんでしょう。それでもやっているということですよ、町民のために。その辺をよく考えていただきたいと思います。

次に、8番、新年度予算についてでございますが、町長は町政を担い、初めての予算編成となります。

新年度予算にこれだけは反映させたいという強い思いを持った施策があると思われま

つきましては、（1）令和5年度予算において、町長はどのような事業を反映させたいと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

現在、町は5つの大きな政策課題が突きつけられていると思っております。

その一つが、新型コロナウイルス感染症の克服でございます。そして、2つ目に、危機管理対策の充実による安全安心な町づくりでございます。そして、3つ目には、少子高齢化対

策と子育て支援、健康寿命の延伸対策でございます。そして、4つ目には、産業振興と雇用対策としての工業団地開発と企業誘致でございます。そして、5つ目が、公共インフラの老朽化対策と施設のグレードアップ対策でございます。

今現在、鏡石町では、進行中の大型プロジェクトが6つほどあるというふうに、私は認識をしております。

申し上げますと、一つには、新浄水場の稼働と経営の健全化でございます。そして、2つ目には、健康福祉センター建設事業の推進と効果的な運営でございます。3つ目には、成田遊水地の整備事業への適切な対応でございます。そして、4つ目には、駅東土地区画整理事業の推進でございます。そして、5つ目には、教育施設整備事業の推進でございます。そして、最後に6つ目が、駅東口整備事業への対応でございます。

これら6つの大型プロジェクトに関わります一般質問も、先ほどございました。そういった事業をまず継続事業として私に課せられた大きな課題でもありますので、新年度事業についてもスムーズに継続できるよう、移行できるよう進めていくというのが、まず私に課せられた大きな課題ではないかな、大型予算でもございますので、そちらを中心に考えたいというふうに思っています。

そのほか、私の任期中にありますけれども、長期的な視野に立った考え方としては、いわゆる隣接自治体との連携というふうなことでは、広域的な見地に立ちまして、道路網の整備ということでネットワークの構築を将来的に考えながら、お互いに連携の組める交通ネットワーク、どのようにあったらいいのかというようなことを考えていきたいというふうに思っております。

国道4号が4車線化されて、町の大動脈ができました。かなり流れがスムーズになっておりますので、縦軸は高速道路を含めまして4号線、旧道、広域農道等ございますが、横軸のつながりがあまりないように、私は感じておりました。そんなところも含めての検討を進めていきたいなというふうに考えております。

いわゆる長期的な見地の中で一つ一つ進めることについて、また、詳細な道路計画も進めながら、新しい町づくりを進めていくのが大きな事業ではないかなというふうにも思っております。

それらを中心に新年度予算、考えていきたいというふうに思いますし、一つの基軸としましては、本年4月にスタートいたしました第6次総合計画、そちらの宅地事業計画を基盤に、そういった事業を進めていくというのが大前提でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、（2）町政を担い2か月が過ぎましたが、町長は自分の理想とする行政をどのように行うのか、政治姿勢はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、4番議員のご質問にも申し上げましたが、政策運営に当たっての基本姿勢は、3つのSということで取り組みたいというふうに思っております。

3つのSは、先ほど申し上げたスマイルのS、スピードのS、シンプルなSでございます。その中の基本としては、信頼される行政がございますし、政策と事業の見える化、そして、情報発信力の向上に取り組みながら、住民生活に根差した地域づくりを町民の皆さんとともに汗を流していきたい、つまり、協働というふうな精神で頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、何よりも町民本位、そして、信頼のできる町づくりということでございますし、この町が好きな住民を多く育てていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 町民誰もが公正、公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現と、台風19号等の復旧後の対策、すなわち遊水地対策、第7波コロナ禍対策等に万全を期し、以前にも増して輝く鏡石となりますよう、強くご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（古川文雄） 次に、3番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 3番議員、地域政党町政刷新かがみいし代表の吉田孝司でございます。

今回は、木賊正男新町長に変わられて最初の一般質問となりますが、町議会議員2期目の私にとりましては、生涯通算13回目の一般質問でございます。

私も時々カラオケで歌うんですが、森進一さんの演歌に「昭和・平成・令和を生きる」という歌があるんですが、この3つの時代にわたり長く議員を務めて来られた、後ろにおられます円谷寛議員の120回以上もの記録的な回数には到底かなうものではございませんが、私

は1期目の当選以来、一度も休むことなく一般質問を連続12回行ってきました。そして、今日は13回目になります。今後も、尊敬する円谷先輩議員に追いつけ追い越せと私が議員在職中は町民の意見や要望を基本に構成した一般質問を行い続け、これからも町議会議員としての職責をしっかりと全うしてまいりたいと存じます。

さて、私は、平成27年8月の初当選から平成30年5月に町長選挙に立候補して自動失職するまで、1期目の議員を務めさせていただきました。その最後の大事な仕事は、鏡石町議会基本条例の制定でございました。当時は、渡辺定己議長の下、故木原秀男議員を委員長として、議会改革特別委員会を設置し条例案を一からつくり上げました。この条例制定に当たっては、若輩であった私の意見や考えも大いに取り入れていただきました。その際には、今度副町長になられた小貫秀明さんが議会事務局長を務められ、先進自治体の議会基本条例や県内他の市町村の動向など、様々な情報提供をいただいた記憶がございます。その節は大変お世話になりました。

その議会基本条例を制定したときの議長であった渡辺定己議員が、先日、体調不良を理由に議員辞職されましたが、実はその数日前には、渡辺議員に対する議員政治倫理審査請求書が議員7名の連名で提出されており、これについての事実確認や公式な場での釈明がないまま、急遽議員をお辞めになられてしまいました。

しかし、我々町議会議員は、議会基本条例にのっとり、選挙に当選して議員に就任する当たり、誓約書を提出しておりますが、その文言にはこう書かれております。私は、町民の厳粛な信託を受けた議員としての職責を深く自覚し、日本国憲法とそれに基づく各法令及び鏡石町議会基本条例を遵守いたします。日々の活動にあたり、いやしくも町民の信頼を損なうような批判を受けたときは、自ら誠実にその事実と責任を明らかにすることを、ここに確約いたしますとあり、この条例を定めた議員が、この条例で定めた政治倫理基準に違反した可能性を自ら払拭することなく静かに身を引くというのは、議会基本条例を一緒につくり上げた私から見れば、本当に情けないように感じます。

我々、町議会議員は、このような誓約書を提出するまでもなく、自らを律し、その上で、町民福祉の向上を目指して自らの選挙公約の実現に向けて努力すべく、議会活動や議員活動に最大限尽力しなければならないと思っております。

私も残り約1年となった残任期間で、私が特別委員長を仰せつかっております成田地区遊水地整備事業や議会改革、そして、新型コロナ対策の充実や地域包括ケアの推進などのマニフェストについて、同僚議員の方々とともに切磋琢磨しながら行動するドクター吉田孝司は、しっかりと頑張ってもらいます。

それでは、今回の一般質問に入らせていただきますが、本日も新町長や私とともに、町政刷新を真に願う多数の傍聴者がおいでになっておられますので、町長以下執行の方々におか

れましては、ぜひとも私の質問に対しましては、やります、できますというような単純明快かつ前向きなご回答をいただき、短時間ながらも有意義な政策論争を進めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の質問順に従いまして質問させていただきます。

大きな1番は、木賊新町長の政治姿勢についてお尋ねを申し上げたいと思います。

これまで臨時会、そして、また今回の定例会の初日、町長からの所信、お考えについて様々聞かせていただいております。また、今日の一般質問の中でも、お二人の方から既に町長の政治姿勢ということで質問が上がっておると思うのですが、また同じようなお答えになってしまって恐縮だとは思いますが、ぜひともこの(1)番の質問、これからの新たな町づくりに向けての町長の理念やビジョンについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私は、鏡石町に生まれ育ち、42年間仕事をさせていただき、今の自分があります。そのふるさと鏡石町を今よりももっともって元気にして、そのふるさと鏡石町を次の世代につなぎ、全国の人に自信を持って鏡石町出身ですと言えるような誇りと魅力あふれる鏡石町をつくり、郷土愛を育てたいと考えております。

私たちの町鏡石は、全国ブランドである唱歌「牧場の朝」にうたわれた緑豊かな自然環境と優れた立地条件に恵まれた美しい町です。牧場の朝のイメージは、すがすがしさと美しさではないかと私は思っています。そのすがすがしく美しい町に住む町民が、毎日を元気に過ごし、そして、ふるさと鏡石町をマイタウンと呼ばれるような安全で安心して暮らせ、誇りと自慢の鏡石町をつくり、次の世代につないでいく町政運営をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ありがとうございます。

先ほど、これまでの議員方々の質問の中に出てこなかった、私が失念したかもしれませんが、牧場の朝ということで、これは町長については今までのご挨拶様々の中でも承ってありました。

やはりこの「牧場の朝のまち かがみいし」というのは、それこそ私が子供の頃からずっと聞いていたフレーズでありまして、本当にその下で美しい町を目指したいというのは、すばらしいことだなというふうに思います。

そこで、ちょっと今、この中でお聞きしておきたいなと思ったのは、後でも聞こうと思ったのですが、ここでお聞きしたいと思うのですが、この「牧場の朝のまち かがみいし」、いわゆる岩瀬牧場です、岩瀬牧場を町長はどのようにお考えになっているか。これからどのような形にしていきたいか。

というのは、ちょっと私事になりますが、私は今回の町長選でなくて前回の町長選に出たという話ですけれども、そのときの選挙公約の中に、私の考えとしては、岩瀬牧場を町が買い上げて、それで町がてこ入れをしてやっていくんだと。町直営なのか、それとも第3セクター、公社化してやるのかということは、それは方法は別にしても、鏡石町の手にもう一度戻して鏡石町がしっかりと町のものとしてやっていくんだと、そういうふうな考えを示して町長選に出たことがあります。そしてまた、これについてはそういったこともあるものですから、この木賊町長、これは私の考えですけれども、木賊町長はこの岩瀬牧場、牧場の朝鏡石と言う以上は、この岩瀬牧場に対してどのような構想を持っておられるか、この辺もちょっとお聞きしておきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

牧場の朝が鏡石町のシンボルソングになったのは、昭和58年11月でございました。歌碑の建立ということで、そのいわれは、今さら解説するまでもありませんが、杉村楚人冠の記事によるものということで、船橋栄吉先生が作曲をされたというふうなことで歌碑建立のときに私も職員でしたので、そちらに携わらせていただきました。

岩瀬牧場の考え方というのは、その牧場の朝のモデルになったすばらしい情景のある牧場であるというふうに、私は思っております。そのような全国に歌われる歌が発生したすばらしい情景のある牧場を、いわゆる町民が心の糧として美しい町として考えていけばいいのではないかなということでございまして、先ほど議員がおっしゃられたように、いわゆる公営化、民間であれ公設であれ、お互いにそちらの立場を尊重しながらお互いに育っていくというふうなことが大事なかなというふうにも思っておりますし、この先どういうふうになるか分かりませんが、そんな形で一つのランドデザインの中で進めていけばいいかなというふうに、今のところ考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） これについては、私も今、私なりのビジョンも申し上げましたし、町長もやはりビジョンをお持ちになっていると。これらについては、長い目でこれから一緒にな

って議論をさせていただきたいというふうに思っております。

(2)の質問ですが、これまで、前回の一般質問を私、させていただいたときの町長は、遠藤前町長だったわけです。そういう中で、今度は町長が木賊新町長に替わられて、遠藤前町長の下で木賊新町長は町職員を、課長職を歴任されたということもあると思います。そういう中で、要するに背中を見ておられて、あるいは役場の内容を知っておられて、そして、今度ご自身が町長になられたと。そういう中で、私はぜひとも前町長の違いを出していただきたいと。要するに、木賊カラーを出していただきたいというふうに思っているんです。

そういったところで、どのようにして、あるいはどのような形でお出しになっていくのか、ちょっとなかなか答えにくいような質問ではあるんですが、ぜひとも町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。
町長。

○町長（木賊正男） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

私も基本的には歴代の町長さんの思いを継承しながら鏡石町の飛躍に全身全霊で取り組む覚悟ではございますけれども、議員さんがただいまおっしゃられたように、人が変わればいわゆる事業のやり方も変わってくるというのは、当然でございます。

私なりの問題の見方をしながら事業の推進をしていきたいというふうに考えております。

その中で、前町長との違いというふうなことをおっしゃられましたけれども、私は、これまでの質問の中でもお答えしておりますが、いわゆる基本は信頼される行政だろうというふうに思っていますし、政策と事業の見える化、透明性だと思っています。そして、住民の皆さんとともに地域づくりを考えていく、そちらが大きな私のベースになっております。そんなところで事業の推進ができればというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま町長が町民の声と言いましたが、町民本位でということ、今日何回もおっしゃっていますけれども、そういうつもりでこれからやっていかれると。そういうことであれば、先ほど私も一般質問の冒頭で申し上げましたとおり、そういうアイデアを出しながら、私も一生懸命お支えを申し上げたいというふうに思います。

また、どうしても町議員としては、議会議員としては、監督といいますか監視する義務もございますから、そういった中で厳しいご意見も申し上げるんですが、それも町民の方々等のためと思ってお聞きいただければというふうに思っております。

ただいま前町長との違いということでお尋ね申し上げたんですが、例えばですが、令和4年度予算、私も予算書今日持ってきていますけれども、その予算において、例えばこれはちょっと年度途中だけれども、ちょっとなかなか難しいんじゃないか、要するに、これは町民の理解を得られないんじゃないか、あるいは予算の工面がなかなかつかないんじゃないか、様々な理由でいいと思うんですけども、要するに、新町長がこの今年度の新予算をご覧になって、いわゆる事業の見直しをかけたほうがいいようなものがあるかどうか、今の時点であるかどうかというものをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

現予算についての考え方というふうなことでございますけれども、現予算については、必要なプロセスを経て予算執行になってきているというふうに理解しております。

私も6月24日に町長に就任して、前町長とも引継ぎをいたしました。必要な事業についての可決をいただき、鋭意私のほうで事業を進めていくというのは大事であります。その過程の中で議会と執行は両輪でありますので、そちらの中でご意見等をいただいた際には、まさにどのような形で検討を加えていくか、そちらを考えながら再度考えていくというのはやぶさかではないなというふうには思っていますが、取りあえず、これまでの事業については尊重をしなければならないというふうにも思いますので、そちらについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。

続いて、（3）の質問に移らせていただきます。

これは実は全く同じ質問を前町長にもさせていただいた質問でございます。

この鏡石町の人口というのは、全国どこも漏れることなく人口減少になるだろうと、鏡石町もそうであろうと、これは誰が考えてもそうなんです。

しかし、私は、先ほど総務課長の説明があった中に、駅東の人口は増えるだろうという話をされている。要するに、駅東は増えるだろうと思っているわけです。ということは、それ以外が減るだろうというふうに考えておられるんだと思うんですが、もしそれも含めて鏡石町の人口増加を本気になって目指すとしたら、これはどのような政策が必要と考えるのか。新しい執行部にお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

全国的な人口減少というのはご認識のとおりでございますけれども、いわゆる仮説の中でもしかして鏡石が人口が増えるとしたらどのような政策を取るのかというふうなご質問かというふうに、私は理解させていただきました。

そちらについては、ほかの自治体といわゆる違った突出した政策を組まなければならないのだろうというふうにも思っておりますが、いわゆるこちらの中では、今後の人口の流出や少子化に歯止めをかけること、新しい人の流れをつくりながら町が今後も持続してくるような人口構造への転換が求められてくるのかなというふうに思っております。

そして、その方向性としては、出生数の向上による自然増に関する事、転出抑制と転入の促進による社会増に関する事を推進していくことが必要になってくるだろうというふうに思っています。

人口減少対策のイメージといたしましては、まず、自然増の対策といたしましては、いわゆる結婚、出産、子育て支援が大変重要なことでございます。また、自然減の対策といたしましては、医療、福祉の向上、健康、生きがいくりの推奨、生涯スポーツの推進が挙げられます。

次に、社会増の対策といたしましては、移住、定住、U、I、Jターンの促進、雇用の確保が重要でございます。社会減の対策といたしましては、産業の創出、生活基盤の整備、町の魅力と活力の発信が必要と考えます。

これらを踏まえて第6次計画の中で、「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に“進”かがみいし」を目指して、6つの基本目標の中で事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま町長からご答弁賜りました。

前回質問したときとは違うお答えが返ってきました。さらに発展しての答えが返ってきたので、私は安心してうれしく思います。

そういった形でぜひ進めていただきたいと。

そういう中で、関連する質問がこの（４）、（５）、（６）になるのかなんてふうに思います。

まず、この我が町に住宅を新しく建てること、あるいは発展自体を阻害していると可能性もあるこの県中都市計画、もちろん駅東の土地区画整理事業は県中都市計画の中で含まれて

いるわけですがけれども、しかし、我が町のいわゆる市街化調整区域等を決めているのは、この県中都市計画なわけであります。

それに対して、ただいま申し上げたように、これがよくも悪くも鏡石町にかかっていると。こういう中において町長はどのようなお考えを持っているか。このままこの中で静かに我が町を発展させていくのか、あるいはこの計画を見直しをしっかりと図ってもらうように動きながらやっていくのか、その辺、町長なりのお言葉を賜りたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

町は、昭和45年に県中都市計画区域に編入され、市街化区域と市街化調整区域を区分するいわゆる線引き都市計画となっております。

県中都市計画は県が決定権者であり、都市計画の基本方針は県が定める県中都市計画マスタープランに線引きを位置づけております。

町づくりとしましては、県中都市計画事業により街路、公園、区画整理等の整備を図ることで無秩序な開発を抑制し、鏡石駅と国道4号を中心とした良好な市街地を形成してまいりましたが、市街化調整区域における土地利用の規制につきましては、都市計画法で定める開発許可制度の中で厳しい立地基準となっております。

現在、都市計画編入から52年が経過し、人口減少など社会情勢が大きく変化しておりますので、以前から県には立地基準の緩和を要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

私も、前職が地元の行政区長でございましたので、その中で、私の住んでいる住宅、土地は、市街化調整区域でございます。そういった中で、いわゆる現市街化調整区域の住んでいる方が高齢化して住まないようになったときに、別な第三者が住めるような土地になってこない、いわゆる地域のコミュニティーが崩れてしまうということで、町にもお願いをしました。

その中で整理した課題というのが4つほどありますので、申し上げ、答弁にしますけれども、一つには、既存宅地への活用への障害が市街化調整区域ではあるというふうなことであります。それから、地域住民の年齢構成、バランスの崩壊があるのではないかなというふうに思っています。それから、新たな地域コミュニティーづくりへの障害が出てきているというふうなことで、地域の安全・安心づくりへの障害も出てきているのではないかなというふうな課題も出しております。

そんなところを含めて、今、現在の都市計画法の中で何か今のままでできるものがないのかどうか、私の就任中に同じような環境が県北の都市計画の中でもあるように聞いておりま

すので、そんなところを見ながら、鏡石町に私が住んでいる高久田地区ばかりでなくて、久来石、豊郷、仁井田、いろんなどころに市街化調整区域の中で、昔の集落が取り残されているところが結構ありますので、そんなところも事前に踏まえながら、何か突破口が開ければいいかなというふうに私は思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、町長のご自身の経験、区長時代の経験、そしてまた、実際様々な細かな課題があるんだなど、逆に私も本当に勉強させていただきました。

ぜひそういうお考えの下、あと、また、今、町長から町内の各区のことが出てきましたけれども、この鏡石町がいわゆる均衡ある発展、町の隅々まで目配りをいたしていただきますようお願いをいたします。

そして、（5）の質問になりますが、（5）は、これは駅東の開発、これについては県中都市計画の中の駅東の開発ということでございますけれども、これまでたくさんの住宅が建っております。そしてまた、今度は健康福祉センターも着工して工事を行っているところであります。

しかし、県道の南側等々はまだまだ全然手つかずの状態であるという実態の中で、これまでにどのような実績があったのか。要するに、どれぐらいのものが何ができて、人がどのぐらい増えてといった実績をお聞きしたいのと、それに対する評価、町長はどのようにお考えになっているかと、それを踏まえて今後どうしたいのか、この駅東の開発、ビジョン、これについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問へのご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成12年8月の事業計画認可から22年が経過しております。

事業が遅れた要因として、平成15年に着工した矢先に、国の三位一体改革により普通交付税が大きく減額され、投資的経費の削減を余儀なくされたことにあります。その後、第1工区約10ヘクタールは、平成26年度からの本格着工を開始し、令和元年度に完了しております。現在は、第3工区約12.7ヘクタールを施工しており、第3工区西側の健康福祉センター周辺につきましては、来年度工事を完了し、地権者への土地の引渡しを予定して事務を進めております。

なお、第1工区においては、建築行為115戸、152世帯、465人の住民登録がなされ、それ

に伴い、第二小学校のクラスが増えるなど、人口減少や高齢化が問題となる社会にあって、地域が活性化されていることは評価と考えられます。

今後につきましては、第3工区東側の工事を進めるとともに、県道南側の第2工区、第4工区、第5工区の施工に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ長く、これ平成12年から22年かかっている計画でありますから、そういう中で着々と進んできた部分はあるんでしょうけれども、ぜひ、さらなる開発をしていただきたい。

そして、ちょっと私考えたんですけども、ここがどんどん人口が増えてくるだろうと。そうすると、いわゆるここは笠石の一部分だと思うんですけども、いわゆる東町というあれがついていますが、ここはいずれ人口が増えれば新たな行政区になっていく可能性があるのかどうか、その辺の境目といたしますか、その辺の考え方はどうかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在、先ほどの町長の答弁にありましたように、かなりの人数が住民登録されているところと、現在、今、笠石区に入っておりまして、笠石の中で行政活動をやっているということでございます。

その周辺に隣接するところが旭町と豊郷という形で、残念ながら豊郷につきましては人口がちょっと減っている現況、あと、旭町についても若干下がり気味かなというところがございますので、通常であれば境地区みたいに、あそこの東地区、区画整理のところ自体を単独で上げるという発想もございますが、その後の状況を見ながら、もしかすると旭町と合併とか豊郷と合併とか、それとも境地区のように単独で行政区をつくるとか、そこら辺のところにつきましては、一応あそこの中にもちゃんと班が存在して行政活動行っていたいておりますので、そちらのほうにつきましては今後の検討課題としたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございます。

（6）番に移りたいと思います。

今度は、その駅東の開発、特に県道南側の開発ということでも関わってくるんですが、これまで企業誘致に対する質問、今日もあったと思います。そういう中で、前町長にもこれ実はお尋ねを申し上げて、残念ながら前町長時代は企業誘致の件数はゼロだったんです、はっきり言います、ゼロだったんです。

しかし、前町長のお答えは、町内に既存の企業に対しての様々な施策を行ってきたと。要するに、町内の企業をさらによりよい経営運営ができるように手伝ってきた、そのような答弁があったと思うんです。

しかし、私もやっぱりこれまでほかの議員が言ったように、あるいは町長が恐らくお考えだと思うんですが、新たな企業誘致をしないと、この鏡石町は財政的にもやっていけないだろうというふうな気持ちを強くしております。

そして、その場所は、恐らくは駅東の中の先ほどあった第4、第5工区、要するに、県道南側の辺りをお考えになるということだと思っています。

そういう中において、これまでの企業誘致の在り方というものを恐らく町長は、執行の中におられて見ておられたでしょうし、そういったことも踏まえながら、今後、ご自身でどのような企業誘致をしていくのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

従来の企業誘致につきましては、新たな工業団地を造成するのではなく、町内企業に対し国等の制度を活用した設備の整備や、町内での雇用の確保の支援をまいりました。

工業統計の数値では、従業員4人以上の事業所で、平成22年と令和2年の数値を比較すると、令和2年の町内企業の従業員数は548人増で2,521人となっております。自主財源の確保や雇用の場の確保のため、企業誘致は大変重要なことは認識してございます。

現在、工業団地はご承知のとおり完売しており、未利用地のあっせんを行っていることから、今後、工業団地の整備につきましては、若者の定住、町の活力づくりの観点からも、新たな考えも含めながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 3時02分

開議 午後 3時10分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま企業誘致についての質問をしている途中でございます。

私、今度副町長になられた小貫秀明さんにお聞きしたいことがあるんです。というのは、今回副町長に、私は、ものすごく大きな期待をしております。というのは、前町長時代に企業誘致はゼロという話をしたんですよ。それで昔の話を、じゃ、いつその企業誘致、成功した事例があるんだろうということであらば、町長も職員時代にそういう事例があると。そして、副町長も、企業誘致の担当の係長もされたということで、新しい副町長は、企業誘致のために、もちろんほかの町政一般も頑張ってくれるんだと思うんですが、企業誘致のための副町長だと思って期待しているんですけども、その辺、副町長は経験を基にどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫秀明） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

私は、鏡石町の南部第一工業団地が竣工いたしました平成13年度から、工場団地の関係の企業誘致室長を拝命いたしまして、そこから企業誘致に奔走した経験がございます。当時は不景気だったのもありまして、いわゆる企業誘致に結構困難な状況だったと記憶しております。そんな中で、私、今の南部第一工場団地に立地しましたアトックさん、星産業さん、會田金型と、最後にイオンスーパーセンターさんを誘致した経験がございます。

その中でやはり、企業誘致の中で経験したのは、企業さんはやっぱり企業活動の中では24時間の、何というんですかね、営業活動があつて、我々役所の人間としてはやっぱり若干なかなかな苦勞した面がございますけれども、そういった中で、いろいろこういった経験をした中で企業誘致に努めてまいったわけでございます。

企業誘致に関しまして、今、町長より答弁あったように、企業誘致は大事な町の政策の中の一つだと考えておりまして、自主財源の確保、雇用の場の確保ということで、重要なものだと認識しております。今後も工場団地の整備につきましては、新たな考え方も含めながら進めてまいりたいということで、答弁に代えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私は重ね重ねになりますけれども、本当に新しい執行部に期待しているんですよ。新しい町長、そしてまた新しい副町長、企業誘致を絶対この任期中にやっていただきたいと。やっていただかないと、やめてもらって困ると私は思っているんです。それを

私は議員としてしっかり支えたいと。

私が全国いろいろな自治体の在り方を見て、私なりに見ていますけれども、ぜひ町長には、一つの事例としては、宮崎県知事だった東国原知事、今度知事選また出ますけれども、ああいうふうな首長を目指してほしいと。もちろん私が尊敬する佐藤栄佐久福島県知事のような、ああいう立派な知事も目指していただきたい、首長を目指してもらいたいと思うんですけれども、ぜひ企業誘致に当たっては、ぜひとも、先ほど小貫副町長からもあったように、東奔西走と。それこそ、執行の特別職の方々というのは残業とか関係ないと思いますから、それこそ24時間東奔西走、日本全国していただいて、ぜひとも優良な企業をつかまえてきていただきたいと。いろんなところを人を連れてというのはあるでしょうけれども、ご自身でぜひともトップセールスマンとして、お互いにお二人で協力し合いながら、お互いに町の中も、内部のことも見ながら、交代交代で常にどちらかは町外にいる。そういうふうな画期的な執行部であっていただきたいと。そうでないと、この不景気の世の中、なかなか現実的な企業誘致というのは難しいと思っていますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

また、お考えを問うつもりはありませんが、ニプロファーマの移転問題等もございます。これについても現況を確認していただきながら、しっかりとした執行なりの対応をしていただきたいと思いますし、あと、町内にスギヤスさんという会社がございます。先ほど、木賊町長、私と懇談する中でちょっと話出たんですが、スギヤスというところの私は産業医をしているんですけれども、要するにこういった町内の企業も、町内から町内にさらに事業拡大という可能性もあると思います。ですから、そういう町内を大事にしてこられたという前町長の思いも大事にしていただきながら、そういう形でも企業誘致といえますか、これは新たな企業が来るわけではありませんけれども、そういった活動もしていただきながら、さらに新たな企業進出をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、7の質問に移ります。

7番の水道料金の改定についての質問は、これは既に何人の、たくさんの方々から質問をいただいておりますので、私は簡単に申し上げます。

先ほど、上下水道課長から説明のとおり、令和7年度からの検討としたいと。令和7年度から水道事業会計の財政が厳しくなるというふうな面もあるんだと思うんですが、私は一つ考えるのは、やはりそこまでには時間がありますので、前のように突然20%アップという形ではなくて、漸増的といいますか、段階的にパーセンテージを上げていったほうがいいんじゃないかと。そういう中において、先ほど水道施設の見学なんて話もあって、町民理解を深めるなんて話もありましたけれども、要するに親しみやすい水道事業だと、そういう中で、水道料金のアップも致し方ないということも考えていただいての水道料金の改定であれば、これは受け入れやすいということなものですから、その辺のお考えをもう一度、ほかの議員

と重なる部分ではありますが、お尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、水道料金の算定等につきましては、ただいまご発言のありましたとおり、さきの議員さんへの答弁のとおりでありますので、ご理解いただければと思いますけれども、水道料金の改定にもしなれば、今ご意見いただきましたように、漸増的な、段階的な、いわゆる改定というふうな方法も一方法でもありますので、そんなところも含めまして進めていきたいというふうにも思っております。

なお、先ほどありましたとおり、私の一つの半ば見える化というふうなことで透明性でありますので、住民の皆さんに十分に理解された上で進めていきたいというふうには思っておりますので、そんな形で、住民の皆さんにはその動きを逐次お知らせをしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま町長がおっしゃった見える化と、今日何回も実はおっしゃっています。私はそれが一番大事だと思うんですね。やっぱり秘密裏に、あるいはこそこそと何か、あるいはいきなりやるんじゃないかと、町長おっしゃったように見える化で、例えばこれ、水道料金を値上げするというのもなかなか町民には言いづらい。町民にますますの負担をかけることは言いづらいと思うんですが、逆にこれを、先にあらかじめ、そういった見通しや根拠を持って説明をして、それを繰り返すことが、やはり町民の理解を得るんだなというふうに思っています。ですから、ぜひ、この水道料金の改定についても、見える化の中でやっていただきたいと思っております。

そこで、料金の面での改定、見通しはお尋ねしましたが、水道料金の減額、減額は実際に難しいんだと思うんです。今日の答弁の中では増額が恐らく前提だと思うんですが、この計算法についても、もう一度よく考えていただきたいと思っております。今日、角田議員からもその辺の質問が一部あったんですが、水道料金の計算法というのは、私も例えば郡山市の計算の仕方を見ますと、鏡石町とは異なっています。

鏡石町としては、基本料金に超過料金を付け加えるような形で請求をしていますが、郡山市の場合は、準備料金、メーター口径に応じた準備料金という金額に加えて、実際どれだけ使ったかという水道料金を加えて計算をしていると。要するに、鏡石町と違う計算体系で料金を請求していることとなります。この辺も、実際にどちらがいいのかというのは私は詳し

く分かりませんが、この辺の計算法の変更、あるいは、これ私の家の伝票を持ってきてみたんですけれども、検針票ですね。持ってきたんですが、この裏を見ますと計算法が書いてあるんですけれども、家庭用については、私はこれは致し方ないのかなと思うんですが、よく町民の方々から言われるのは、議会で言っとけよと言われるのは、営業用の40立方までが9,240円と決まっている。これがやっぱり実際に即していないんじゃないかと。要するに、今アベノミクスの中で、税制優遇とされている大きな企業であればこれは致し方ないんでしょうけれども、小さな企業、中小企業やそれこそ個人事業主がこの金額では、これはおかしいんじゃないかと私は思っています。

ですから、もう少し景気がよくなって、別な経済政策が国から打ち出されるのであればいいんでしょうけれども、今のデフレの景気が悪い中で、営業用が40立方までという、ここまで使っていない、ほとんど使わないのに40立方で取られていると。これは実態に即していないんじゃないかというふうな話もあります。ですから、これからの検討課題にはなると思うんですが、この辺のお考えをお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

料金改定の話につきましては、先ほど来、答弁したとおりの手順で進めていきたいというふうに考えているところでございますが、料金体系のほうですね、先ほど言いました口径的のところ、後は今回の営業用の中での金額の差といったところにつきましても、もちろん改定の中で、一番皆さんに理解しやすいような方法といったものを検討しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひそのようにお願いします。長期的な水道事業の運営もあると思います。ですから、なかなか今日、明日に変えるというのは難しい面もあると思うんですが、やはり現在の経済状況等も考えていただきながら、ぜひご検討願います。

（8）の質問でございますが、新町長ですね、これから町民本位の町づくりをするんだということで、町民の声をしっかりと聴いて、あるいは、町長されていると思いますが、岸田首相でありませんが、岸田ノートではありませんが、木賊ノートかもしれませんが、メモ取られていますけれども、そのように町民の声を常に耳に入れて、なおかつメモに取られて、そういうふうに、いわゆるこれ広聴活動と申し上げるんでしょうけれども、こういったことをこれからどのようにして行っていくのか。

例えば一つとして、町政懇談会なんていうものもこれから企画されていると思うんですが、そういうものは一例でありますけれども、木賊町長なりには、これからどのようにして、さらに町民の声を吸い上げていくのか。その辺のお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

（８）の町民の声を吸い上げる努力ということで、広報広聴活動の点であります。私も広報広聴活動、非常に住民本位の中の事業としては、大事な事業だろうというふうに考えてございます。

鏡石町第６次総合計画におきましても、町づくりの主役は町民であるという認識の下に、町民と行政が連携した町民参加による協働の町づくりを行うこととしてございます。町民の意見を町政に反映させるため、議員各位のご意見はもちろんのこと、町政懇談会の開催や行政区からの意見をいただくことで、幅広い町民のご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。また、行政側からの情報発信につきましても、これまでの「広報かがみいし」や、町ホームページ等の様々なツールを用いて、各種事業を町民にお知らせし、情報発信力の向上と事業の見える化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ３番、吉田孝司議員。

〔３番 吉田孝司 登壇〕

○３番（吉田孝司） 私、町長はすばらしいなと思ったのは、やっぱりこの前、成田の遊水地の説明会で、私行ったんですよ。今、特別委員長ですから伺わせていただきました。隣が町長だったわけですがけれども、町長はずっとメモを取られていたわけです。本当にノートをお持ちになって、書いているわけですよ。私は参加をして、なおかつそういうメモを取られている。ぜひこういったことを、私が言うのも恐縮ですがけれども、続けていただきたい。話に聞きますと、前町長は来なかったなんていう話も聞いたりもしますから、私は何か小さな集まりでもいいと思います。

ただ、町民がこういうことを訴えたいことがあるだろうと、あるいは何かやっぱり、町長もぜひ、実態はどうなっているんだというようなのを予定していても構いませんし、抜き打ちでも構わないと思うんですよ。町の実態をご存じいただくためにも、ぜひともそのような足を使って、ご足労おかけするかもしれませんが、町民の声を本当にお聴きいただきたいというのが私の願いで、この質問をさせていただきました。

（９）の質問でございます。

これまで、前町長時代には職員の万引きの問題とか、私はこういうふうに推測しています

けれども、個人の税金の個人情報の漏えいがあったんじゃないかと推測していますし、また、最近ですと、人事ロトに伴う不祥事があったわけですよ。これ二つ、三つあったんだと私は思うんです。新しい町長の下では、本当に新しい町づくりをするに当たっては、まずは町職員に対して、ぜひ教育や綱紀粛正を行っていただいて、今申し上げたことがないようお願いしたいと。

町職員というのは地方公務員ですから、本当に法律に縛られる中で、大変厳しい中で仕事をするというのも、私も地方公務員の経験がありますから、十分に分かっておりますけれども、そういう中であって、そういった不祥事の予防、あるいはこれから新しい町づくりに当たっての町職員への各種教育、綱紀粛正に対してはどのようにお考えなっているか、執行にお尋ねを申し上げます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

職員の人材育成は、これから町を担う職員の人材育成として、非常に大事な位置づけでございます。こちらにつきましては、職員の人材育成を図り、行政サービスを向上させるために、職員には各種研修を実施してございます。新規採用時や若手職員時代には、公務員としての意識確立や求められる役割や能力を理解されております。中堅職員については、職場をまとめるマネジメント能力の向上を図っております。幹部職員においては、危機管理能力の向上やリーダーシップ、人事評価について教育を行い、公務員として求められる人材育成を図っております。

綱紀粛正につきましては、公務員は全体の奉仕者であることを自覚し、サービスの規定を忠実に遵守するよう指導してございます。特に選挙時や年末年始には、綱紀粛正の徹底を図ってございます。さらに、職員の意識を高めるために、コンプライアンス研修やハラスメント防止研修を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひとも、そのような研修を充実させていただいて、対策を講じていただきたいと思います。

私から一点お願いがございます。ぜひ、これ単純なこと、私これ職員だから言うわけでありません。ぜひ挨拶のできる職員、挨拶のできる役場をつくっていただきたい。というのは、私の経験から言うわけでありませんが、職員の方だなどと思っても、なかなか挨拶、私は挨拶してもらえないことがあります。要するに、それがやっぱり議員という立場になって、

挨拶をしてもらえることもあります。しかしそれではいけないと思います。

私はどちらかといったら、会ったらば、知っている人は特に挨拶をしますし、もちろん知らない方でしたら不審に挨拶をしないこともあるんですが、町職員の方々が町の中でお仕事をすることに当たっては、ぜひともどのような方たちに対しても挨拶をしていただきたいと。会えば「おはようございます」、「こんにちは」、「おばんです」ぐらいの簡単なものでいいですからお願いをしたいと。それを庁舎内、庁舎外関係なく、ぜひとも町内におられる際には、そういうふうな、それを意識しなくてもできるような職員になっていただきたいというふうに思います。

私自身もどちらかというと比較的挨拶をするほうなんで、ぜひともそういうようなものが、町役場職員の方々が先導になって、それと民間の方々が一緒になってやれば、この鏡石町が本当にもっと明るい町に変わっていくのかなと。そういったことをやりながら、町職員の方々を、さらにエキスパートに育てていただくような研修を充実させていただければ、本当に立派な町役場の方々、さらにブラッシュアップされるのかなというふうに思っています。お願いでございます。

(10) の質問でございます。

議会との関係及び予算編成における議会費の在り方について、町長の見解を問うということでございます。

議会は町長と、いわゆる地方自治における車の両輪であるという二元代表制が成り立つのは明らかなことでございます。釈迦に説法で失礼でございますけれども、この議会との関係を、改めて町長に聞くまでもございませぬが、そういった点をお聞きしたいのと、議会と議会費というものは、新年度予算において、今年度は一般会計のうちの1.1%が議会費になっているようではございますけれども、この議会費というのは、大体一般会計においてどのぐらいが妥当なのか。全国的な平均等もあると思うんですけれども、この辺の予算の在り方についての見解を執行のほうにお尋ねを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご意見の中にありましたとおり、地方公共団体では、二元代表制の下、長と議会議員がいずれも住民により直接選挙され、それぞれが住民の代表として相互に権限を分け合い、均衡と抑制を図りながら行政を行ってございます。このため、当町においても、執行機関である町長と議決機関である町議会は、それぞれの役割や権限を尊重し、議論を重ね、お互いに協力しながら、町民生活の向上に努めていく関係でなければならないと考えておりま

す。

また、議会費につきましては、議会事務局において、当初予算の見積基本方針を策定し、議会の運営や議会議員の活動などに要する費用を要求計上して、予算編成されておりますが、その在り方につきましても、議決機関としての政策や事業計画に基づき編成されるものと考えてございます。一般会計における議会費のパーセンテージが示されました。1.1%というふうなご説明でございましたけれども、そちらへの妥当性というふうなことでございますが、こちらは予算の多寡によりまして、全体経費会計予算の議会費に占める割合、それぞれ自治体で違っておまして、それが妥当かどうかというのは、いわゆる積上げ方式の中で出ておりますので、鏡石町の1.1%というふうな今ご意見がございましたが、そちらにつきましては、積み上げた中でこの予算の指数、歳出額が出ているというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、町長からご答弁いただいたとおり、議会と執行は、車の二元代表制の中でしっかりとこれからやっていきたいと。私自身としては、木賊町長の与党議員筆頭だと思っているんですけども、しかし、議員というのは先ほども申し上げたとおり、苦言を呈さなくちゃいけない、そういう仕事もございます。しかしこれは、裏を返せば、私もたくさんの方々の支援者、町民の方々の声を承っておりますから、私もそういうつもりで意見を述べさせていただきます。余談になるかもしれませんが、そういった形で、私も一生懸命、議員としてやっていきたいというのを、あらかじめ重ねてここで申し上げておきたいと思っております。

大きな2番の質問に移ります。

こちら、私の専門分野でございます。この議会の中には、それぞれの分野のエキスパートがここに集まっているわけで、執行の方々とはまた違ったような構造になっているわけですが、私は医療、介護、福祉の専門家であると。特に地域包括ケアの専門家であるというふうに思っております。私も自分のことですけども、この分野の雑誌や、本はないんですけども、様々な寄稿や記事を書いたり、論文を書いたりしたこともございますので、必要があればいつでも情報提供は差し上げたいと思っております。

1番の質問であります。

健康福祉センターについて。これについては、前回の議会でも同じ質問をさせていただいております。そこからまたさらに進捗していると思うんですが、現在の健康福祉センターの進捗状況、そしてまた今後の見通しということで、①番の質問とさせていただきますので、

お答えをお願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福祉センターの進捗状況でございますが、センターの工事につきましては、令和3年12月15日に契約をしまして、令和5年8月16日までの工期で、現在工事を進めております。本年の2月には安全祈願祭、4月からはくい工事、5月からは基礎工事、7月からは鉄骨の組立工事を施工し、現時点では建物の柱、はりや屋根の形まで鉄骨が組み上がってまいりました。建物の全体像が見える段階に進みました。全体の工事工程からしますと、進捗率でございますが、今日現在で30%でございます。今後は内外装、電気やトイレの工事等を進めてまいりたいと思っております。

あと一部、前回の6月の一般質問とちょっと重複はしますが、利便性の改善のために、駐車場や外構の見直しを現在実施中でございます。あと、災害時に対応するプロパンガスの発電設備につきましても、国の補助制度を利用しまして、今後整備したいというようなことでございます。現時点では順調に工事は進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。今度、産業厚生常任委員会のほうでも視察の中に入っているといますから、ぜひ現場を私も見させていただきたいと思っております。

そういう中で、着々とこの健康福祉センターが建設が進んでいって、いずれ完成を見るわけですけれども、その際の利便性向上に資する今後の方策ということで、この前も全く同じ質問をしているわけです。ここで答えいただくことはどういうお答えをするのか、私はまだ分かりませんが、ぜひとも②番のお答えに対して、この前とは違うような答弁をいただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

前回、6月の定例会の一般質問においても同じような質問がございました。手元にはそのときの答弁書も用意はしてきたんですが、基本的には、箱物ができて、事務が進んで、表はできたけれども、中身は何もないというような状態にはできませんので、健康教室や介護予防、あとは各種講座、会議、それぞれ利用していただくように、関係者と協議をしましてまいっております。あと、相談業務につきましても、相談室も設けてありますので、健康や障がい

福祉の相談業務にも対応できるものと思っております。施設の活用につきましては、各機関と協議してよりよい施設になるよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） そのように答弁をいただいて、この前と同じような形かなと思っていました。

この健康福祉センターは、前町長の下でお考え、アイデアの中で進んできたわけですが、新町長はこの、現在の設計図といたしますか、ここに設計概要書が私の手元にもありますけれども、このままの形でいいとお考えかどうか。要するに、例えばここに、私はこう思うんだけどという部分があるかどうか。それはちょっと新町長にお尋ねを申し上げたいと思うんですが、お答えを願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 健康福祉センターの現設計についてのご意見かというふうに拝察いたします。

私も、先ほど来申し上げました、前町長さんと私のほうでの引継ぎの中で、大きな事業の引継ぎでありますので、そちらのほうの説明も受け、そちらの中で、今建設が進められている過程の中では、議員の皆様からのご意見もいただきながら、政策実現に向けて予算がつき、着工しているというふうに理解してございます。その中で、私と与えられた今現在の建物について、先ほど来、福祉こども課長が説明しているとおおり、ハードなものは皆様からのご意見の下に今進めてきているというような状況ですから、いわゆる完成の暁には、そちらの建物をどう利用していくのか。それが私に課せられた大きな責務かなというふうにも理解しております。

そんなところで、今、進められた建物、与えられたものを私のほうで活用していきたいというふうに考えている時点でありますので、設計等、そちらについては、引き継いだ中でこれまでの決定のプロセスを重要視していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 箱物として出来上がったものを、活用の面でさらにやっていくという見解だというふうに、私は思いました。

そういうことをやって、私は③番、センター内部見ますと、いわゆる健診をやるための内

科の診察室や歯科の診察室があるわけです。私はその中で、診察室を使ったりして、このセンターに診療所機能を持たせれば、在宅医療や夜間休日診療などのいわゆる診療、いわゆる町立診療所ができるんじゃないかと思っています。実際にそういうふうなことをやっている自治体も、ほかにもあるわけです。逆にこういうふうな機能を持たせないと、いわゆる複合施設がうまくいっていないような自治体もあります。

ですから、この辺のお考えがあるのかどうか。なかなか今の事業の中には構想にはないのかもしれませんが、こういうふうなお考えがあるかどうかというのを、まずお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、建設を進めておりますセンターでございますが、基本構想からずっと町民の方や議会の議員の皆さん、町内部の会議等を経まして、いろいろ計画をつくって現在に至っております。現時点で変更して町立診療所というものに直すというのは、大変、極めて困難でございます。

須賀川市においては、須賀川医師会や薬剤師会の夜間急病診療所という施設も開設をしております。距離的にはそんなに遠い距離ではございませんし、須賀川地区、郡山、矢吹、白河方面にも救急病院等もございますので、その辺を検討、考慮した中での結論でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） この施設ですね、私は内科診察があるんですから、それをその場所をそのまま診療所にできると思っています。というのは、レントゲンも何も要らなくてもいいんです。検査をする器械も何も要らなくても、診療所はできるわけです。診療所というのは、こちらで条件を満たして、申請すればそのまま通るわけです。できないことはない。もちろん、町立診療所になれば、確かに経営面とかもあるでしょうからどうかと思いますけれども、私も国保診療所の経験ありますが、これも、経営面では私はパスすると思っています。というのは、夜間休日診療とか在宅医療は鏡石町で物すごい弱いところです。そしてまた、眼科、耳鼻科、心療内科がないということで、これを何とかしてほしいという声が上がっているはずですよ。あと、産科もぜひあれば、若い方々も住む町になるんですよ。これをぜひ駅東の準工地域も含めて、そういうところに誘致をしていただきたいと思います。

以前の子ども議会の中で、町内には耳鼻科や眼科が少ないから増やしてはどうかというふ

うな質問があったときに、町長は、公立岩瀬病院があるから、そちらを利用してほしいという答弁があった。この答弁は、私はあまりにも残念な答弁だということで、前の町長に申し上げました。町内には耳鼻科や眼科がないんだから、何とかしてほしいという子供の気持ちに対する答えにはなっていないと私は思ったんです。ぜひ新町長には、こういうことも含めて、これ企業誘致というわけではありませんが、診療所ということの誘致、町立診療所の話も一つありますけれども、しかしそういったことも検討いただきたいと思って、お話をしておきます。この③の質問については、今後も議論しながらやってまいりたいと思います。

(2) 町内における保健・医療・介護・福祉など地域包括ケアに関する社会資源について、お尋ねを申し上げます。

まず1点目、町の社会福祉協議会がございしますが、この会長には小貫副町長が就任されておりますけれども、この運営管理に対する町の見解を聞きたいと思います。

ただいまどのような内容の事業が行われているのか、あるいは町職員がどのぐらい派遣されているのか、どのくらいの予算規模で行われているか等々のことをお尋ねしたいなというふうに思っております。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の社協についてのご質問でございますが、町の社会福祉協議会につきましては、昭和31年の4月に設立しまして、昭和57年の7月には社会福祉法人課になっております。で、現在に至っております。地域福祉の推進を目的として、社会福祉法に基づいて組織されたものでございます。

福祉サービスにつきましては、見守り活動や居場所づくり、自立支援や生活福祉資金の貸付け等を行う相談支援や、介護や障がいの生活支援等を行うヘルパー事業、高齢者のデイサロン等の生きがい、あと、木工や陶芸等の教室を開いて、高齢者の生き生きとした生活事業等を幅広く担っているものでございます。

現時点での町の職員の派遣条件でございますが、法人の事務局運営の面で1人、あとは、保育所関係で保育士が3人、町のほうから派遣をしております。

あと、決算等につきましては、ちょっと手元に数字はございませんが、町からの委託事業や、あと保育所の運営等の事業によりまして、毎年僅かでございますが、黒字決算となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、社会福祉協議会で様々な事業を行われているということで、もちろん社協もそうですし、あと町内でお世話になっているのは岩瀬福祉会、あるいはさらに民間の様々な事業者があると思うんですね。こういった社会資源を提供しているところ。

そこで、そういったことも含めて、町内で不足しているんじゃないかなというふうに町執行がお考えになっている社会資源の種類、あるいはその程度や量ですね。これをどう考えているのか。あるいはそれを補うために、これからどうしていきたいと考えているのか。その辺のお話を伺いたと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内で不足しておる社会資源の関係でございますが、地域包括ケアシステムにおきましては、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく人生を最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目的に、町としましてシステム構築に取り組んでいるところでございます。

地域におきましては、地域サロン等の開催や地域からの相談事案の対応、家族においては、年金や介護の家族からの相談等に対応するなど、情報を取得し関係機関と連携、地域ケア会議の機能の中で、個別問題の解決機能において、町や地域包括支援センターのほか、ケアマネジャーや生活支援コーディネーター、保健師等専門職による個別解決に対応しております。

非常に質問の内容がちょっと難しく、奥が深いというようなものでございますので、これら、実際には団塊の世代を迎える2025年には、現在持っております資源では間違いなく不足するのは予測できますので、これから2025年に向けて、それらを少しでも補うような努力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） いろんな社会資源が不足するんだろうということの答弁だったと思うんですが、ちょっと私が聞いたかったのは、例えば、町にも介護保険計画等々があると思うんですが、その中で、例えばこれからこういうものが必要で、こういう建設計画があるとか、そういうものがあると思うんですよね。ですから、そういうふうになっているものが何であるかというのを教えていただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在、令和3年度から令和5年度にかけて、3か年において介護計画が現在進行中でございます。その中の計画の内容でございますが、ニーズ調査をしまして、それぞれのサービス等を推計しております。その中で、実際の施設面等につきましては、最近は矢吹にも特養ができましたし、グループホームも高久田地区に新たに1つ新設等されたことによりまして、現在はハード面につきましては、若干落ち着いてはいるのかなという認識ではおります。

ただ、次の計画年次につきましては、先ほども申しました、2025年の団塊の世代が高齢を迎えるといったことも加味しなければいけないので、そのときはハード面につきましても、分析をしながら盛り込んでいかなければならないのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私なりに見解を申しますと、グループホーム、先ほど建設されたということとか特養ですね。やはり私が思うには、グループホームや、さらには地域密着型デイサービスなどをぜひとも整備していただきたいと。各行政区一つずつというのは無理だと思うんですが、町の中に3つ4つぐらいはこういったものは必要じゃないのかなということで、もう少し考えていただきたいと。そしてまた、そういう事業者がいれば支援を行っていただきたいと思えます。

③の質問です。居宅介護支援事業所及び介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですね。この事業所が町内には1か所しかありません。これを町内にもっともっと増やしていく必要があると思うんですが、それについての必要性や方策、対策はどのようにお考えか、お尋ねを申し上げます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ケアマネジャーの必要性でございますが、国家資格を持ったケアマネジャーを町内の事業所に配置するというのは、町としましてはぜひお願いしたいところではございますが、事業所の関係もございまして、それぞれの事情によって、現在1つというようなことでございます。

しかしながら、周りの須賀川とか矢吹方面の事業所からも、現在はケアマネジャーが来て、ケアプランをつくっております。先ほども申しましたが、次の段階においては、町内にも1か所というわけにはいかないの、ニーズ調査をしながら、増えることは間違いないとは思

っておりますので、その中で対応していきたいなどは思っております。なかなか、表をつくれればいいだけの話ではございませんので、人材の確保ということも絡んでいきますので、切れ目なくというか、継続してこの問題には対応していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ町内に、やはりケアマネジャーの事務所、ケアマネジャーをたくさん増やしていただきたいと。そして地元のケアマネジャーさんに、地元の、町民の方々に担当していただけるような、そういうふうな町づくりといたしますか、地域包括ケアをつくりたいなど。私もそのお手伝いをしたいなというふうに思っております。

④の質問ですけれども、私もやっていますけれども、訪問診療や訪問看護などを行う事業所が町内にあると思います。それに対しては、もちろん全国的に、もちろん診療報酬の面でも様々な支援があるわけですが、町としてはどのような支援策があるのか。今までどんなものがあつたのか。あるいはさらに、これからどのように支援していただけるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

訪問診療等の関係でございまして、町の支援策というご質問でございしますが、医療や介護に係る支援につきましては、国において、支援策や報酬改定等の審査決定等を進められております。これらに併せて、町としましても介護保険事業を運営しておりますので、今後とも国・県の動向を注視しながら、事業に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） お願いになってしまって恐縮ですけれども、もちろん診療報酬の面や、政策面では国がやっているわけですけれども、我が町においても地域包括ケアの推進、さらには健康長寿の町づくりに当たっては、ぜひともこういったものに対する支援をお願いをいたしたいと思っております。

時間なくなりましたので、ここで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

暫時休議します。

休議 午後 3時58分

開議 午後 4時01分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 今 泉 文 克

○議長（古川文雄） 次に、10番、今泉文克議員の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） こんにちは。大変お待たせいたしました。10番、今泉文克です。

暑い日々の8月が過ぎて、木賊町政初めての9月定例議会を迎えて、一般質問をさせていただきます。

先月は岩瀬地区小学校児童理科作品展が開催されまして、「最高のコンポストはどれか〜地球を守る目に見えないヒーロー 微生物のパワー〜」ということで、ムシテック理事長賞に輝きました鏡石一小、6年の渡部瑠依さんが受賞いたしました。ほかにも多くの鏡石の児童生徒さんたちが特選、金賞を受賞したところがございます。おめでとうございます。

また、全日本中学校陸上競技大会が8月19日に開催され、我が鏡石中学校3年の増子陽太君が大会新記録で優勝し、日本一になりました。その少し前の8月10日の東北大会では、8分15秒04の日本中学校新記録を樹立するという、すごい中学生が我が町に誕生したのです。私も若ければ一生懸命走って、いい記録を出していたのかななんて、自分に言い聞かせていたところがございます。このすばらしい記録を出す背景には、すごい努力があったと思います。また先週は、9月1日には岩瀬郡中学校駅伝大会がありまして、鏡石中学校男子は優勝、そして女子は惜しくも2位に入賞しました。このように、若者や町民が、よい鏡石町をつくるため努力しております。うれしく思います。

しかし先日は、月刊の「財界ふくしま」では、我々の鏡石議会議員の記事が掲載され、多くの皆様が驚いたことであろうと思います。前議長の渡辺定己氏は、多くの問題があったところであります。8月19日には、鏡石町議会基本条例第9条の鏡石町議会議員政治倫理審査会の設立が出されました。鏡石町議会議員渡辺定己議員に対しての件でございます。町議会でも受理されました。我が鏡石町議会において初めてのことであり、今後、審査会で審査され、事実が発表されると思います。今までも渡辺議員は多くの問題がありました。3年前の渡辺議長は、議長でありながらも約10か月間、300日近く議会を休まれて、出席したのは4日間しかなかったところがございます。これでは議長としての職務放棄と言えるような内容でございました。非常に残念でした。

また、郡の議長会の会長をやっておられたりして、議長会として視察を続けておりました。その中で初めての海外視察も、議長会としてあったところでございます。韓国、ソウルの調査や、台湾、台北の調査を行い、驚いたところでもあります。まさかソウルではキーセンパティーなどはやっていないと思いますが、不安でなりません。

このように、町民が頑張っているのに、我々議会が恥ずかしいような中身をやることは、非常に私は残念であり、こういうことがないように襟を正して、みんなで鏡石町民のために頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。このように、鏡石町議会の汚点はありますが、改善してすばらしい議会となるよう頑張っていく、強く思っております。

通告質問に入ります。

私は耳が遠いので、答弁は大変でも、大きい声でお願いいたします。

まず、通告質問の1番ですが、新町長、木賊正男氏の新しい街づくりについてお伺いします。

新町長に就任されて新たな街づくりが創造されるが、どのような構想で歩むのかお尋ねいたします。

1番の短期的、早急に行動を進めたい事項は何であるのでしょうか。お伺いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これまで、さきの一般質問の中で、同様の質問がございましたので答弁をしておりますが、具体的には、鏡石町は今5つの課題があるというふうなことも申し上げました。その中で1つには、世界的な脅威である新型コロナウイルス感染症の克服がございます。そして2つ目には、危機管理対策の充実による安全・安心な町づくりでございます。そして3つ目には、少子高齢化対策と子育て支援、そして健康寿命の延伸対策でございます。そして4つ目には、産業振興と雇用対策としての工業団地開発と企業誘致がございます。そして最後に、5つ目には、公共インフラの老朽化対策と、施設のグレードアップ対策であると思っております。

短期的や中長期的に取り組むべき課題の中で、事業の優先順位を明確にしていきながら、即座に判断できる施設のグレードアップ対策については、急務であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 頑張って進めてほしいと思います。

（2）番でございますが、また、改革すべきことはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

改革すべきことはあるのかというふうなことでございますが、先ほど来、一般質問にご答弁申し上げますとおり、私は信頼される行政づくりをしていかなければならないというふうなことを先ほど来申し上げてまいりました。重要な政策ほど町民の皆さんに分かりやすくお伝えしながら実行することは当然のことであり、信頼の第一歩であると思っております。

この信頼は、私の執務室であります町長室にも信頼の額を掲示してございます。毎日それを見ながら、町民の信頼を裏切ることなく執務していきたいというふうなことを考えております。私たち一人一人がつながり、自分のできることから行動することが、鏡石町の元気な町づくりの原点でございまして、自分の生まれ育った、自分が住む町を愛する心、郷土愛を育てることが、鏡石町を魅力あふれる町にしていくものと感じておりますので、そちらに全身全霊傾注してまいりたいというふうな感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 期待しております。

今日の私の質問は、前の議員の方々が大体やっちゃってございまして、非常に苦勞しておりますが、まあいい町になることが目的ですから、一緒に歩んでいきたいと思っております。

議会が、先ほどお話し合いのたくさんの問題を今抱えております。こういうふうな、議会の改革にも町長は協力される考えをお持ちかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

議会の改革に協力をする考えはあるかというふうなお尋ねでございました。改革は、新しいものを改善していくというふうなことでありますので、そちらにつきましては、私の力は微力ではありますが、そちらにお手伝いできるのであれば、改革、改善にはご協力していきたいというふうなことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） （3）番に入ります。

今後、長期的に実施したい事業というものはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

私はこの職に就くに当たりまして、選挙を通して訴えてきた一つのベースがございます。鏡石町には昭和58年3月に制定いたしました町民憲章がございます。皆様は既にご承知かと思いますが、5つの憲章から成っております。1つには、自然を愛し、調和のとれた美しい町をつくりましょう。2つには、お互いにはげまし助け合って、しあわせな町にしましょう。3つには、楽しく働き、活力ある伸びゆく町をつくりましょう。4つには、すこやかな心をはぐくみ、心豊かな町にしましょう。5つには、心身をきたえ、安全で明るい町をつくりましょう。この5つが町民憲章でございます。

その町民憲章をベースにしながら、私は鏡石元気プロジェクトとしての大きな項目を考えてみたいというふうに思っております。そちらをベースに、長期構想を私なりに個々の事業をつくっていききたいというふうに考えているのが、今の現実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） （4）番に入らせていただきます。

鏡石町の町づくりを阻害し、新しい鏡石町ができない。県内一番小さな町で、鏡石町の最大課題であります県中地区都市計画の早急な見直しを感じますが、町長の考え、対応策はどのように思われておりますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、3番議員への質問にもご答弁申し上げましたが、町は昭和45年に県中地区都市計画区域に編入されました。そういった中で、町の課題といたしましては、市街化調整区域における厳しい土地利用の規制になっておりまして、県には立地基準の緩和を要望しており、市街化調整区域で土地利用のできる手法の調査、研究を行うとともに、今後も引き続き、立地基準の緩和を要望してまいりたいというふうに考えてございます。詳細につきましては、先ほどの3番議員のご答弁と同じでありますので、省略させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 大きい2番に入らせていただきます。

日本で2番目にすばらしい鏡石町を目指していく、多くの方が何だこれとよく言われました。日本一を目指すのが当たり前だべというふうな、先ほどの増子君は日本一を達成しましたけれども、大変なんです、日本一というのは。ナンバーワンですから、これは、我が鏡石町を今求めても無理だと思います。私は、日本一を目指す市町村というのは全国にありますが、各市町村が資本投下や事業を、いい地域をつくろうということで進めております。我が鏡石町は、取りあえず2番目を目指して歩むことがよいと思います。1番は無理ですから、まず2番目を達成して、達成したら、それから1番を目指すようなステップアップをしていかないと、続かないと思います。

(1)番で書いておりましたが、その項目はたくさん、多岐に富んでおります。住みよい町、活気のある町、美しい町、住民のいい町、財政的にもいい町、交通の便利な町など、おのおのたくさんの事項があるかと思いますが、鏡石町は、まず日本で2番目の町をつくる形にするためのステップアップの階段を上がっていくようにしてほしいなというふうに思いますが、町長はどんなふうにご考えておられるか。次に、2番目になったら日本一を目指すような政策をつくっていただければというふうに思いますが、どう考えておられますか。お伺いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町づくりの全体を通しまして、観点や考え方、基本的な方向性として、いわゆるコンセプトを立案すること、メインとなる考えを示すテーマ、どのような未来を目指していくかなど、ビジョンを描くことが重要なことだと考えております。

また、目標設定として、議員のおっしゃるように、2番目を目指して、それから目標を達成した後に、さらに上を目指すというような考え方は、一つの政策実現に向けた手法として、さらに企画立案の表現として、大変参考になるものであります。様々な分野で、引き続き多彩なアイデアのご提案をお願いしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 頑張りましょう。一万二千五百の町民のためですから。

それでは、(2)番。

私が数年前に提案しました、高齢者対策の健康と福祉の鏡石町は、実現可能な政策であると思います。非常に、この若い鏡石町といえども、高齢化率が毎年上がっております。我々が、私らも若いと置いていたら、気がついたら75歳になってしまいます。高齢者じゃなくて、後期高齢者の域に達しているわけでございます。今後、このような政策が非常に重要であると思います。

私は何年か前に、健康、医療、福祉の総合センター、今進めております健康福祉センター、これを駅東地区に進めておりますが、ここに介護から多くの医療、高齢者に関わる、関連する地区をつくる考えが必要であると思いますが、執行はお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、センターを建設しておりますが、その中で福祉行政につきましては、高齢福祉や児童福祉、母子保健や障がい者の支援、生活困窮者支援について、包括的に関係機関が連携して、切れ目のない支援を行うことが求められております。このセンターを建設することによって、これらの機能を集約し、包括的な支援に向けた体制整備ができるものと考えております。センター内に連携機能が集約されることによりまして、計画の立案、各種情報の発信、収集など、事務の連携の強化が図られ、迅速な情報の提供と共有化においても連携強化が図られるものと思います。高齢者対策としての健康づくりの場、介護予防対策の場等、健康や福祉の拠点となるものとして整備をしております。

工事の進捗状況につきましては、現在、鉄骨の組立てが最終段階になりましたので、建物の全体像が見えるようになりました。進捗率につきましては30%でございます。今後とも、皆様のご意見をお聞きしながら、事業に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 新しい施設ですから、私だけじゃなくて多くの町民が期待していると思いますから、たくさんの要望を聞いて、一步一步進めていただけるように強く願うものがあります。

（3）番は、駅東開発の26ヘクタールにある工場用地の開発と誘致に、ここに医療関連企業の積極的な誘致をするべきではないかというふうな、結局、あのエリアを医療エリアとして、それに伴う町づくりになっていくんじゃないかと。

昨年のにプロファーマの進出計画がちょっと話題になりました。しかし、話題になっただ

けで、どういうふうアプローチしたか、それがその後どうなって駄目になったのか。町としては、ああいうニプロファーマみたいな世界的な企業を鏡石町の中心に拡大して、企業タウンとして成長してもいいんじゃないかと私は言ったんですが、駄目だったみたいですよ。ここ26町歩に医療関係の、企業だけじゃなくてもいいから、遠藤町長時代の12年間は誘致の状況はあったのでしょうか。私は何一つなかった、何一つやらなかった。もしあったとすれば、この企業名、またその企業にはいつ行って、何月何日に行って、その実績はどうだったのか、教えていただければと思います。

産業課の担当課が、毎日、田んぼアート、田んぼアートと、真っ黒になって草刈ったりいろいろやって、職員2人がかかり切りで、そっちばかりやっていたんですよ。その姿を見ていたら、企業誘致なんてあるはずないですよ。全然予算も、平成3年度の予算も、企業誘致にかけた金はゼロになっているんじゃないですか。そんな26町歩の土地がありながら、企業誘致をするというふうな、長い年月がたっているのに、何もしないでいたというのは、これは完全なる執行の怠慢であります。これは私は議員として非常に憤りを感じるものですが、この積極的な企業誘致についての、今言ったようにどういうふうなことがあったのか。お伺いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、駅東第1土地区画整理事業の第4、第5工区、26ヘクタールの用途は、準工業地域となっております。開発手法は、企業からの要望に応じたオーダーメイド方式で工事としておりましたが、引渡しまでに数年の期間を要することが課題であります。

企業の要望に対して迅速に対応できるのは、区画整理手法により大ブロックを整備して、企業の要望により、さらに中小ブロックに再整備して販売する手法であります。医療関連企業も含め、企業誘致には現地が企業側にとって、すぐに引渡しができる状態になっているかどうかということが重要であることから、関係課と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 担当課としては大変だったよな。「誘致しろ、誘致しろ」と言っただけで、相手があることだから。でもね、26町歩があのままずっと長年残っていますから、今度は新しい木賊町政の中で、一步大きく前進してほしいというふうに願っております。

それでは、大きい3番に入ります。

大型開発事業についてお尋ねします。

駅東など、大型開発事業が形になっておる鏡石町でございますが、近年、多くの土地を鏡石町は取得しております。（１）番でうたっておりますが、この10年間に町が取得した土地の内容、件数、面積等はどの程度なのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和3年度までの10年間に、町が公有財産として取得した土地の内容につきましては、公共施設の建築など、施設の整備や、社会資本整備総合交付金による道路の新設改良工事、排水路の改修工事など、公共事業用地として取得したもので、宅地や田畑、原野など、全164、計24件の取得がございます。

面積につきましては年度別で申し訳ないんですが、25年度に公営住宅の土地として4,125平米、26年度に、墓地として80平米、27年度に、第5次拡張の浄水場用地等によりまして2万3,589平米、29年度は、岡ノ内の裁判の関係で、和解によります宅地の取得としまして934平米、30年度につきましては、駅東の整備事業としまして820平米、令和2年度におきましては、同じく、駅東の整備事業としまして2,172平米の取得をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） ただいまの一覧の内容を、後日ペーパーで渡していただけると助かります。どんなふうになっていくのかということを確認させていただきたいと思えます。

それで（2）番になりますが、これらの土地の取得の価格と目的と、これからの利用予定というのはどういうふうになっているか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一部、先ほどちょっと触れた部分もございますが、町が取得しました土地の目的と価格、利用予定につきまして、主なものとしまして、先ほど申し上げました25年度に取得しましたのは、東町の災害公営住宅建設用地という形で、取得価格につきましては9,088万1,284円というふうな形になっております。こちらにつきましては既に26年度に完成しまして、現在利用されているところと。

27年度に取得しました緑町の鏡石浄水場建設用地につきましては、取得価格が4,375万

9,800円でございます。こちらにつきましては、ご存じのとおり、本年4月末に建物が完成し、新浄水場での給水も先月8月23日から開始されておるところでございます。

また、平成30年度に取得しました中央地内の駅東口広場整備用地につきましては、前に一般質問でご答弁申し上げましたように、取得価格が533万円及び令和2年度に取得しました緑町、旭町地内、これも同じく駅東口整備事業としまして、取得価格が1,888万6,900円ということでございまして、こちらのほうにつきましては簡易的なところでございますが、臨時駐車場として今現在、暫定的に整備して利用しているところでございます。今後の駅東口の整備事業として活用する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） （3）番になります。

駅東開発の今後の計画はどうなっていくのかという一行だけなんです。これは、ここにいる方誰も分かんないんですが、そもそも昭和41年に、清水食品株式会社というのが杉林に誘致されました。このときに、今から57年前なんです。鏡石町の開発公社というのを町でつくったんです。この開発公社が設立されて、そこで杉林のSSK清水食品の会社を中心として、杉林住宅の建設をやりました。ここに中学校の前の水道、水源地もこのときできたんです。これは清水食品が水を使うから必要だということで造られたんですよね。

それと同じような考え方で、鏡田の大池地区にワタナベセイエイさんが須賀川から誘致されて、そこに大池団地ができたんです。この鏡石町開発公社というのは、工場を造って、その周辺に働く人の住宅団地を造るということ、すばらしい発想だと思いますよね。そのようなことで、あの2か所の団地ができたのが、そもそもなんです。それがだんだんと時を経て、今、駅東という、先ほど木賊町長からもずっと経過のお話あったんですが、私の調べている中では、今から33年前の平成元年に、第2次総合開発計画という、ここで住宅団地の設置を駅東に見たんです。

平成3年の7月に、驚くことに、駅東に185町歩の開発計画したの。185町歩ですよ。今考えるだけで大変なことだと思います。このときは牧場通りの北側から、南はサカサイケの近くまで、東は岩瀬牧場の隣までの185町歩の駅東開発ということが決定されて、新しい町づくりのスタートをしておるんですよ。

そして平成6年の1月には、この185町歩、これを分割して第1工区、現在の我々が駅東と呼んでいる第1工区、56町歩が決まったんです。そして平成10年の7月に、第1工区として56.2町歩が決定しております。翌11年の7月に、56.2町歩の中に、公共公益用地先行取得として11.3町歩がスタートしましたね。それが今の鏡石町の健康福祉センターのあ

れにも、元凶になっているわけでございます。これは県の住宅供給公社に行ったり、あるいは戻ったりと、いろいろ紆余曲折がありました。

そして11年の7月に、同地域が市街化区域に変更されて、740戸の住宅を造る。2,450人の住民がそこに住むというふうな計画が発表されました。市街化区域になったことによって、ここの土地の所有者の方々は地価評価額が上がって、前に伺ったならば、何でも、この何十年間の中に、地権者の方々が払った税金は、固定資産税は6,000万を超えているそうです。大河原議員もその中に持っているからね、苦勞していると思うんですが、こんなふうになりました。

今から21年前の平成13年には、住宅の建設予定を変更して830戸を増やして、2,750名の町民が住む場所として変更したと。16年前の18年には、その用地をまた変更して準工業用地ができて、第4、第5工区が26町歩に決定したところでございます。この16年間に、工場用地はどうなったんでしょうか。駅東開発の計画は、先ほどもちょっと触れたんですが、26町歩の準工業用地の早い対策と、その処分、あるいは、そういうことは木賊町政にかけられた事業だと思います。前の遠藤町長のときには全然やらなかったんですから、草ぼうぼうにして、除草の草刈りばかりやっていたんですが、ある議員から言わせると、鏡石百名山なんていう名言まで、そこには出てきたわけですから。

だから、今後の計画についてどんなふうに進まれるのか、駅東の状況をお尋ねさせていただきます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今後の鏡石駅東第1土地区画整理事業の予定につきましては、第3工区の東側の工事、これを進めるとともに、昨年度委託しました県道南側の第2工区、第4工区、第5工区用の排水現地調査や、道路排水計画を基に路線測量を実施して、施工に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 大変な仕事だから、担当課は大変だよな。頑張ってみてください。

最後の質問になりますが、（4）番。

五、六年前に急に伺ったんですが、町の計画になっていない事業、高久田住宅団地65町歩の開発ということが出てきました。驚きましたね、私は。初めて聞く話ですし、いろんな計

画書見たって、以前からの開発計画見たって、こんな文言はどこにもないんです。それが出てきたんですよ。何でこんな長期計画になって、事業が発表されたんですかね。これの根拠、それを教えていただければというふうに思います。お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問へご答弁を申し上げます。

高久田地区におきましては、鏡石町都市計画マスタープランにおいて、国道118号沿線を北部新拠点ゾーンとして位置づけており、国道118号沿線の計画的な都市的土地利用への転換と、連携した町北部の新拠点の形成を図り、田園地帯にふさわしい住宅地の形成等を検討することとしております。これは調査、研究としての位置づけであり、具体的な整備手法及び時期等を定めたものではなく、長期的な構想としております。

なお、この構想は、隣接する須賀川市の開発構想などを見据えたものであり、国道118号の沿道や周辺の区域において、民間開発も含めて活性化を図るための構想で、平成11年度に鏡石町高久田地区土地利用調整計画として、町において策定されました。その後、国土利用計画において位置づけられております。今後も、都市マスタープランの上位計画である国土利用計画と整合を図りながら、計画的な町づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 課長、大変だな。こういうことがないやつを出されて、それをあたかもあったかのようにこんなふうに答弁をつくるというのは。

確かに、118号線沿線の開発というのは、これはそれ以前から、普通、沿線開発というのは、道路から何メートルだ、50メートルか。今回の65町歩は50メートルじゃないんだよ、500メートルも離れたところを言っているんだよ。これ、そもそもがぽんと出たのが、遠藤町長と渡辺前議長の話が出てからなんだよ。それまでは全然この話は出ていなかったです。それがこんなふうな形で、あたかも町の長期計画にありましたというふうな答弁がされること自体が、私は許せないんですよ。

あと、それから、17年の高久田地区開発というのは、これは基本的には、旧国道と4号国道の間の三角形の、あのエリアの開発に住宅を造るということを説明しているんですよ。高久田の鹿島神社の奥のほうに、65町歩の団地を造るなんていうのは一言も、今までの都市計画の中には名前が上がっていないんですよ。118号線の沿線開発は必要だよ。これは何年も前から、道路ができた頃からなっているから、これはやらなくちゃならないね。そういうふうな、ないことをあたかもあるがごとく、遠藤町長と渡辺議長が二人でご相談してつくられ

たんならとんでもないことになるんですが、私は非常にこの計画には疑問を持ち、かつ、我が町財政の駅東186町歩の大事業がまだまだ、その一部分の56町歩のうちの26町歩も進まないでいるのに、こんなとんでもない話を新たにつくって、後世の方々にその開発経費やら運営費やらを負担させることは、鏡石町議会議員として、この議場でもって承諾するわけにいかないんです。

後世に、若い方々にそういう負担を持たせることは、私は絶対反対いたします。だから私は、誰も分かんないからこれ通しているけれども、私は前からの都市計画の書類、全部あります。どこ見たって出てこないんですよ。それを、あの遠藤町長と渡辺議長さんの説明には上がってきて、驚いているんです。駄目です。そんな町民をだまして町の金を、それも計画費が約70億くらいかかるとかという話もありました。この65町歩なんていう数字、結局、これは面積が出たということは、東高久田から何番地から何番まで田んぼ測って、道路というのが全部一覧があるはずなんですよ。65町歩という算定基礎の面積の内容があるはずなんです。それを後で見せてください。それから、こんな話は私は承諾しないで、議会の議員として働いてやっているうちは、絶対こんな適当な話を通すわけにはいきません。なお、これは、今日おいでの方々も、よく心にとめて見ていただきたいというふうに思います。

力入れて最後に本気になってしゃべっちゃったけれども、私が通告しました質問は、以上でございます。これをもちまして、木賊町政1回目の定例議会の一般質問、私の時間を終わらせていただきます。これから頑張ってください、皆さん。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員の一般質問は、これまでといたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日9月8日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時51分

第 3 号

令和4年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月8日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一	2番	込山 靖子
3番	吉田 孝司	4番	角田 真美
5番	橋本 喜一	6番	菊地 洋
7番	小林 政次	9番	大河原 正雄
10番	今泉 文克	11番	円谷 寛
12番	古川 文雄		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	橋 本 喜 宏
税務町民課長	倉 田 知 典	福 祉 こ ど も 課 長	柳 沼 和 吉
健康環境課長	大 木 寿 実	産 業 課 長	菊 地 勝 弘
上下水道課長	大 河 原 正 義	都 市 建 設 課 長	吉 田 竹 雄
教 育 課 長	根 本 博	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	圓 谷 康 誠	農 業 委 員 会	菊 地 栄 助
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川 憲一 主 事 本田 真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

◇ 円 谷 寛

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ご指名をいただきました、11番議員の円谷寛でございます。

私1人だけが残って、私のために皆さんにお集まりいただいたようで恐縮なんですけれども、これは決して私の責任でございませぬので、その辺を誤解のないようお願いしたいと思います。

前回の定例会から僅か3か月というのに、我が町も国も、そして世界も、今年の重大ニュースの上位に入るようなことが次々と起こっており、まさに世は激動の時代というふうにも言ってもよいのではないかというふうに思います。

まず、我が町では、前町長が退任、新しい木賊正男氏が就任をしました。ここで、殊さらに新しいという言葉には意味がございまして、我が町には同音の発音の人が12年前まで町長を務めていたからです。漢字名は異なりますけれども、同じ木賊正男氏でございますので、改めて、新しい町長という名前に、新しい木賊氏というふうに言わせていただきます。

改めて新町長に、無競争での当選、誠におめでとうと申し上げたいと思います。今後の町政の進展を心からお祈りしたいと思います。

私は、その選挙戦を見ていて、この人は頭がいい人だなあというふうに感心をして見ておりました。なぜなら、議会はこの数年間、多数派を占めた元議長派のグループが、少数派を全く役職から排除し、議員辞職勧告決議をしたりしました。

また、前町長は、このボス議員の言いなりに、不当にも税の個人情報、個人情報保護法で禁じられているこういう情報を、このグループの方々に流して、この議員辞職勧告決議など

をしたわけでございます。私が、この個人情報漏洩を重視するのはなぜかということになります。1人の議員に辞職を迫る辞職勧告決議というものを突きつけるには、その根拠となる税の情報が、単なるうわさ話であろうはずがないんですね。私は、この税の個人情報漏洩は断じて許されることではないと、再三通知をしてきましたけれども、この一般質問の場でもやってまいりましたけれども、しかし前町長は、私は知りませんと繰り返すのみでございました。しかし、私は、あなたはその情報を守る責任があるんだ、とにかく漏れたんだからあなたには責任があるんだっていうことで追及したんですけれども、とうとう最後まで謝罪の言葉を聞けず、最後には、私は怒りが沸騰して、あなたは、まず自分の町長の責任を果たしていないんだから、退職金をもらう資格はないよとまで言ってしまいました。

このように、前町長と元議長は深く癒着してきたわけございまして、最後には、この元議長は、こういう一般質問をやったんですね。ある業者が、私と町長の選挙費用を全部出すから、予定価格を教えろと言ったというふうに、自慢げに、この場で、一般質問で言い出す始末でございました。この問題についても、私は、そのものを一般質問で町長を追及してきましたけれども、前町長は、とうとう、私は業者の名前は知ってるって言ったんですね。それで、私は関係ないと、反省の言葉は全く聞かれませんでした。この悪い、反省を知らない前町長に対しては、今も怒りを禁じることはできません。私は、なぜそういう言葉が出たのかということが問題だって言うんですね。

それは、議長が本当は何の権限もないですね、この執行権に介入する、業者を決めるなんということは、何の資格もないんです。しかし、この何の資格もない議長に、執行権がさもなりなんと錯覚させるような対応を、町当局がしてきたってことですね。これは許されないことなんです。絶対にあってはならない。執行権に対する侵害なんかは、やるほうも間違っていますが、やらせるほうも間違ってるんですね。執行権、我々は、町の鉛筆1本買う資格は、権限はないんですよ。これを、あたかも実は何でもできる、町長を陰で操れるみたいな誤った認識をさせてきたのは、やはり前町長、遠藤栄作氏の責任だって私は思って、思いっきり、最後の一般質問でも追及をしてまいりましたけれども、とうとう最後まで、この人は私に謝罪の言葉を何にもせず終わってしまいました。大変残念なことであります。

今では、今度はその議長も今マスコミにも載っておりますけれども、様々な疑惑の中で、健康上を理由に辞職をしてしまいましたけれども、この人も全くその自分の過ちに対して、何ら謝罪もないまま終わってしまっているのも、誠に残念でございます。

横道にずれてしまいましたが、町長選の話に戻ります。こんな議会のありさまでありますから、選挙に当たり、片方のグループの議員が、もし先頭に立って、例えば全体の役員などになったとすれば、必ず反対のグループは対立の候補を出したくなるというふうになるのは、目に見えています。それを新町長は配慮してだと思えるんですけれども、議員は選対などに入れず

に、同級生などを中心に、そういったことは大変よかったと。これが、やはり無競争の原因ではなかったかと。やはりこの人は頭がいいんだなというふうに、私は感心して見ておりました。

そこで思い出したのは、町職員の皆さんの大先輩であります、今は亡き小林さんが、私に対して、現町長、もちろん町長になる前の木賊さんですけれども、大変褒めておりまして、昔、私に対して、若手職員で彼はやっぱり一番優秀ですよということを聞いたことを思い出しました。小林さんについては、私は何回か選挙事務長などをしてもらいましたけれども、小林さんとお付き合いは大変古いのでございまして、六十数年前に、私は、今では町職員の方もあまり知らないかと思うんですけれども、町道の反対側にあります、今職員の駐車場にベニヤの裏、ベニヤなんて言っても分からない人が多いかもしれませんけれども、昔書店であったベニヤの裏に、今職員の駐車場があるわけですけれども、そこに町の公民館があった時代に、彼は公民館長をしております、そこで私は貧乏で本を買う金もなかったので、しょっちゅう通って、たくさん本を借りて読んでいました。それを見ていた小林館長が、読書感想コンクールがあるから出場しませんかと、声をかけてくれたんですけれども、私は、大変その頃内気で、人前で話すような経験もなく、お断りしたのを、今思い出しています。

いつもは天下国家の話から始まるんですけれども、今日は町のほうから始めましたけれども、一言申し上げなければならないことがございます。

7月8日、参議院選投票日の2日前に、安倍元首相が旧統一教会にのめり込んだ母親の巨額の献金で、非常に優秀な進学高校に行ったのに、大学の進学を諦め、さらに人生を貧乏な中で狂わされたという青年に手づくりの銃で射殺された事件は、国民に大きなショックを与えました。初め、教団のトップを狙ってきたんですけれども、ガードが固くて、それに代わり、教団に親しくメッセージを送ってきた安倍元首相を狙ったとの供述をしているということございまして、今さら私がここで申し上げることでもないんですけれども、このような殺人が許されることではないというのは、自明の理であります。しかし、かつてあれだけ社会の批判を浴びた犯罪的な靈感商法や脅迫的な金集め、いわゆる金を出さないと地獄に行く。まず、これはゆすり、たかりの脅迫ではなく、強盗並みの言葉ですね、こういうことをしながら金集めの献金を行ってきた旧統一教会に、自民党のほとんどの議員が絡んでいることが、週刊誌などの報道で明らかになっています。

旧統一教会に自民党の政策は影響はないと茂木幹事長などは主張しますけれども、最近の新聞の報道などでは、その旧統一教会の参加団体の一つであります国際勝共連合、これは設立に、安倍晋三氏の祖父である岸信介氏なども深く絡んで、一緒になって作ってきた団体でございますけれども、この憲法改正案と自民党の改正案が、大変うり二つだということが最近の新聞に報道されておりますし、夫婦の選択的別姓反対などは、まさにうり二つでありま

す。両者の相互依存関係は明らかでありまして、政策に影響がないなんていうものではない。どちらが先、卵で、どちらが鶏だか分からないんですけれども、この相互依存は明らかでありまして、岸信介氏に始まり、安部晋三氏へと3代にわたり続いた勝共連合との癒着は、まさに戦後政治の総決算をうたった安倍政治の根幹です。安倍派に統一教会との癒着議員が多いのも、そのためだと思います。

戦争をやらないってことを高らかに世界に宣言した日本国憲法を、おぞましいと言いつつ続けた安倍元首相。2015年の安保法案は、野党は戦争法案と名づけたように、今の憲法を全く踏みにじり、アメリカの戦争に自動的に巻き込まれる状況がつけられました。このとき、勝共連合はビラ20万枚を配布して全国でセミナーを開催し、この法案成立に尽力したのです。

今、この自民党と元統一協会の癒着と同時に、国民の多くの反対がくすぶる国葬問題もあります。法律の裏づけのない超法的な国葬をやり、国民の税金を使うためには、国民多数の支持がなければならないのに、テレビで政府の代弁評論家と言われる田崎史郎ですら、これは岸田さんの最大派閥の安倍派と保守派への配慮ですという、こういう目的の国葬を挙げることは許されません。佐藤栄作氏、これも安倍さんの親戚ですけども、この人の国葬が浮上したときに、当時の法制局長官は、これはまずいということ言って、自民党の当時の総理大臣などはやらなかったという結果もあります。

まして、今回は、非常にこの国民から批判されるような森友学園問題。森友学園問題では、1番末端の公務員が文書改ざんさせられて、それを苦に自殺をしたということまで起きているのに、この件に対しても、何ら反省がないままに終わったわけでございますし、さらには、加計問題。加計学園の理事長と安倍さんが懇意だということで、獣医学部というのは、獣医が今余っている、仕事がないということで、獣医学部の増設、投入はやらないということになっていたのに、無理やりやって特別に認めた。さらには、桜を見る会には、たくさんの公金が使われているのにもかかわらず、自民安倍さんの後援会の役員が大量に参加をし、全員、帝国ホテルですか、そこの前夜の宴会では特別安い5,000円、ああいう高級ホテルで宴会ができるわけないんですけれども、そういう会費でやらせたと。こういう公私混同が甚だしいことをやって、何ら何一つ解決しない。国会の開催を請求されれば、憲法で保障されているのにもかかわらず、開かないで終わったと。こういう憲法じゅうりんの元首相に対して国葬をやるなんてことは、まさに許されないということでございます。岸田首相の夢策のために、最大の保守派である安倍派に気兼ねをした、そういうものは許されないというふうに思います。

私の私事になりますけれども、7月の末に、私は神奈川で開催された地方議員交流研修会に参加をしましてまいりました。この中で、講演をした鈴木宣弘東大教授は、かつての晩年の菅

原文太さんがよく言っていた言葉を引き合いに出して、政治家にとって、今何が大事なのかよく考えてもらいたいということを申しておりました。私も郡山の知事選挙の演説会で、菅原文太さんの講演を聞いて、このことは知っていたんですけども、彼はいつも最後にこういっている。政治家にとって今何が大事なのか、十分考えてもらいたい。1つは、戦争をさせないことだと、これが一番大事だと。2つ目は、国民に飢えをもたらさないことだと。この2つを抜いて、政治家の役目はないということ、厳しく申していたということ、鈴木教授もおっしゃっておりました。私もまさに同感であります。

1つだけの大きな出来事で、報告といえますか、話をしたいことがあります。

白河の関をなかなか越えられなかったと言われる高校全国野球大会が、初めてその白河の関を越えたと。白河の人も大喜びしていたというんですけども、昔は、白河以北捨て山100文、こういうことを言われて、東北の人間がばかにされてきたということでございます。河北新報という新聞社は、これに異議を唱えて、河北新報という名前を創刊したそうでございますが、その東北に107年経って初めて、その優勝旗が返ってきたということでございます。育英高校という名前を聞いて、私は、昔、20歳のときに国鉄に入ったときに、育英高校を卒業して明治大学に上がったんですけども、大学を中退して国鉄に入った同僚がいました。仙台の教室で一緒に学んで、初めての国鉄の職場として、郡山客車職で働いた、そういう友達がいたということを出して、非常に懐かしい思い出でございました。しかし、東北には、大変立派な野球選手も出ているんですけども、今まで来なかったのが、非常に何か不思議な気もいたします。

それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

まず、第1点は、成田遊水地計画の取り組みについてお尋ねをいたします。

この問題は私の番たび出しているんですけども、問題が大き過ぎて、何回やってもこれは頭の中から消えません。私は、これは町始まって以来の大きな事件と言いますか、事業であるというふうに思いますので、やはり、まだこの問題を出させていただきます。

まず、ここに述べましたように、その問題の中で握っていますか、触れておきます。80戸近い歴史ある集落と130町歩の豊かな土地が未来永劫に水底に沈められるこの事業は、この地に住み農地を持つ住民はもちろん町にとっても貴重な税源が永久に失われる大きな痛手をもたらす大問題であるということですね。

前から私は申し上げていますように、多分、斎藤健治議長の時だったと思うんです。三春の町に研修に行きました。当時、三春の町長は、今までダムができて栄えた町っていうの聞いたことがないって言うんですね。だから、このダムができた後でしたから、ダムのできた三春町をどうやって発展させるのか、大変これは悩ましいというようなことを言っていたのを、今でも思い出しますね。農業生産額は1億5,000万円と言いますが、この1億

5,000万円のお金は何回も回転をしていくんですね。ですから、経済効果としては何倍もの影響があるんですね。これが鏡石から消え去ってしまうっていうことですね。これはもう大変な問題であるってことを、皆さん、また認識を新たにさせていただきたいというふうに思います。

そこで質問の項目に入ります。

(1)番です。町も地権者同様、その補償を求める資格があるんじゃないかと考えるんだけど、現行の法制上がどうなっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今般の遊水地事業につきましては、河川法や土地収用法などの法律により行う公共事業でございまして、遊水地事業区域内に存在する道路や水路、集会施設や上下水道施設などの町有資産、財産につきましては、基本的に公共事業の施工に伴う公共補償の対象となります。補償の方法につきましては、金銭補償のほか、国の工事による機能回復などの手法も考えられますので、詳細につきましては、今後、国との協議を進めてまいります。

なお、この広大な面積が国の土地になることに伴い、町として失われる固定資産税分の減収や、遊水地計画内の農地において生み出していた農業生産の経済的損失につきましては、引き続き、国に強く求めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 一生懸命ぜひ頑張っていたいただきたいものだと。これは成田住民の問題だけじゃなくて、町の命運も非常に大きく関わっている問題だと思うのであります。

次に、2つ目の、いわゆる、前、私も成田の説明会で聞いたことあるんですけども、ほかの国有資産などについては、所在自治体に納付金が入ることになっているんですけども、ダムなどにはないということでありまして。これは、成田の説明会で私が聞きました。

そこで、我々は、これだけの事業を、主に下流のためにやっているんですよ。郡山などが大変な被害を受けました。人的な被害を受けました。だからやっているんだと、それを避けるためにやってるんだっていうふうに思うんですね。鏡石にだけ来ないためにするんだらば、あの阿武隈川の堤防をスーパー堤防にすれば下に流れるわけですからね。それをやらないで130町歩の土地を水底に埋めてしまうという、どうもあきれとしては大変大きな迷惑なことをやるわけですね。それで、私は下流のために130町歩の土地を国に提供するとい

うことだと思うんですね、結局は。それは町内の洪水防止のために、上流にもう一つの遊水地を造る要求を提案してはどうかということをご提案したいわけです。と申しますのは、先日も成田の住民の命と言いますか、守る会というような昔の区長をやっていた滝口さんが会長やってるんですけども、この人が主催する会に町も出ていただきましたけれども、国、町の役人と、いわゆる、新たな転出地の選定と言いますか、そういう意見をつくっていく場でもございましたので、私も、吉田孝司特別委員会の委員長と一緒に参加をさせてもらって、いろいろお話を聞いたんですね。

そしたらば、あの転出地の図面を見ていて、あれですよ、住民から出たのは、その区域の外になった地点に非常に危ないところが残ったって言うんですね。どこか行っていったら、具体的に、陰で悪く言ったってしょうがないから、鈴川とそれから諏訪池川が合流する地点に滝口さんという家があるんですね。この人の住宅が非常に危険じゃないかって。鈴川も大水が来る、諏訪池川も来る。こういう時に滝口さんの家は危ない、何でここ入れないんだってというふうな発言を聞いたんですね。なるほどって思ったんです。そこからこの問題が出てきたんです。この辺をどう思っているか、回答をお願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、私も、4月下旬から8月上旬に3日間開かれました地権者の説明会に同席をさせていただきました。貴重なご意見をいただき、大変勉強になったというふうなことを記憶してございます。その中でも、先ほどお話が出てまいりました点につきましても承知はしてございますので、きめ細かく対応してまいりたいというふうに思っております。

それでは、ただいまご質問いただきました件についてご答弁を申し上げます。

国有資産、いわゆる特定の国有地を所有する自治体に対しましては、国有資産等所在市町村交付金法という法律により、国から交付される制度がございます。今般の遊水地整備により、買収に伴い国有地となる成田地区のこの130町歩の土地について、この公金が該当になるかどうかについては、現在、関係機関に再確認を行っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今般、3町村に整備される遊水地については、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけされているものでありますが、昨今の異常気象により、日本全国においては、大雨による洪水被害が多発してございます。河川においては、国により河川ごとに長期的な計画を定めた河川整備基本方針に沿って、おおむね30年間の具体的な整備内容を定めた河川整備計画が策定されており、阿武隈川も、この計画に基づき、河川整備が行われております。上流にさらなる遊水地の整備につきましても、この河川整備計画の見直しも含め、国に要望

していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これもぜひ、執行の努力をお願いをしたいと思いますのですが、今の問題と関連をするんですけれども、そのために、いわゆるその滝口さん宅周辺のあの辺は、通称成田の人たち、峰岸になってるけれども、この辺一帯の洪水を防ぐために、やはり上流の羽鳥地域の一番東側に、もう一つ遊水地を造る提案をすべきではないかということをお願いを申し上げたいんですが、これはどうなっていますか。どう思いますか。お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問は（3）のご質問ということで、そちらにつきましてご答弁を申し上げますが、鏡石駅東第1土地区画整理事業の事業計画においては、県道南側の第5工区に調整池を設置する計画となっております。遊水地計画と区画整理事業は、事業者や事業手法が違うということではありますが、この区画整理事業地内からの雨水などは、高野池や鈴川を經由し、最終的に阿武隈川に流れ着く流域でございます。

今後も、気候変動により、さらなる水害の激甚化、頻発化も予想されることから、流水全体で、流域全体で水害を軽減させる流域治水は必要であることから、今般の国のこの遊水地整備事業の中でどのような対応ができるものか。できない、できるかも含め、国に要望してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、これもお願いをしたいんですけれども、今のと絡んで、今までの経験では、例えば境地区の開発で、私はあの開発の計画でこう言ったんですよ。これだけの住宅団地造成して、農地を潰してやったんですからね、調整池は要らないのかって聞いたならば、あの下に、仁井田のところに、高速道路の向こうに、何て言う池だか、池があるんですよ。この池があるから要らないんだと。

それから、もう一つは、鏡田の、今のあれは毘沙門のジャッキを作ってる、あの会社を誘致したときも、池は造んなかったですよ。何でって言ったらば、この下の池があるからだというふうに言ったんです。だから、池があれば遊水地は要らないんだという認識があるんですね。そしてまた、今町長が言ったような調整池というのは、下に遊水地、大きいものが

あれば要らないんだよ。だから、工業団地に今造れば、あそこ高値で買った土地もありますから、もったいない。下の農地は、今かなり値打ちが暴落しておりまして、あの農地ならば、そんなに工業団地の一部のようにお金がかからなくてもできるのではないか。それをやっぱり進めるっていうのはどうかという提案でございますので、もう少しまともに検討していただきたい。

これは、要望で、次に進みます。

駅東開発の準工地域の開発促進についてでございますが、ここに述べていますように、成田で大量の働く場所が失われるわけですから、ぜひ、ここに働く場を、前から予定はあるわけですからね、早くつくっていただいて、工事を予定してもらおうということが、ぜひ、必要じゃないかっていうふうに思うんですね。

そして、そこで具体的な問題に入ります。

(1) 番です。新しく町長が交代したこの機会に、思い切って町は今まで開発が放棄された問題点にメスを入れ、この間の地価値下がりも加味し、現在の売却可能な地価で計算して、赤字額はここで町の損失として、いわゆる損切りをしてですね、開発して販売するべきではないかということでございます。まあ貸地として企業を誘致する方法もあると。これは、どちらでも選んで進めてもらえば結構だと思いますが、なぜこの開発が進まなかったって、もう少し執行の皆さんも、議員の皆さんも考えていただきたいんですね。これは町が、前の元町長の木賊政雄氏が、重大な過ちをやったんです。それはなぜか。我々が、あの地価の判断を説明したんですね。役場の用地、今の健康福祉センターのところに役場を造るに当たって、土地を7町歩ぐらい集約をしなくちゃならないと。

そのときの換算を全部やったんですね。新しい土地の価値と古い土地の価値を、こう評価を、それぞれ評価して大変お金かかっているんですよ。そうしてやったんです。そのときにやったのは、県道に面しているところが高いと、県道から離れているところは安いと。そして、市街地に近い西側高くて、東側が安いということですね。それにもかかわらず、木賊元町長は、この一番予冷庫に近いほう、今安くなるわけですね、市街地からも遠い、県道からも遠い。そういう土地を同じ値段で買ってしまおうって過ちをやったんです。ですから、この開発やれなかった。やれば膨大な赤字が出るんですよ。650万円でみんな買ったんですね。それが、今中学校の前の土地も650万円、予冷庫の前も650万円。重大な過ちの基礎の改革をやってしまったんですよ。ですから、これを工業団地と言って開発すれば、町はべらぼうな損害が出るんですよ。それを恐れて手をつけなかった。遠藤町長も、それを見ていましたからやらない。やれば、自分が痛手を負うんですね。これは、工業団地やってこれだけの赤字を出したとなるんですから。これできなかったんですけれども、思い切って、これはこういう間違いを元町長がやっちゃったから、この尻拭いをやるという、そういう前提に立った開

発をしないと、進まないんですよ。それを、町長だけの、新しくなった町長だけに責任負わせるわけにはなるまい。町も議決をした責任があるわけですから、議会だって、これは批判することができないんですよ。思い切って、ここはやってかなくちゃならないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問へご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成12年8月の事業計画認可から、22年が経過しております。事業が遅れた要因として、平成15年に着工した矢先に、国の三位一体改革により普通交付税が大きく減額され、投資的経費の削減が余儀なくされたことにあります。しかし、現在は第1工区の売地が完売し、平成30年の事業計画変更で国の補助金が、当初より増額となったことで、事業は順調に進捗しております。

県道南側の町有地につきましては、区画整理の手法で土地をまとめまして、企業が求めやすいようにして販売することが可能ですので、販売額の検討と併せて、貸地にして企業を誘致することを含め、どのような形にしていくか、担当課と連携しながら、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 大分、時間が迫ってしまったのではしよって言うしかないんですけども、これは、そういうきれいごとでは済まないんですよ。大きなこの膿があるんですよ。なぜ、ニプロが土地欲しいって、社長も、工場長も見に来たんですよ。遠藤町長、案内したんですよ。何で進まなかった。その後、私、聞いたの、全協でね。どうなった、あの問題、聞いてないんですよ。ニプロの社長と工場長案内したんだから、その話はどうなったんですか、会社のほうではって言うことを聞かなくちゃならないのに、何にも聞かない。分からないと言うんです。何をやってるのか、全くやる気がなかった。

なぜかっていうと、やればすぐ膿が出てきちゃうんですよ。膨大な赤字が出るんですよ、そんな値段で売れるわけがないんですよ、あの土地は。だからやらない、やる気がなかったんですよ、初めから。初めから終わりまでやる気がなかったんですよ。だから、このまま何十年そのまま置いても、その膿を出さないと、この問題が進まない。そんなきれいごとでは駄目なんです。

これは、思い切って損するしかないんです。そういうべらぼうな値段で買ってしまったんですからね。元町長が買ってしまった。これは紛れもなく誤りだったんですよ、大きな。も

うそんな値段でなぜ中学校の前と予冷庫の前が同じ値段で買えるんですか。これはね、ある議員の策謀なんです。この元議員の、ボス議員の策謀で、その議員は議員辞めてからも、交通安全協会の会長なんてやって町長室に入り浸って、町長を攻めたんですよ、元町長をですね。そして、買わせたんです、その値段で。

それで、この町は大きな荷物をしょい込んでしまったんです。これは、はっきり膿を出す、それ以外にあの問題が進むことはない。それは、あそこで土地を買収して工場用地を造ろうとするでしょ。そうすると、周りに残っている民地があるんですよ。この人たちは隣の土地が650万円で売られているんですからね、そんなべらぼうな安い値段じゃ買えませんよ。思いっきり評価をし直して、こういう値段ですよ、元町長が誤って買ったけれども、これだけの評価しかありません、不動産鑑定をかけてですね。そして、農家の皆さんに明らかにして、これはやり直さないと進まない、こう思うんですが、どうですか、町長。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、都市建設課長が御答弁申し上げた中で、本事業につきましては平成12年の8月からの施工で動いているというような状況を説明させていただきました。いわゆる二十数年過ぎている事業でございまして、過去のお話は11番議員のご見解のとおりかというふうに思いますが、私は、これから住民のためにどうあったらいいのか、そして56ヘクタールの中で、工区分けをしながら今まで進めてきたという実績はございますので、残る準工地域26ヘクタールについて、今のご意見も大変貴重なご意見でありますので、思い切った形で進められればいいのかというふうにも思います。検討させていただきます。ご答弁と代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 木賊新町長、大変ですね。謙虚に答弁をいただいているので、私も感心しております。ぜひ、そういう視点で改めて見直さないと、この土地は、年中草刈るためにお金をつぎ込むだけで、地価は年々下がっていくわけですから、これは早めに膿を出して進むような、そういう施策ですね、一長一短にはいかないでしょうけれども、ぜひお願ひしたいと思います。

もう一つ、3番目の企業誘致の促進、ここにも成田遊水地が出てきますけれども、やっぱり働く場1億5,000万円の収入が上がった、その土地が失われるわけですから、働く場をつくってもらわなくちゃならない。そのために、企業誘致を促進をしてもらわなくちゃならない。そのために、やはり今、副町長が、昨日の一般質問の議論の中でも、企業誘致に尽力し

た実績があるということをお伺いしましたので、ぜひ、その能力を活用していただきまして、産業課に企業誘致専門の担当室を設けていただき、職員を配置していただきたいということで、一緒に、この問題を副町長も取り組んでいただきたいということをお聞きしたいんですけども、いかがでしょう。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田地区遊水地整備事業により、農業を離農する方もいると考えられます。その方々も含めまして、雇用の場の確保は、大変重要なことと認識しております。

現在、企業誘致業務につきましては、産業課の振興グループというところで、ほかの業務と兼務で行っているところであります。今後、実際に工業団地整備の動きが出てくれば、専門に業務に当たるような職員の配置が当然必要になってくるかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） あんまり時間がないので、はしょってやっていくしかないんですけども、ぜひ、これは本気になって取り組んでもらって、自治体によっても、最近ですね、須賀川が大変な企業誘致に成功しておりますね。元未来博の会場だったテクニカルリサーチガーデンですか、あそこに世界的な企業が、何か遺伝子組換えか、遺伝子組換えはまだ議論があるんですけども、それはさておき、そういう先端科学の会社が誘致が決まって、大変たくさん土地が売れるそうであります、隣町として、ここの人たちも通勤できる範囲ですから、大変いいことだと思いますが、こういう手法なども、ぜひ、お隣ですから行って学んでいただいて進めていただきたいと思います。

4番目、米余り対策の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 円谷議員、（2）は。

○11番（円谷 寛） いいです、それは。

○議長（古川文雄） はい。

○11番（円谷 寛） そういう要望ですね。

4番は、米余り対策の取り組みについてですけども、これ大変びっくりしたニュースがある本で読んだんですけども、その本がどこへ行ったか分からないものですから、農林水産省のホームページで検索したんですけども、これ、このとおりだと言うんですね。1967年と68年、当時の米1,440万トンだったと思うんですけども、これが今は半分になっているんだそうですね。半分になって、さらに米が余って、どこの米屋、米穀商の倉庫にも米

が満杯。農協もそうだとということで、これは、やはり米の消費がそれ以上に減っているってことです。これゆゆしき問題だと思うんですね。これを解決するために、やはり、いろいろ取り組むべきではないかということで、まず（１）に入りますが、小麦粉は大幅に上がっているんですね。しかし、米は余っているってことで、米の粉、米粉の利活用を学校給食などで考えてはどうかということで、まず１点お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の学校給食では、現在、週３回は米飯給食、２回はパンや麺での完全給食の提供をしております。

ウクライナ戦争等の影響によりまして小麦粉の値段が高騰しておりまして、昨年度と比較しても、パン１個当たり約２円程度上昇しております。米粉の利活用ということでございますけれども、そういう状況にありまして、まだ米粉のほうが、小麦粉よりもはるかに高い状況であります。概算でございますが、現在の小麦パンを１回米粉パンに変えますと、その１回当たり町で４万円以上高くなるという計算になります。そのため、学校給食としては、米粉を小麦粉の代わりに使用するまでには至っていないというところであります。

しかしながら、米粉につきましては、グルテンフリーなどのアレルギー対応などにも有効ですので、米粉パンの利活用を月１回から年数回など、工夫しながら提供している地域の実情等をしっかりと情報収集して、子供の健康増進という学校給食の目的に沿って、米粉の利活用を探っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、お願いしたいと思います。

２点目は、やはり、玄米とか発芽玄米などの普及の推進はどうかという点についていかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

玄米は、食物繊維、ミネラル、ビタミンが多く含まれ、健康増進に有用であることが知られていましたが、一方で、炊飯に二度炊きや圧力釜が必要となるなど、食味に問題があることから、一般家庭の普及は不十分な状態でした。近年ですが、各種の技術革新によりまして、炊飯が容易な玄米や、僅かに発芽させることで食べやすくした発芽玄米などが開発されまし

て、農林水産省のほうでもシンポジウムなどを行いまして推進されているところでございます。

本町におきましても、健康増進の大きな柱として食育を推進しておりますので、玄米の効用についても、今後、町民の皆様への情報提供、さらには周知を図っていくことといたします。また、栄養バランスの取れた食に関する知識を高めるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、本気になって取り組みをお願いしたいと思いますね。これは、今、ファンケルっていう健康食品など売っている会社で、玄米の乾燥したやつ、発芽玄米の乾燥したやつを売っているんですけども、大変これ何て言っても、おいしいんですけども値段が高いという障害がありますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

（3）番は、地域おこし協力隊が、この点での活用ができないのか、この辺についてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、本町における地域おこし協力隊は、3名おります。

町の地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援をしていただいております。内2名の方は、食をテーマにまちおこしに貢献していただいております。

本年1月に着任後、1つの例として、町の特産品を使用した商品や、岩瀬農業高校と連携し、JGAPの認証を受けている卵を使用した商品を開発しました。今後は、町民を対象にした料理教室を開催する予定で、現在、準備を進めているところであります。今後の活動の中で、米をテーマに事業展開ができないか、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、かんかんてらすについては、令和2年から米粉を使用したシフォンケーキやスコーンを開発、販売し、大好評をいただいております。今後も、米の消費拡大を図るため、連携を取って協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、取り組みの強化をお願いしたいと思います。

次に、結婚相談所ですね、前にやったんですよね。私も相談所の一員だったこともあるんですけども、これもやはりやっていかないと、少子化に対して、女性の生涯特殊出生率そんなには下がっていないんですね。それ以上に指数が減ってるのは、未婚者が増加してるってことですね。家のそばも、嫁さんいなくてこの代限りなんて家がいっぱいあるんですよ。本当にゴーストタウンになっちゃうんだよね。何とかして、やっぱりこれは町のためにぜひ取り組みをお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

未婚率に関する統計資料の1つとしては、国勢調査が挙げられます。令和2年調査時点で、当町の未婚率は25.5%と、平成27年と比較しまして1.3ポイント上昇しております。内閣府が公表しました令和2年度少子社会に関する国際意識調査報告書では、結婚、同棲、恋人は、いずれも必ずしも必要ではないと回答した割合が39%と、非常に高い割合の日本人が、生涯独身を選択する傾向にあります。

結婚相談所については、時代の変化とともに、個人の価値観やプライバシーの問題もあり、廃止した経緯もあります。一方、県の「ふくしま結婚・子育て応援センター」、そちらに結婚、妊娠、出産、子育てのことで手助けを必要とする世話焼き人として、相談員のボランティア登録をされている方もいらっしゃいますので、まずは、そういった方々のご活用をしていただければなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） もっと深く踏み込んだ質問をしたかったんですけども、時間がありませんので、進めます。

町民プール「すいすい」の改善について。

私は、この町民プール造るときから、町に対して、矢吹方式というものを、いわゆる温泉の熱を活用してプールやジャグジーの温泉を供給してやるべきでないかと言っていたんですが、やらないままに。これは当時は30円くらいだった、リッター灯油価格が。今は100円を超しているんですね。さらに、地球温暖化のためにも、この大量の毎日ドラム缶で6本も7本も灯油を燃やしているこの状況は、やはり改めなくちゃならないという考えですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 円谷議員、今のは6の（1）でよろしいでしょうか。

○11番（円谷 寛） そうですね。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） おはようございます。

11番議員のご質問に答弁いたします

町民プール「すいすい」としては、ご存じのように、灯油を活用した形で暖房を行っております。ご質問にあったように、須賀川市のほうで、温泉を施設ということで整備しているという情報は、前の全員協議会のほうとかでもお聞きさせていただいています。そちらのほうを、まず最初に答弁させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

須賀川市では、現在、翠ヶ丘公園内に温泉施設につきまして、老朽化した老人憩の家を解体しまして、その跡地周辺3ヘクタールを新たな温泉施設と飲食物販施設の収益施設として整備し、さらに付随の施設としまして多目的トイレ、運動広場などの特定コミュニティー施設の整備を進めております。この整備手法につきましては、ご質問ありますように、公募設置管理制度を活用した事業となっております、公募で選ばれました株式会社アオイエが事業主体となりまして、新たに温泉施設とカフェ施設を収益施設として整備しております。それと併せまして、周辺の公園施設も整備し、その管理運営を担うものとなっております。

このような事例につきましては全国的にもございますので、ご提案がありましたように、こちらメリットにつきまして、住民サービスの向上や公的財政負担の軽減、さらには公園の有効活用を図れますので、今後、町民プールの大規模改修や周辺整備のことになりますとは、公募設置管理制度を含めた様々な制度を活用して、設置運用費用を削減しながら、さらには維持管理についても経営を進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私が何でこの問題にこだわるのかというと、私、作る前から、矢吹方式っていうものを取り入れて、業者を呼ばって勉強会やって、これ絶対これはいいと。50度以上の温泉は鏡石でも出ると、業者もはっきり断言しました。出ない場合は、成功報酬方式で、運搬費、機械の運搬費くらいでいいんだというようなことまでおっしゃいまして、文書で、私が事務長的な役割をやっていました。会派7人いましたね、そのときは。全員で議員は16人の時代ですけれども、その申入れをしたんですけれども、全く無視されてきたんですが、矢吹のですね、矢吹の介護保険料をです。矢吹は当時造ったとき、60歳はただで入れていたんです。そして、ジャグジーに温泉を供給したからプールで泳ぐとか歩くとかでなく、ただ温泉に入るお年寄りもいたんです。そのために、介護保険料が月1,200円も安かった、鏡石と比べて、同じ暮らしで。ぜひ、検討をお願いしたいと。時間ですので終わりますが、

答弁をお願いします。答弁してください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁いたします。

町民プール「すいすい」につきましては、健康増進の面もありますし、スポーツ振興という面もございます。そういう意味では、料金を取りながら、徴収しながら行っているところでもあります。

矢吹方式につきましては、温泉を活用した中で、高齢者の健康増進を目的としてやっているということでお聞きしております。そういう意味では、矢吹方式、さらには今後新しい技術も導入されていきますので、そちらを加味しながら、先ほど申し上げたような制度も活用しながら、プールの大規模改修に当たっては精査していきたいと思っております。そうしながら、町民の利便性を取れるような施設として、引き続き、改善していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○11番（円谷 寛） ぜひ取り組みをお願いします。

じゃ、一般質問を終わります。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄） お諮りいたします。

議会運営の都合により、明日9月9日から9月15日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から9月15日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時00分

第 4 号

令和4年第13回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号の追加1）

令和4年9月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第250号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第253号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第254号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第255号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第 8 議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 発議第 8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第11 請願・陳情について
総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長報告
成田地区遊水地整備事業調査特別委員長報告
- 日程第12 総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第13 産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第15 発委第 1号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出につ
いて
- 日程第16 発議第 9号 「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及
を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第17 産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について

追加日程第18 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出に

ついて

- 追加日程第19 意見書案第16号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を
求める意見書（案）
- 追加日程第20 意見書案第17号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解
取り消しを求める意見書（案）
-

出席議員（11名）

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	橋 本 喜 宏
税務町民課長	倉 田 知 典	福 祉 こ ど も 課 長	柳 沼 和 吉
健康環境課長	大 木 寿 実	産 業 課 長	菊 地 勝 弘
上下水道課長	大 河 原 正 義	都 市 建 設 課 長	吉 田 竹 雄
教 育 課 長	根 本 博	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 会 長	圓 谷 康 誠	農 業 委 員 会 会 長	菊 地 栄 助
農 事 務 局 長			
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	緑 川 憲 一	主 事	本 田 真 子
-------------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄） 初めに、追加議案2件が提出されておりますので、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） おはようございます。

第13回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）。

追加になった日程のみ報告いたします。

日程番号第15、発委第1号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について。

第16、発議第9号 「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及を求める意見書の提出について。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、議事日程（第4号の追加1）により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第4号）及び報告に対する質疑、討論、

採決

○議長（古川文雄） 日程第1、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔決算審査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（決算審査特別委員長 吉田孝司） おはようございます。

それでは、当委員会に付託されました認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、特別委員長として報告を申し上げます。

皆様方のお手元の配付資料、報告書をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

令和3年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、吉田孝司。

令和3年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

以下、要点をお話を申し上げます。

開催月日、令和4年9月12日月曜日、9時56分から17時2分まで。出席者、委員全員。
開催場所、議会会議室。

9月13日火曜日、9時55分から17時14分まで。出席者は委員全員及び議長。開催場所は同じく議会会議室であります。

9月14日水曜日、9時57分から15時19分まで。出席者は委員全員であり、開催場所は同じく議会会議室であります。

いずれの日におきましても、町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員よりご説明を賜りました。

当委員会に付託されました認定第4号 令和3年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算でございますが、こちらの会計全てについて、委員会においては全会一致で認定すべきものと決しました。

これにつきましては、重ね重ねになりますが、町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った上、全会一致で認定すべきものと決した

わけでございます。

当委員会から意見として申し上げます。諸政策の見直しを行いながら、できる限りの圧縮に努め、健全財政の維持を図ってほしい。上水道事業については、流動資産と流動負債で算定されるため、予算の適正管理による現金支出及び債務の管理に努めてほしい。

なお、主な質疑、意見は、別紙のとおり報告させていただきます。

以上、決算審査特別委員会委員長としての報告を終了といたします。

○議長（古川文雄） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算は、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがいまして、認定第4号 令和3年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第250号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第2、議案第250号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第250号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、県営高久田ほ場整備事業地内ため池浚渫設計業務委託料の増、町道成田411号線舗装修繕工事費の増及び鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事業費変更に伴います一般会計繰出金の増並びに繰越金の整理に伴う補正予算などごさいまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,806万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億451万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

16ページをお開きください。

第2表、1、変更といたしまして、起債の目的の緊急浚渫推進事業費につきまして、限度額を470万から1,600万円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、20ページからの事項別明細書に基づきましてご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 29ページの7目のほ場整備事業費でため池の浚渫となっておりますけれども、これは全部起債なんですね。地方債ということになっておりますけれども、これは私の記憶では成田地区では基盤整備事業の中でやって補助費をもらったと思ったんですけれども、今回、地方債でやるという理由とその内容。後から交付税算入とかあるのかどうかお聞きします。

それから、31ページ、3項の都市計画費の4目公園費の中で、鳥見山公園ベンチ設置工事ですけれども、160万ということでもかなり金額が高いですけれども、これは場所はどこにあって、あとその内容です。ベンチのどういう内容かお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

ため池の浚渫設計業務委託ですが、今回、ほ場整備事業とは別に切り離した形で、地方債を活用して、今回、先に行うということで、この地方債は100%充当率ということで、そういった優位な率なものですから、こちらを選択したという内容でございます。これは後で交付税措置は、特にはそういった措置はございません。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 質疑にご答弁申し上げます。

公園費の中の鳥見山公園のベンチの設置ということで160万円を上げさせていただきました。詳細につきましては、予算の中で4基から5基の設置を計算してございます。場所につきましては、主に鳥見山公園の真ん中の山林に面しております公園内の道に3基ほど考えてございます。あと、多目的広場と野球場の間の通路にも設置を考えたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の再質疑を認めます。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） もう一度ため池の関係をお尋ねいたしますけれども、先ほど交付税措置はない、ゼロということですよ。ということは、最終的には一般財源の持ち出しですよ。そういうことで、基盤整備事業の中の事業としてやらない理由をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行部の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

先ほどの回答を訂正させてください。交付税措置が70%ございます。大変失礼いたしました。

今回、この事業を活用するというのは、やはり圃場整備で行いますと、当然、町の負担金、あるいは地元負担金、そういったものもかさんできますので、そういったことを加味した上で、この起債を活用して実施するというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから幾つかまとめて質疑をさせていただきます。

ただいま小林議員からも質疑のありました緊急浚渫推進事業費に関することですが、今回、1,130万円の増額ということで、地方債補正ということで16ページに載っているわけでありましてけれども、この名目の中に緊急というふうについております。ため池の浚渫に関する費用だということは分かったわけでありましてけれども、この緊急とついているものを適用する緊急性ないしはこの意味、この辺を教えてくださいというものがまず1点でございます。

あとは、幾つかあるものですからちょっと失礼しますが、21ページ、今回の新型コロナウイルスのいわゆる地方創生臨時交付金、また1,073万、国からもらえるわけですが、これは何の用途に使った、あるいは使うものなのか。この辺の内訳、用途の目的をお聞かせいただきたいのと、あとは、いつもおなじみでお聞きして申し訳ありませんが、25ページ、今回、前年度の繰越しの半分を財政調整基金に積み立てるわけですが、積立て後の基金残高が幾らになるか。そして、25ページの上のほうで地域おこし協力隊事業で、今回、スポーツ指導者関係、そういったものを募集するんだというふうな説明も前にあったのを覚えているんですが、これ、業務委託をすると。そういった方々を募集するに当たって、要するに皆さん方、役場執行で直接募集するわけじゃなくて、業務委託をかけるという話になっているものから、これ、どんな形で募集するのか。この業務委託の内容を教えてくださいと思います。

また、27ページに放課後児童クラブの人件費が載っております。報酬、職員手当、共済費等々だと思うんですが、これについての内容をお聞かせいただきたい。これは新規で誰か雇い入れたのか、それとも何かしらの理由で増額になったのか。もし新規で雇い入れたとするならば、それなりの理由がやはり必要かなというふうに思いますから、その辺を明示していただきたい。

そして、31ページですが、これは後で駅東の特会のほうで説明があると思うんですが、要するに一般会計から特別会計のほうに繰り出しを5,400万行くと。これについては、この5,400万円の使われる目的。繰り出した目的は何かということ。その辺をご答弁願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員のご質疑に答弁申し上げます。

先ほどの圃場整備関係の緊急浚渫推進事業でございますが、今回、この事業は農家の下流

のための事業でもございます。ほ場整備事業で実施しますと、まだ実際、圃場整備の工事には入っておりません。今年度、今設計している段階でございます。今後、工事とかそういったもろもろをするに当たっては、圃場整備というものは長い年月がかかってくるということなので、いち早くこの事業を実施して、農家のために行うという内容でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（古川文雄） 総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、21ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途でございますが、歳出のページで申し上げますと27ページの下の方にあります二小の放課後児童クラブのほうに33万円、29ページ、園芸農家の支援のほうで210万円、31ページ、鳥見山のトイレ改修とベンチの改修で780万円、最後、33ページに陸上競技場の空調工事で50万円という形で、こちらにありますように1,073万円でございます。内容につきましては、コロナのほうにつきましては、今般、一番最初にやりましたのがウィズコロナ・アフターコロナということで、ウィズコロナに関しては、この二小の児童クラブのように消毒液とかの衛生用具、アフターコロナにつきましては、鳥見山のベンチとかトイレ改修で、トイレは衛生部分に入りますが、ベンチとかで、やはり巣籠もりによります運動不足解消とか、そういうような目的で使わせていただいていると。陸上競技場につきましても、空調のエアコンですので衛生関係のものでございまして、あと今般、農業のほうにつきましては、物価高、燃料とかの高騰、そちらのほうにも使えるよというやつが4年度になりましてオーケーになりましたので、そちらのほうで使わせていただいているということでございます。

もう一点につきまして、25ページのまず上のほう、地域おこし協力隊の募集ということで、今回、スポーツ関係のサッカー関係の技術者を予定しているんですが、こちらの委託の理由ですが、この地域おこし協力隊、誰でも来れるというわけではなくて、福島県の市町村の内容によって募集地域が限定されております。ですから、例えば長野の人がぼろっと来るといふわけにはいかななくて、3大地域といいまして、いわゆる3大都市圏、中部、首都圏、あと大阪のほう。ですから、東京とか神奈川とかそういうところからの募集でないと特別交付税が受けられないので、そのような形で、そちらになりますと、ここで募集のハローワークとかそういうのをかけてもなかなか集まらないので、そちらのほうに委託をかけて募集させていただきたいということの経費でございます。

25ページの下の方の財政調整基金の積立金につきましては、決算書のほうに年度末の残高がございまして、これが12億4,351万3,000円でございます。こちらのページに歳入としまして、22ページの基金繰入金として財政調整基金4億1,354万3,000円繰り入れる予定でございます。

す。ですから、実際にはまだ繰り入れていませんので、残高としてはそこを入れるかどうかというのは迷うところですが、基本的にもう繰り入れる予定ですので、そちらを差し引きまして、さらに今回、財政調整基金の6,300万を足し上げますと、約9億弱ぐらいになるかなというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

27ページの下の方ですが、放課後児童クラブ関係ですが、この第一小の放課後児童クラブにつきまして、支援を要するお子さんが10名ほど在籍しております。これらの安全確保とか、あとは、1人に1人付きっきりになっておりますので、これらの補填をするために、今回、新規で1名を採用するものでございます。いわゆる給料、社会保険料、あと通勤手当を計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

都市計画費の土地区画整理費の繰出金5,400万円でございます。これにつきましては、駅東第1土地区画整理事業への特別会計の繰出金ということでございます。中身につきましては、今現在、第3工区として整備しております健康福祉センターの周辺、現場を見ていただくと分かる通り、その道路がある程度出来上がっております。道路につきましては補助事業等で進めております。それに伴いまして、併せて最後の舗装を実施する前に、舗装を傷めないように、それに合わせまして造成の盛土の工事をやりたいということで、今回繰出金を上げさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと今の説明のついでに、第3工区の駅東開発の問題ですけれども、大変立派な県道に歩道が造られているんですね。あれは県のお金でやるのか、それとも区画整理の事業で町がやるのかなという気も、見て思っているんですけれども、その辺の財源というのはどういうふうになっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、28、29ページの農業振興費の中で、29ページの上段の説明欄です。区分とし

では18節負担金、補助及び交付金の中で、鏡石町農業振興事業施設園芸農家支援事業補助金210万ほど計上されているんですけども、これはどういう種類の何件の農家にこのような補助金が出ているのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

現在進めております駅東第1土地区画整理事業でございます。ここに面しております県道でございますが、これの歩道の整備も土地区画整理事業と一緒にしております。これにつきましては、その歩道整備につきましても補助事業として実施しておりますので、県道の今歩道を広げているところにつきましては町の事業ということで、土地区画整理事業の中で一緒にやっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

29ページの施設園芸農家支援事業補助金でございますが、今般の燃料高騰に伴います補助金でございます。こちらは内訳としまして、イチゴ農家が11件、キュウリ農家が10件分ということで、合計21件分。ただし、この補助金については上限10万円として補助をするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第250号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第251号及び議案第252号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第3、議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま一括上程されました議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。35ページをお願いします。

初めに、議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和3年度会計の決算に伴う繰越金の確定による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,943万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、40ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典） 次に、45ページをお願いします。

議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和3年度会計の決算に伴う繰越金の確定による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万8,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,021万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、50ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（倉田知典）** 以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第251号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（古川文雄）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第252号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の

件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第253号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第5、議案第253号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第253号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の54ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入は、令和3年度会計の決算に伴う繰越金及び令和3年度の実績による介護給付費の国庫負担金及び県負担金の増額、歳出につきましては、介護給付費準備基金への積立て及び国・県等の実績による返還金、一般会計繰出金等の増額による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,901万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,412万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、60ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 以上、議案第253号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 質疑をさせていただきます。

歳出面ですが、歳出といいましても介護給付費準備基金への積立てということで1,034万9,000円の積立てになるわけですが、毎回聞いて申し訳ありませんが、積み立てると基金は

残高幾らになるのか。これ、名前からすると、ちょっと私も例規集を見たんですが、例規集の中に記載が私見つけられなかったものですが、もともとこの基金はどんな目的でつくられているのか。名前から私が推測するには、これから高齢化が進んで、いわゆる介護給付費がどんどん爆発的に増加するというを見込んであらかじめつくられたんだと思うんですが、せいぜいこれを足しても、私、残高の金額は分かりませんが、数千万ぐらいためても、ほとんど焼け石に水だと思うんです。ですから、この準備基金というのはこれからもっとしっかりためていかなきゃならない。今回は補正でこれだけ積むわけですけど、今後のこの介護給付費準備基金の在り方について、そういったところもお尋ねを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行部の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

介護保険給付費の準備基金でございますが、目的につきましては、介護保険の事業計画、現時点だと令和3年から令和5年までの3年間の事業期間におきまして、サービスの給付費支払い分を想定しまして、保険料と、あと国・県等のそれぞれ負担分とかを算出しまして、3年間の中で歳入歳出それぞれゼロになるということがこの介護保険の一つの目的でございます。それで、1年目につきましては支払いに対して保険料等のお金が若干余ると。2年目につきましては、そういった関係がプラマイゼロ。3年目につきましては、それが不足するというような想定におきまして、この準備基金のほうでそれらの財源の補填をするというのが一つの目的でございます。現時点におきましては、決算書には5月末時点での1,890万残高があります。補正いただきまして、1,030万ほど補正になるということで、これを積み立てたとすれば2,930万ほどの残高になります。あと、今後の給付費の関係でありますけれども、これらによっては、これがまた年度内で増減もありますので、現時点での数字ということでご答弁申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 重ねて質疑をいたしますが、今、課長から丁寧な答弁をいただいてありがとうございました。そうしますと、この介護給付費準備基金、私も勉強不足で申し訳ないですが、3か年分の介護給付費について最終的に補填する、その財源になるものだというふうに理解したわけですが、私はこれ、自分の考えを述べていいのかどうか分かりませんが、やはり今後増大するであろう介護給付費に対する本当の意味での準備基金というもの

をやはりつくっておく必要があるのかなど。もちろん介護保険ですから、保険制度というのは保険料が財源の一番主になって、その下でやるのが当然だと思っておりますけれども、しかし、結果的にはこういう形で補填しなくちゃならないというわけになりますから、そういう長期的な視点はないのかどうかお尋ねしたいのと、例えば今回、我々議会の中でも一つの条例案を出させていただきましたが、そういうものを例えばやるとなった場合に、財源がやはり必要です。いわゆる家族等への支援のための財源です。そういったものを、こういった基金を活用してできないかどうか。この可能性です。要するにそういう法的根拠といますか。もちろんできると思うんです。特会の中でもできるでしょうし、こういう基金を活用して、基金から切り崩してそういうふうなこともできるんだと思うんですが、その辺の利活用、あるいは今後の3か年だけではなくて長期的に見た、そういう考えでの準備基金、そういったものを考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

介護保険の支払準備基金でございますが、これにつきましては制度上、3か年でゼロにするというような制度でございますので、例えば介護の手当のほうに回すということとはできないというような制度でございます。次の介護保険の計画につきましては、団塊の世代を迎えるというようなこともありまして、財源につきましては国・県・町としましてもそれぞれ確保には頭を痛めているところでございます。あと、介護制度もそれぞれ、その時代、時代によって変化していますので、それらにつきましては国・県の動向を見ながら、貴重なご意見としまして承っておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前11時07分

開議 午前11時11分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第253号 令和4年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第254号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第6、議案第254号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第254号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和3年度会計の決算に伴う繰越金及び土地の売払収入を増額する補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,547万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、70ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（菊地勝弘） 以上、議案第254号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、一般質問などでも駅東の中の工業団地の造成を進めるべきだというような質問をしたんですけれども、ちょっと後学のためにお尋ねしたいんですが、41万5,000円という土地を売って収入を得たというんですけれども、これは何坪あって、それできちんと出てくるわけなんですけれども、坪単価は幾らなのか教えていただきたいと思えます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

面積が521.17平米、単価が800円でございます。現況が山林でございますので、そちらの単価を用いてございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第254号 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、議案第255号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理

事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第255号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書75ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和3年度会計の決算に伴う繰越金及び事業を促進するための工事請負費の増額の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,523万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,180万8,000円とするものでございます。

詳細につきまして、80ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 以上、議案第255号について提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第255号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第256号及び議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま一括上程されました議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書85ページをお願いいたします。

初めに、議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金の整理による歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,261万9,000円とするものであります。

内容につきましては、90ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（大河原正義） 続きまして、議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金の整理による歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,417万8,000円とするものであります。

内容につきましては、100ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（大河原正義） 以上、一括上程されました議案第256号及び議案第257号の提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第256号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第257号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（発議第8号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第10、発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番（産業厚生常任委員長 大河原正雄） ご苦労さまです。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

議案審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告いたします。令和4年9月9日、午前9時27分、午後0時2分、委員全員、第一会議室。説明者、総務課、橋本課長、森尾主幹兼副課長、河合副課長、関根副課長、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について。

審査結果、発議第8号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、発議第8号については、担当課（総務課・福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

○議長（古川文雄） これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第8号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は継続審査とすることに決しました。

◎各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第11、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、陳情第18号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ご報告申し上げます。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年9月9日。開催時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時40分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、橋本課長、森尾主幹兼副課長、河合副課長、関根副課長。

付託件名、陳情第18号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。

審査結果、陳情第18号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第18号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、挙手多数で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対してお尋ねいたします。

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会、漆山ひとみさんの代表になっているこの文面を見て、非常に私は同感を禁じ得ないんです。一体どこを不採択にする、どの文面に問題があったのか説明してください。お願いします。

○議長（古川文雄） 6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ご答弁申し上げます。

委員会におきまして皆様のご意見をお伺いしまして、確かにこの文面の中では否定する部分等についてはないかと思えます。そして、この沖縄を捨て石にしないというところでは、または安全保障政策という大変大きなお題目の中での漆山さんからの陳情でございます。これは、まず政府で議論されるべき問題ではないかなというのがまず第一点。そして、我々地方議会で云々するべきものなのかどうかというところで大変話題となりました。そしてまた、辺野古基地の建設においては、既に4分の1が埋立てをされており、この建設が進んでいる中で、かなりこのマイナス点が日本にとって、また沖縄にとって出てくるのではないかと、このような意見が出ましたので、不採択という結果として執り行うというふうになりましたので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の委員長答弁は全くなっていないです。国民には当然請願権という権限が憲法で保障されているんです。それを、国がやることだからという面でこれを否定するという事は、国民に与えられている請願権というのを全く無視する行為であって、これは絶対許してはならないことなんですね。そしてまた、沖縄の現状をどういうふうに見るのかという認識が問われていると思うんです。一人一人の議員に。沖縄は今どういう状態にありますか。今、中国と台湾の問題で火を噴きそうな状態にあるんじゃないですか。このときに米中対決になれば、真っ先に沖縄は徹底的にやられるんですよ。なぜこういうひどい目に沖縄は遭わなくちゃならないのかということです。それをどういうふうにする。人間としての感情で、沖縄県民がそういうふうには皆殺しにされるような状態の中で、みんなしてそれを黙って手をこまねいて見ているということが許されるのかと私は言っているんですよ。あの沖縄

戦の最終的な組織的な戦闘が終わったのは、あの沖縄の指令部の本部のあった地下壕です。私どももあの地下壕に行って現場を見てきましたけれども、そのときの現地司令官の中将は、沖縄県民はよく戦い抜いた。後世これを高配すべしというふうな遺言を参謀本部に打電して自殺したんです。司令官が自殺する。私は案内のガイドに聞いたんです。戦争の司令官が自殺するということは許されるのかと言ったんです。これは到底許されないとガイドが言いました。司令官は組織をあずかって、戦争をやめとか進めとかと指示するのが司令官だから、それが途中で辞めちゃったらあとはどうなるんだと。これは全く無責任な行為だと。しかし、日本の軍部はそういう司令官の独自の判断を認めなかったです。そのために彼は自殺をしなければならなかったんだと思うんです。責任を取って。しかし、あの壕の中で訴えたんです。沖縄県民は本当によく戦ったんだと。後世これを高配すべしというこの言葉は、我々今十分に考えなくちゃならない時期なんです。特に台湾危機が迫っている。先日、麻生副総理、財務大臣ですか、この人は非常に開けっ広げな人ですね。台湾有事になれば、それは当然日本も戦争になるんだというようなことを言って、いわゆる批判は受けたんですけども、誰が考えてもなるんですよ。沖縄の嘉手納基地というのにはアメリカ軍の戦闘機がびっしりとひしめいているんです。核の保有庫もあると言われているんですよ。それは日本もアメリカの政府も明らかにしないです。それは、核抜き・本土並みという佐藤元総理とアメリカが表向きはそういう名目の中で沖縄返還をやったわけです。それで、佐藤栄作元総理はノーベル平和賞なんかをもらったんですけども、実際これには裏があったということが、毎日新聞の記者が暴露して、毎日新聞の記者は有罪になって刑に服したわけですけども、誰も沖縄の基地の中に核があるということは否定できないんじゃないかというのが現状です。

そういう中で、沖縄だけがそういう戦争の犠牲になるということを我々は全く無関心で、好きにやってくれというわけにいかないと思うんです。やはり今度の沖縄の知事選挙だって、玉城デニーという知事が再選されました。沖縄県民の意思は、何回も辺野古移転に対する、県民としてもあったし、その後の選挙でも辺野古基地反対派が勝利しているわけです。県民の意思は何回も示されているんです。辺野古は駄目だと。そして、アメリカだって、自分が金を出すなら絶対やらないです。それは日本の思いやり予算で、その工事は全部動いとるんです。私はあそこに打ち込まれる杭の数を試算しました。あの本数、具体的な数字は今ここではちょっと出せないんですけども、あの本数というのは北海道から沖縄まで、50メートルに1本で電線というのは間に合うそうです。北海道から沖縄まで電線でつなげるというふうな本数を、あれっばりの基地に打ち込んで、お金をかけて工事をやるわけです。アメリカは絶対自分の金ではやらないです。日本に使わせるからやらせるんです。そういう矛盾のある政策を果たして進めていいのかということです。これは絶対許されない。沖縄県民に対する本当に差別であって、沖縄だけが国土面積の僅か0.6%しかないんです。そこに米軍の占

有施設が70%以上もあるというんです。そして今、台湾有事と言われる中で、沖縄は今戦争に巻き込まれる。自動的に巻き込まれるんですね。2015年の安保法案で自民党と公明党はこれを強行採決して、そして可決して、自動的にアメリカの戦争に巻き込まれるような法律、憲法無視の法律をつくってしまったんです。そういう中で、今台湾有事というものを言われている中で、沖縄の人たちをこれほど無慈悲にも捨て石にするというふうな状況に手を貸すような議決をすることに私は断固反対をします。

以上です。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する答弁を求めます。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ただいま11番議員の円谷議員から再質疑がありました。決して日本政府も、そして我々議会の中でも、沖縄を捨て石にするという、こういうふうなイメージの中で不採択にしたというわけではありません。先ほども申し上げましたが、一つは問題が大きい問題であると。まずは国のほうでしっかり討論していただいてというふうな思いがあったということが総務文教常任委員会の中での意見でありました。そしてまた沖縄については、沖縄振興特別措置法というのを国が設けておきまして、この計画につきましては、沖縄が自立的かつ持続可能な発展を実現するために、各種の沖縄振興策を講じているところであります。これについては、沖縄県の意向を十分に勘案した内容となっております。この中身については、各種団体の代表者、そして知事をはじめとする6名の地元首長など14名で構成されておきまして、沖縄の発展振興のために、国からの特別な措置のほかに、そういったものを広く沖縄県民の声を反映しながら、沖縄のプラスになるような施策として配慮しているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 9月9日に総務文教常任委員会で、私も委員なので、私はこれは反対しました。審査報告書には意見なしとなっておりますが、私は反対の意見をしました。なぜかという、台湾有事に備えた基地設備、今、円谷議員もおっしゃいましたけれども、沖縄は基地があるから経済的恩恵も受けている、また国からもいろんな補助とか……

○議長（古川文雄） 込山議員、ちょっと休議します。

休議 午前11時48分

開議 午前11時48分

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいま菊地総務文教常任委員長からの答弁に全く聞き漏らすことのできないような発言がございました。事実を無視した発言でございますので質疑をさせていただきます。沖縄振興を図っているというんですけれども、我が議会でも、菊地議員も参加しているはずなんですけれども、北谷町に行ってきたというんです。北谷町にアメリカンビレッジというアメリカ軍の基地が返還されて、そこに観光施設とかホテルとかができたんです。そしたら、その雇用とか産出額というのは100倍になったというんですね。沖縄は基地もっているなんていうようなデマまきを誰がやったのか。沖縄はまさに観光地、リゾート地です。基地がなければこういうふうに県民の雇用も所得も増えるんです。100倍になったんです。北谷町のアメリカンビレッジは。私どもも議会で行ってきたものあるんですけれども、こういう事実を全く無視したデマまきを自民党と公明党の政府はやっているんです。あと、那覇の一部にもいろいろ造成の施設などが返還された跡地にできた。これもほとんど100%近い雇用の創出、経済効果が出ていると言われているんです。基地はむしろ沖縄の経済を阻害している要因なんです。そして、ベトナム戦争のときにはあそこから飛び立って、ベトナム人を何万人殺したか分らないです。今朝も朝の4時から、日本人の夫があその枯葉剤で自傷して亡くなったという人の奥さんが、枯葉剤の被害者を救援する活動をやって、ベトナムの被害者の子供に毎月カンパをして送っている。そして映画をつくった。そして、映画の聖地もみんなそこにやって、子供たちにやっている。たくさんの子供たちが今、アメリカ軍の沖縄から発射した枯葉剤、日本でもつくっていると言われていました。郡山の保土谷化学なんかもその薬をつくっていたと言われていたんです。そういうものがまかれて、いまだ子供が、今生まれる子供も奇形児が生まれているというんです。そういうふうなことを嘉手納基地から来たアメリカ軍はやっているんです。これからも、台湾有事になれば真っ先にあそこが狙われて沖縄の人がたくさん死ぬんです。こういうことを我々は容認するような議会の措置に断固反対します。

以上です。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する答弁を求めます。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ご答弁申し上げます。

11番、円谷議員の質疑についてですが、まず6月議会で継続審査ということで、大変重い問題であるということで継続審査をさせていただきました。そして、今回もある一部では継続審査という声もありましたが、2回続けて継続審査というのはあり得ないだろうというこ

とで、皆さんのご意見を集約させていただきました。その中で、やはり先ほども申し上げましたが、問題がまず大き過ぎるところにお話が行きまして、その中で、不採択でいいのではないかと、こういうふうな意見があったものですから、これでまとめをさせていただいて、今回不採択ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 討論という趣旨がちょっと分からないんですけど、私は総務文教常任委員会で意見したんです。反対のいろんな意見を。でも、この報告書には意見なしということになっているんですけど、だから、ちょっとそれが疑問だなと思いました。それは討論でいいんですか。疑問だということは。

それで、捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。陳情というのはどこの市町村にも出していいというか、地方自治体、法律で決められていますから、国全体に関わる大きな問題だからこそ、各地方自治体も真剣になって考える必要があるのではないかと考えております。今、台湾有事とか、沖縄に基地が必要だと、基地があるから経済的な恩恵も受けられるとか、それもデマだと思いますけれども、根本的に日本というもの全体で考えたときに、戦争の準備をするのではなくて、今、地球規模で災害やいろいろ大変な国を日本が本気で人命救助とか救済する政策をして、日本が世界の模範となって、世界、困っている国の救出に当たって模範を示せば、そんな国を攻めようとする国というものはないと思いますし、どこもかしこも戦争準備ばかりしていたら、私たちの子孫に赤紙が来て戦争に巻き込まれるかも分からない。そんなときに、戦争準備ばかりしては駄目ですよ。日本がウクライナの二の舞になるからと言って戦争準備する。アメリカに助けてもらえるかって、そんなのあり得るわけないし、だからって戦争準備するよりも、今、地球規模で起きている、パキスタンだってウズベキスタンだって大洪水、いろんなそういう災害があるのに、日本が本気で世界を救うために立ち上がって、本気で動いたら、そんな国を攻めようとする国があるでしょうか。それはきれいごとかもしれませんが、子孫のことを思ったら、戦争準備にお金を使うんだったら、人類救済のために使うようにかじを変換していかなくちゃい

けないんじゃないんでしょうか。もしそれに対して反論があったらお願いします。

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了といたします。

これより陳情第18号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄） 起立多数であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで議事の都合により13時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

次に、産業厚生常任委員会に付託いたしました陳情第21号から陳情第24号までの4件を一括審議としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情4件を一括審議とすることに決しました。

陳情第21号から陳情第24号までの陳情4件について、産業厚生常任委員長より一括報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番（産業厚生常任委員長 大河原正雄） 令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと

決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後零時2分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、陳情第21号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情。

審査結果、陳情第21号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第21号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後零時2分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、陳情第22号 重度心身障がい者医療費助成制度に関する陳情書。

審査結果、陳情第22号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第22号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後零時2分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、健康環境課、大木課長、影山副課長。

付託件名、陳情第23号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しに関する陳情書。

審査結果、陳情第23号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第23号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後零時2分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、陳情第24号 ひとり親家庭医療費助成制度に関する陳情書。

審査結果、陳情第24号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第24号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

○議長（古川文雄） これより産業厚生常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより各陳情の討論、採決を行います。

初めに、陳情第21号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第21号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第22号 重度心身障がい者医療費助成制度に関する陳情書について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第22号 重度心身障がい者医療費助成制度に関する陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第23号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しに関する陳情書について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第23号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しに関する陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第24号 ひとり親家庭医療費助成制度に関する陳情書について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第24号 ひとり親家庭医療費助成制度に関する陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第25号について、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長の報告を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） 令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長、吉田孝司。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

令和4年9月9日開催。午後1時から午後2時27分までの開催であります。出席者は委員全員。開催場所は、ここ、議会議場でございます。

説明者につきましては、参考人、小抜三吉氏。執行部より木賊町長、小貫副町長、都市建

設課、吉田課長、小貫主幹兼副課長、真壁治水対策室長、産業課、菊地課長、圓谷遊水地営農対策室長であります。

付託件名は、陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書でございました。

審査結果並びに審査の経過につきましては、陳情第25号については、参考人及び町長、副町長、担当課（都市建設課・産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきと決しました。

意見についてはございませんでした。

以上、陳情審査報告書といたします。

○議長（古川文雄） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第12、総務文教常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、総務文教常任委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第13、産業厚生常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第15、発委第1号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） ただいま上程されました発委第1号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について、提案理由のご説明を申し上げます。

皆様方、お手元の議員提出議案の1ページをご覧ください。

発委第1号。

令和4年9月16日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会委員長、吉田孝司。

阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出について。

2ページにあります意見書のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提案理由及び意見書の内容につきましては、重複するところがございますので、2ページ目の意見書の案をご覧くださいながらお聞きいただければというふうに思います。

令和元年東日本台風による記録的な出水を受けて、阿武隈川上流に位置する当町においては、本町の阿武隈川で堤防決壊2か所、支川の鈴川で堤防決壊2か所、さらに、当町の本川区間の堤防において、越水・溢水により、約153ヘクタール、199戸の建物に床上・床下浸水が発生し、19棟の農業用ビニールハウスが崩壊しました。

こうした甚大な被害を踏まえ、国土交通省では、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」により、本川・支川の抜本的な治水対策と、流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策を進めていくこととし、当町は、遊水地群のエリアに位置づけられました。

国では、遊水地の事業予定範囲や事業内容について、地区住民に説明会を開催し、事業に対する理解を求めている状況であります。今後、事業が確定次第、遊水地事業範囲内の住民は、現在の居住地からの移転が生じることとなります。しかし、移転については数年先となることもあり、地区住民は、直轄整備で本川からの洪水被害が防げても、県管理支川へのバックウォーターや内水により、現在の居住地が再び浸水被害に遭うことについて大変危惧しており、いつ発生するか分からない洪水被害に対し、不安な状況が続いております。

つきましては、地区住民の生活再建及び精神的な不安解消に向けて、下記のとおり要望するものでございます。

- 1、遊水地事業区域内の住民の高台移転のための支援。
- 2、移転に伴い生じる各種法令・規制の見直しや手続の簡素化。

3、阿武隈川本川及び県管理支川の鈴川も含めた治水対策。

4、遊水地整備後の土地の有効利用のための支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

本日、令和4年9月16日付で、内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣、財務大臣、福島県知事、これ順不同であります。こちらに対して、福島県岩瀬郡鏡石町議会として意見書を提出させていただきたいという議案でございます。

以上、説明を終わりますが、議員の皆様方の慎重審議を賜りまして、可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発委第1号 阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第16、発議第9号 「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 発議第9号 「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及を求める意見書の提出について、提出者、町議会議員、込山靖子です。

提案理由におきましては、次のページの意見書（案）とダブるところがありますので、意見書（案）を説明させていただきます。

今年の8月24日、岸田首相は、グリーントランスフォーメーション実行会議で、次世代型小型原子炉の開発・建設や原発の運転期間延長について、国が前面に立ってあらゆる対応を取っていくというふうに述べました。これちょっと省略して読んでいます。これは、3.11の原発事故のときに新增設などを凍結してきた政治方針の大転換で、原発事故以降、政府は新增設と建て替えを凍結し、昨年10月に閣議決定したエネルギー基本計画でも、可能な限り原発依存度を低減するとしてきた。それなのに、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰や電力需給の逼迫を理由に、原発依存にかじを切り直そうとしている。

福島県にはまだ事故発生後収束もしていない原子力緊急事態宣言発令中の原子炉と、汚染され人が住めなくなった地域や、避難したまま家に戻れない人たちが多数存在している。避難民以外にも、多くの産業が打撃を受けたままであります。このように、原発事故によって福島県民が受けた大きな被害を、国にはしっかりとご理解いただきたい。

また、エネルギー問題の解決、原発依存からの脱却のために、政府はどんな努力をしてきたのか、甚だ疑問に感じる。むしろ、財界や原子力村の言いなりになって国民を裏切るようなことであるならば、それは絶対にやめていただきたい。

私たちは、福島県における原発事故による経験を基に、岸田首相や関係閣僚、さらに全ての国会議員に対し、これまでの政府の方針や閣議決定に従って、原発依存からの脱却をしっかりと目指していただくことを強く希求する。については、次世代型小型炉SMRの開発・建設及び原発再稼働や運転期間見直しなどの指示を撤回するとともに、再生可能エネルギーの推進、普及に全力で取り組むことを重ねて強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。皆様方のご審議をお願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま込山議員から提出いただきました「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及を求める意見書の提出についてでございます。これにつきまして、私は賛成者の1人になっておりますが、重ねまして賛成討論をさせていただきたいと思っております。

今年の8月25日の私の誕生日ですけれども、この日の朝刊に、まさしく今込山議員がご提案された内容の中で、今の岸田首相による政府が原発新增設を検討しているんだと。これについては、政府方針転換というふうに書いてある記事が書かれております。私の誕生日にこのような記事が出たということは、本当に私もびっくりしたんですけれども、これまで、2011年3月11日の東日本大震災に伴う原発事故に伴いまして、本県においても大きな事故被害を受けて、いまだに至っていると私は思っております。そういう中において、国民感情、あるいは県民の感情を無視するような政府方針が示されたこと、そしてまた、それは、これまでの政府が堅持してこられた方針を転換するものであるということで、私は大変驚いていると、今、重ね重ね申し上げます。

先日、小泉進次郎元環境大臣の講演会に私も行ってきたんですけれども、ある意味、政府、自党内でも、いわゆるこのような原発推進派のような考えもありますし、片や、原発に依存しないで再生可能エネルギーの普及を求めたほうがいいんじゃないかというふうなことも言われております。要するに政府・与党の中でもそういう割れている状況の中で、時の首相がこのようなことを示すのは、私はやはりちょっと違うのではないかというふうに思っております。やはり国民の総意が得られていない、特に被災地福島県の県民の総意が得られていない中で原発推進にかじを切るのは、やはり今のときにあらずというふうに思っております。

したがって、今、込山議員が提出されました意見書に賛成するものでありますが、重ね重ね申し上げますけれども、私の政治の師であります佐藤栄佐久知事がこういうことをおっしゃっておられましたので、一言お話を申し上げたいと思います。原発についての話です。単純な言葉です。原発には、文化、文明、倫理、哲学の問題があると、そういうふうなお話をされておりました。そのお話を聞いてからもう何年もたちますが、原発には、文化、文明、倫理、哲学の問題があるということ、ここに全て集約するのではないかと、私も全く同じ考えを持っております。

以上、そのような考えから、込山議員が提出されたこの意見書に対して大いに賛成するも

のであります。

以上とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第9号 「エネルギー基本計画」を堅持し、再生可能エネルギーの普及を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、閉会中の継続審査申出書及び意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時34分

開議 午後 1時35分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄） ただいま継続審査申出書2件及び意見書案2件が提出されました。

意見書案につきましては、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

提出されました4件を日程に追加し、産業厚生常任委員会閉会中の継続審査申出書の件を日程第17とし、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査申出書の件を日程第18として、意見書案第16号を日程第19として、意見書案第17号を日程第20として、それぞれ議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、提出された4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第17、産業厚生常任委員会閉会中の継続審査の申出についての件を

議題といたします。

ただいま委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第18、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出についての件を議題といたします。

ただいま委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎意見書案第16号及び意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第19、意見書案第16号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）及び日程第20、意見書案第17号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しを求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、大河原正雄議員。

[9 番 大河原正雄 登壇]

○9番（大河原正雄） 意見書案第16号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）。

国は令和5年度に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、これまで以上に子供関連政策の充実・推進を目指すとしているが、コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されてきましたが、コロナ禍への対応が加わり、今、保育現場の多忙化、人員不足は深刻なレベルに達している。

[「朗読省略」 の声あり]

○9番（大河原正雄） 省略の声がありますので、省略いたします。

1、子供のために配置基準引き上げによる保育士増員を進めること。

令和4年9月16日。

福島県鏡石町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣府特命担当大臣（少子化対策）様。

以上であります。

次に、意見書案第17号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しを求める意見書（案）。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生したタンク貯留ALPS処理汚染水の処分について、令和3年4月13日に政府は海洋放出により処分を行うと、唐突に関係閣僚会議で決定し、2年後に海洋放出を開始する準備を始めた。

[「朗読省略」 の声あり]

○9番（大河原正雄） 省略の声がありますので、省略させていただきます。

1、「多核種除去装置等処理水」の海洋放出のためのトンネル工事着工への事前了解を取り消すこと。

2、「関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」という福島県漁業協同組合連合会との文書約束を守るよう、政府と東京電力に対し強く求めること。

令和4年9月16日。

福島県鏡石町議会。

福島県知事様。

以上であります。

○議長（古川文雄） これをもって、意見書案2件の一括説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより意見書案ごとの討論、採決を行います。

初めに、意見書案第16号について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第16号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第17号について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第17号 多核種除去設備等処理水の海洋放出設備着工事前了解取り消しを求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしま

した。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄）　ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男）　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る6日から本日までの11日間にわたり、全17議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり認定、承認、同意、議決を賜りました。

私が就任して初めての定例会をこうして無事閉会を迎えることができましたのも、議員各位のご理解とご協力によるものであり、ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会は、決算議会と言われるように、令和3年度決算審査が特別委員会において行われたところであります。決算審査はもとより、本会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分これを尊重し、対応してまいりたいと考えております。

また、議決いただきました今年度各会計補正予算につきましても、迅速な執行に努めてまいりたいと思います。

最後になりますが、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄）　これにて、第13回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

閉会　午後　1時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和4年9月16日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一